

平成31年3月定例会

長和町議会会議録

平成31年 3月 1日 開 会

平成31年 3月19日 閉 会

長 和 町 議 会

平成31年3月 議会関係日程表

平成31年3月1日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
2	18	月		12:00 一般質問締切日
	19	火		9:00 議会運営委員会
	20	水		
	21	木		
	22	金		
	23	土		
	24	日		
	25	月		13:30 議会全員協議会
	26	火		
	27	水		
	28	木		
3	1	金	本 会 議	9:30 3月定例会開会（議案の上程）
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	休 会	
	5	火	休 会	
	6	水	本 会 議	9:00 一般質問
	7	木	委 員 会	9:00 予算特別委員会……役場 議場
	8	金	委 員 会	9:00 予算特別委員会……役場 議場
	9	土	休 日	
	10	日	休 日	
	11	月	委 員 会	9:00 社会文教常任委員会…役場 議場
	12	火	委 員 会	9:00 総務経済常任委員会…役場 議場
	13	水	休 会	
	14	木	休 会	
	15	金	休 会	
	16	土	休 日	
	17	日	休 日	
	18	月	休 会	
	19	火	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会） 議会全員協議会

会期19日間

第 1 号

(3 月 1 日)

議 事 日 程

平成31年 3月 1日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 2号 議員派遣報告
- 日程第 5 報告第 3号 平成31年度長和町土地開発公社事業会計の予算について
(町長提出)
- 日程第 6 発議第 1号 長和町予算特別委員会の設置について
(議員提出)
- 日程第 7 長和町予算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について
- 日程第 9 事件撤回の件について
- 日程第10 議案第 1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第11 議案第 2号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第12 議案第 3号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第13 議案第 4号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
(町長提出)
- 日程第14 議案第 5号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第15 議案第 6号 長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第16 議案第 7号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

て

(町長提出)

日程第 1 7 議案第 8 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 9 号 長和町文書館条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 1 0 号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 2 0 議案第 1 1 号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 2 1 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度長和町一般会計予算について

(町長提出)

日程第 2 2 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

(町長提出)

日程第 2 3 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 4 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 5 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度長和町介護保険特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 6 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 7 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度長和町観光施設事業特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 8 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度長和町和田財産区特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 9 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度長和町上水道事業会計予算について

(町長提出)

- 日程第 3 0 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計
予算について
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度長和町一般会計補正予算 (第 6 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予
算 (第 4 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正
予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
について
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) につ
いて
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正
予算 (第 3 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算 (第 4 号) について
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 4 号)
について
(町長提出)
- 日程第 3 9 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計補正予算 (第 4 号) につい
て
(町長提出)
- 日程第 4 0 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について (長和町特産物直売所)
(町長提出)
- 日程第 4 1 議案第 3 2 号 町道路線の認定について
(町長提出)
- 日程第 4 2 議案第 3 3 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄するこ

とについて

(町長提出)

日程第 4 3 陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意
見書を提出することを求める陳情

日程第 4 4 陳情第 2 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林譲与税（仮称）で順
次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情

日程第 4 5 委員会付託について

散 会

平成31年長和町議会3月定例会（第1号）

平成31年3月1日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君	代表監査委員	名倉 俊城 君

議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開会の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、平成31年3月長和町議会第1回定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田村孝浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、4番、森田公明議員、8番、小川純夫議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（田村孝浩君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。

会期につきましては、2月19日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） おはようございます。それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをごらんください。

2月19日に開催されました議会運営委員会で会期が決定いたしました。本日、3月定例会の開会となります。

3月6日、一般質問が4名の議員の方からございます。

3月7日、8日に予算特別委員会を、11日に社会文教常任委員会を、12日に総務経済常任委員会をそれぞれ開催いたします。

3月19日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期19日間となりますが、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日1日から3月19日までの19日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日から3月19日までの19日間と決定いたしました。

○議長（田村孝浩君） ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第1号から3号までの報告案3件、発議第1号 長和町予算特別委員会の設置案1件、事件撤回の件1件、議案第1号から11号までの条例案11件、議案第12号から21号までの平成31年度予算案10件、議案第22号から30号までの平成30年度補正予算案9件、議案第31号 指定管理者の指定に関する案1件、議案第32号 町道路線に関する案1件、議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に関する案1件、陳情2件の合計40件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3 報告第1号 例月出納検査結果報告

○議長（田村孝浩君） 日程第3 報告第1号 例月出納結果検査について、名倉俊城代表監査委員から報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） おはようございます。

それでは、例月出納検査の結果を御報告申し上げます。

議案書は3ページになりますので、よろしく願いいたします。

報告第1号

平成31年3月1日

長 和 町 長 羽 田 健 一 郎 様

長和町議会議長 田 村 孝 浩 様

長和町監査委員 名 倉 俊 城

〃 柳 澤 貞 司

例月出納検査結果報告（平成30年度1月分）

去る2月22日、1月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細は、議案書をごらんいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第4 報告第2号 議員派遣報告

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第4 報告第2号 議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣については、私から報告いたします。

お手元の議案書の4の2ページから4の4ページに記載してありますとおり、1月24日の上田地域市町村議会議員研修会、1月30日の町村議会広報研修会、1月31日の立科町議会議員との研修会に、各議員が出席しております。

内容については、ここに記載してあるとおりです。御参加いただき、大変御苦労さまでした。

◎日程第5 報告第3号 平成31年度長和町土地開発公社事業会計の予算について

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 報告第3号 平成31年度長和町土地開発公社事業会計の予算について報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。議案書は5の1ページをお開きをよろしくお願いたします。

平成31年度の土地開発公社事業会計の予算につきましては、2月7日開催の理事会において御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、当議会へ報告するものでございます。

人口減少対策の一環といたしまして、町営住宅にお住まいの皆様や長和町に住みたいと考えられておられる皆様の定住対策といたしまして、立岩落合団地は分譲地17区中8区画が販売済みとなっており、現在、2区画からお申し込みをいただいております。販売済みとなっております区画では、徐々に住宅の建築が始まっており、勢いを感じているところでございます。

残りの7区画につきましても、引き続き所期の目的が達成できますよう、土地開発公社理事会の御意見も頂戴し、完売に向けて推進してまいりたいと思っております。興味を持っていらっしゃるお客様の情報があれば、ぜひ、御紹介をお願いしたいと思います。

さて、平成31年度の予算は、土地開発公社が保有しています残区画、ただいま申し上げました立岩落合団地7区画、そして細尾団地3区画、有坂団地1区画、計11区画の販売に注力する予算となっております。

詳細につきましては、予算書をごらんいただければというふうに思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

◎日程第6 発議第1号 長和町予算特別委員会の設置について

(議員提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第6 発議第1号 長和町予算特別委員会の設置についてを上程いたします。

上程されました議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

柳澤貞司議員。

○7番（柳澤貞司君） それでは、発議第1号 長和町予算特別委員会の設置について御説明を申し上げます。

議案書の6の2ページをごらんいただきたいと思います。

名称につきましては、長和町予算特別委員会となっております。

設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条であります。

目的でございますけれども、平成31年度長和町一般会計予算を審査するためでございます。

委員の定数でございますが、議長を除く9人でございます。

活動期間でございますが、平成31年度長和町一般会計予算の審査終了するまでとなっております。

以上でございますけれども、御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。日程第6 発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し、即決したいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、日程第6 発議第1号は、本日即決することに決定いたしました。

日程第6 発議第1号 長和町予算特別委員会の設置についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。発議第1号は原案のとおり可決いたしました。よって、平成31年度長和町一般会計予算につきましては、ただいま設置した予算特別委員会において審査することとなりました。

◎日程第7 長和町予算特別委員会の委員の選任について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 長和町予算特別委員会の委員の選任についてを議題とします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名いたします。

それでは、事務局長より読み上げます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、議案書の7ページをごらんください。

長和町予算特別委員会の委員のお名前を読み上げます。

羽田公夫議員、小川純夫議員、柳澤貞司議員、伊藤栄雄議員、宮沢清治議員、森田公明議員、田福光規議員、渡辺久人議員、佐藤恵一議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、特別委員会の委員をただいまの朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時41分

再 開 午前 9時42分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について、互選された結果を事務局長より読み上げます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、お手元にお配りしました名簿に基づきまして、報告をさせていただきます。

予算特別委員会委員長、羽田公夫議員、副委員長、宮沢清治議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 特別委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎日程第9 事件撤回の件について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第9 事件撤回の件についてを議題とします。

町長から撤回理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） おはようございます。

事件撤回の件について御説明を申し上げます。

12月定例会に提出し、継続審査となっておりました議案第88号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）につきましても、総務経済常任委員会で審査をいただいていたところですが、不備となっておりました債務負担行為の手続と一緒に再提出をしたいことと、指定期間の再検討を行いましたので、今回、この議案を撤回させていただいて、今定例会で改めて再提出をさせて

いただきますので、御許可をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております事件撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認めます。したがって、事件撤回の件を許可することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第11 議案第2号 長和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第12 議案第3号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第13 議案第4号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第14 議案第5号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第15 議案第6号 長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第16 議案第7号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第17 議案第8号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第18 議案第9号 長和町文書館条例の制定について

（町長提出）

◎日程第19 議案第10号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (町長提出)
- ◎日程第20 議案第11号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第21 議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第22 議案第13号 平成31年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
(町長提出)
- ◎日程第23 議案第14号 平成31年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第24 議案第15号 平成31年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第25 議案第16号 平成31年度長和町介護保険特別会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第26 議案第17号 平成31年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第27 議案第18号 平成31年度長和町観光施設事業特別会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第28 議案第19号 平成31年度長和町和田財産区特別会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第29 議案第20号 平成31年度長和町上水道事業会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第30 議案第21号 平成31年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について
(町長提出)
- ◎日程第31 議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算(第6号)について
(町長提出)
- ◎日程第32 議案第23号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について
(町長提出)
- ◎日程第33 議案第24号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会

計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第34 議案第25号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

（町長提出）

◎日程第35 議案第26号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4
号）について

（町長提出）

◎日程第36 議案第27号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会
計補正予算（第3号）について

（町長提出）

◎日程第37 議案第28号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会
計補正予算（第4号）について

（町長提出）

◎日程第38 議案第29号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第
4号）について

（町長提出）

◎日程第39 議案第30号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）
について

（町長提出）

◎日程第40 議案第31号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）

（町長提出）

◎日程第41 議案第32号 町道路線の認定について

（町長提出）

◎日程第42 議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄
することについて

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第10 議案第1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第42 議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。3月を迎えまして、寒さが幾分緩み、日が長く濃くなって、すぐそこに春の訪れを感じる時期となってまいりました。この冬は、里では根

雪が見られないほど雪が少なく、スキー場でもまとまった雪が全く降らないという、極めて異例な状態が続いており、大変苦戦を強いられているということでございます。雪の少ない冬は生活するには楽ですが、反面、この先の治水や農業面での水不足が心配されるところであります。

本日ここに、長和町議会3月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員各位の御出席を賜り開会できますことに、心より感謝を申し上げます次第であります。

さて、いよいよ平成もあと2カ月ほどで幕をおろそうとしております。新たな元号が4月1日に発表され、現天皇陛下の退位並びに新天皇陛下の即位という大きな節目を迎えるわけではありますが、新たなスタートに当たり、より一層気持ちを引き締め、滞りなく事務事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

2月4日に開催された長野県町村会役員会において、前町村会長である藤原川上村長が辞意を表明いたしました。2月19日の町村会定期総会において、その後任人事として私が選任され、同日、長野県町村会長に就任をいたしました。

県内の町村は、少子高齢化や人口減少、厳しい財政運営に直面しており、小さな町村一つ一つが輝けるまちづくりを支援するため、国や県に対して町村の立場を主張し、財源確保などの必要な要望を行ってまいりたいと決意を新たにいたしました。

また、本業であります町長としての職務につきましても、町民皆様の笑顔を未来に引き継ぎ、住んでよかったと実感できるまちづくりのため、引き続き全力で取り組んでいく所存であります。

町村会長は激務であろうと思いますが、その経験が長和町にとってプラスになるよう、パイプをより一層太くし、人脈と情報を最大限に活用するよう努めてまいりますので、議員各位を初め町民の皆様の御理解をお願いを申し上げます。

それでは、今議会に提案させていただきました条例案11件、平成31年度予算案10件、平成30年度補正予算案9件、そのほか指定管理関係などにつきまして、順次説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号から議案第11号までの条例にかかわる案件ではありますが、内容といたしましては、議会議員及び特別職の期末手当率の改定に係る案件が2件、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する案件、職員の給与、降給及び配偶者同行休業に関するもので3件、長和町の健康保険税条例の一部改正、長和町営ブランシュたかやまスキー場条例において消費税増税に伴う料金の見直しに関するもの、地域文化の発展と開かれた町政を推進するための文書館条例の制定、4月1日からの下水道関連事業の地方公営企業法適用に伴い必要な条例改正2件、合わせて11件の条例改正及び条例制定を行うものであります。

次に予算関係であります。初めに平成31年度予算編成の基本方針を述べさせていただきます。

国における平成31年度予算につきましては、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現を目指し、人づくり改革及び生産革命を実現・拡大し、潜在成長率の引き上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指すとしております。

さらに、経済・財政一体改革として、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針を堅持し、2025年度の国、地方をあわせた基本的財政収支の黒字化と債務残高対GDP比率の安定的な引き下げを目指し、財政健全化に取り組むとしております。

当町におきましても、国の地方財政対策の動向を踏まえ、創意工夫を凝らしながら、地域の活性化に取り組み、少子高齢化や人口減少など大きな社会変化が起こりつつある中で、町民が町に愛着や誇りが持てるように、今まで培ってきた基礎体力をもとに、人が元気、町も元気、元気が出る長和町の実現に向け、長和町長期総合計画の基本理念である「住民と行政との協働のまち」「豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち」「地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち」の実現を目指し、「Nagawa Next Vision 4」に掲げた各種事務事業の実施により、将来にわたって持続可能な安定した長和町を確立する施策の推進に努めることを基本的な予讃編成方針といたしました。

平成31年度予算額につきましては、一般会計が60億2,000万円、特別会計6会計の合計が19億8,159万1,000円となり、総額では80億159万1,000円となっております。

一般会計につきましては、平成30年度当初予算額と比較し1億2,000万円、率にして2.0%の増となりました。特別会計は平成30年度当初予算額と比較し2億4,000万円余、率にして10.8%の減となっております。

特別会計予算額が大きな減額となった理由につきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計と簡易排水施設特別会計が平成31年度より公営企業会計へ移行することによるためであります。

それでは、まず、議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算について、主な内容を御説明をいたします。

まず、大切な長和町の皆さんが安心・安全で快適に暮らせる、そして、社会の変化にも対応した活力あふれる持続可能な地域を目指し、私が公約に掲げました事項に係る予算といたしまして、子育て日本一を目指すまちづくりにつきましては、新たな事業として、保育園の空調設備の設置や、今年度実施いたしました子育て支援ニーズ調査をもとに、平成32年度からの子ども・子育て支援5カ年計画を策定し、より実情に合ったきめ細かな質の高い子育て支援を推進してまいります。

あわせまして、小中学校の給食費の無償化や、小学校及び中学校入学時に支援金を給付する子育て応援給付金、18歳以下の医療費無料化、高等学校通学費補助等に係る予算を引き続き計上し、子育て世帯の負担軽減を図ることにより、子育て支援の一層の充実を進めてまいります。

高齢者が元気なまちづくりに関しましては、高齢者の皆さんが住みなれた地域で自立した生活が送れる施策を実施してまいります。旧和田診療所を解体し、その跡地を活用する入所型の老人福祉施設の建設のほか、地域の社会福祉法人等と連携し、配食サービス事業を初め、きめ細かな事業を引き続き実施してまいります。

誰もが安心・安全に暮らすことができるまちづくりにつきましては、地域防災力の向上、防災意

識の高揚を図るため、引き続き住民の方々に自主防災組織の結成をお願いしながら、災害に強いまちづくりを推進していきます。

防犯体制の強化といたしまして、通学路等を中心に防犯カメラを設置し、犯罪の未然防止に努めてまいります。

また、依田窪病院や依田窪老人保健施設の充実を図るための運営等にかかわる負担金、上田地域広域連合及び上田地域定住自立圏構想にかかわる事業として実施する休日・夜間の医療体制、平日深夜在宅当番医、小児救急センター等に係る経費の負担金等を計上し、引き続き医療体制のさらなる充実に努めてまいります。

次に、地域の産業が元気になるまちづくりといたしまして、農家の育成支援に係る産地パワーアップ事業を新たな事業として予算計上をいたしました。そのほか、地方創生推進交付金等を活用した事業を幾つか実施し、町の産業振興に係る地域の活性化を進めてまいります。また、和田宿ステーションの改修に係る予算も計上をさせていただきました。

多彩な観光資源を活かしたまちづくりとして、商工観光の関係では、滞在集客型の2大イベントであるトレイルラン及びウイスキー&ビアキャンプやマルメロ夜市の開催等、各種イベントの実施主体となる町観光協会へ、開催に係る補助を行います。また、ブランシュたかやまスキー場関連予算を計上し、自然・温泉・スキー場を活かした観光の推進を図ってまいります。

黒耀石の関係では、平成28年度より、史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡整備事業に着手しておりますが、平成31年度も引き続き関連する事業を実施し、日本遺産の要素である黒耀石によるまちづくりも推進してまいります。

未来を託す子どもたちが輝くまちづくりにつきましては、教育環境の整備として、小中学校への町費による講師、子どもたち一人一人に寄り添う心の相談員及びスクールカウンセラー、ペアレントトレーニング等を配置することにより、児童生徒にきめ細かな教育を行うほか、ALT事業も充実し実施しております。

新たな元気を創出するまちづくりの関係では、今年度、福祉と健康を充実させるため、旧和田庁舎の施設改修を行いました。今後は充実した利活用となるよう進めてまいります。

行政サービスの充実や行政改革の推進につきましては、住民の皆さんに対して質の高い安定した行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

また、人事評価制度につきましては、平成28年度から人事評価システムを導入しておりますが、平成31年度より本格的な運用を始めます。平成31年度もシステム関係の予算を計上をさせていただきましたが、人事評価制度が職員一人一人の資質の向上につながるよう、継続して努めてまいりたいと考えております。

以上、平成31年度一般会計当初予算の歳出の中で、私が公約に掲げた項目の主な事業について述べさせていただきましたが、その他の大きな事業として、今年度に引き続きケーブルテレビの伝送路更新事業がございます。今年度は、ふぐあいが生じている伝送路を、総務省の補助事業を導入

し更新をいたしました。31年度は各家庭の外壁までの引き込み工事を行います。オリンピック4K・8Kのテレビ放送の実現に向け、引き続き事業に取り組んでまいります。

他の事務事業に係る予算につきましても、住民サービスの向上に欠くことのできないものであります。今まで築き上げてきた行政サービスを決して低下させることなく、将来へつなげる健全な財政運営の推進を図り、その実現を目指してまいりたいと考えております。御理解と御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、一般会計の歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

町税につきましては、前年度より2.1%増の6億8,800万円余を見込みました。

地方交付税につきましては、前年度より5.0%増となる25億6,900万円を見込みました。合併算定がえから一本算定への移行が昨年度から始まり、算定額も年々縮小されていくわけですが、平成31年度におきましては、縮減の一方、国の財政計画の算定方法の見直し等により増額の要因もあるため、総額で1億2,200万円の増額とさせていただきました。

基金繰入金につきましては、財政調整基金等から合わせて7億3,100万円余を繰り入れる予算となっております。

町債の借り入れにつきましては6億8,600万円を見込んでおります。

また、ふるさと納税を大きく見込ませていただきました。総務省の方針によりまして、全国の自治体がもう一度スタートを切り直すといった状況の中で、当町といたしましても制度の趣旨を尊重しながら、返礼品と運営の見直しを行い、地域振興を図りながら財源の確保に努めたいと考えております。

次に、議案第13号 平成31年度長和町国民健康保険特別会計予算から議案第19号 平成31年度長和町和田財産区特別会計予算までの特別会計について説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。当初予算額は前年度と比較して8,042万円増額の8億242万円となっております。

歳入のうち、県支出金が増額、保険税は減額となっております。

歳出では、一般被保険者の保険給付費及び後期高齢者支援金が増額となり、退職被保険者等の保険給付費が減額となっております。

国民健康保険歯科診療所事業特別会計につきましては、診療報酬に係る会計であります。前年度と同額となる1,500万円の予算額とさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は8,400万円となり、前年度より200万円増額となる予算を計上させていただきました。

介護保険特別会計につきましては、前年度より1億5,400万円増額の9億7,400万円の予算額とさせていただきました。歳入では、保険料、国庫支出金、県支出金、基金繰入金等について増額となっております。歳出では、保険給付費、訪問型・通所型サービス事業などに係る地域支援事業費が大きな増額となっております。

同和地区住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、前年度より1万円増額の71万円とさせていただきます。

観光施設事業特別会計につきましては、前年度より99万9,000円減額して1億546万1,000円となっております。直営別荘地の管理運営に関する事業会計であり、各別荘地の維持管理経費が主なものとなっております。なお、この特別会計中に、今後の別荘地運営のあり方を目指した、マスタープラン策定に係る予算も計上をいたしました。

和田財産区特別会計につきましては、前年度より481万1,000円減の401万4,000円の予算となっております。間伐材等の生産物売払収入が減額となったことが主な要因となっております。

次に、議案第20号 平成31年度長和町上水道事業会計予算から議案第21号 平成31年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算までの企業会計について、説明をさせていただきます。

長和町上水道事業会計予算につきましては、平成31年度において、料金体系の見直しにより、平均で12.6%となる水道料金の値上げとなりますが、上水道事業の健全経営、安心・安全な水の供給にかかわる予算計上となっております。

長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算につきましては、平成31年度から公営企業法適用の会計へ移行予定であり、新たに公共下水道事業としてスタートをいたします。

以上、平成28年度からの普通交付税の一本算定の開始、平成31年4月からの水道料の改定、10月からの消費税率の引き上げ等、今後、町の財政状況はさらに厳しい状況下に置かれることとなりますが、地道に培ってきた基礎体力をもとに、これからもなお一層、長和町が長和町としてさらに輝き続けることができるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、時代の動向を的確に把握しながら、住民の皆さんが必要とするサービスの質を高めつつ、効果的・効率的に提供していくための体制を確保することが、安心して暮らせるための役割を果たすことと考えます。

そうすることによって、「元気が出る町！長和町」の実現に一步一步着実に、そして確実に前進していくものと確信をしております。

続きまして、議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、まず歳出では、総務費で、基幹系システム共同化負担金に係る補正予算を計上をいたしました。これは、システムのカスタマイズ等にかかわるものであります。また、2カ年計画で実施をいたしましたケーブルテレビネットワーク光化促進事業の今年度分が精算となりますので、減額する補正を計上をいたしました。

民生費では、福祉医療給付費に係る予算におきまして、増額の補正予算を計上をいたしました。また、配食サービスにつきましては、利用者の減少により、サービス費用分の減額補正を計上をい

たしました。

農林水産業費では、道の駅エリア活性化推進事業について、直売所の本体工事と附帯設備工事に関して、国の補正予算を受けて、地方創生拠点整備交付金と起債を活用して実施するための補正予算等を計上をさせていただきました。この事業につきましては、繰り越し事業として31年度に施設の建設を行うものであります。

土木費では、除排雪に要する関連経費について、当初予算で最低限を見込んでいたため、融雪剤等の購入により増額する補正予算を計上をさせていただきました。

教育費では、長門小学校の灯油タンクの修繕に係る予算を計上をいたしました。

その他の歳出の補正予算につきましては、既に完了している事業の精算に伴う計数整理、経常経費等の精算見込みに伴う補正が主なものとなっております。

一般会計全体で1億7,402万1,000円の増額補正をお願いするものであり、補正後の総額は62億5,302万1,000円であります。

また、平成31年度の繰り越し事業といたしまして、補正予算書の第2表、繰越明許費に記載させていただきました国の補正予算に伴うものなどを含め、地方創生事業、道の駅活性化推進事業を初めとする6事業をお願いするほか、史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡整備事業に係る継続費につきまして、事業費の変更に伴う補正をお願いしております。

議案第23号から議案30号までの特別会計及び上水道会計の補正予算につきましては、事業完了に伴う精算及び実績見込みに伴う補正が主な内容であります。

次に、議案第31号 指定管理者の指定についてであります。

先ほど御説明したとおり、長和町特産物直売所（和田宿ステーション）の管理について、今定例会で改めて提出をさせていただいたものであります。

続いて、議案第32号 町道路線の認定についてであります。

未登記案件の登記完了に伴い、1路線を町道として認定するものであります。

最後に、議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてであります。

平成31年度に実施する上小医療圏内、地域医療再生計画継続事業終了後の地域医療対策事業に基金を取り崩して充当するものであります。

以上、本定例会に提案させていただきました案件について、概要を説明させていただきました。詳細につきましては、御審議の際、それぞれの担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま10時16分です。25分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時25分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第10 議案第1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20 議案第11号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） それでは、条例案件11件につきまして、順次説明をさせていただきます。

なお、これら11件の条例、全て施行日は31年4月1日でございます。

議案書の10の1ページをお願いいたします。

議案第1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明をいたします。

内容につきましては、10の3ページの新旧対照表をごらんください。議会議員の期末手当につきまして、現行の年間支給率「2.95カ月」を「3.35カ月」とし、0.4月分引き上げるという内容でございます。

次に、議案書11の1ページでございます。

議案第2号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬につきまして、基本報酬の改定と農地利用の最適化推進活動の実績に応じて交付される農地利用最適化推進交付金事業の交付要件に、報酬の上乗せに係る条例整備が求められたことから、特別職報酬等審議会で答申をいただき、議会に上程するものでございます。

11の3ページから4ページの新旧対照表をごらんください。

年額報酬であったものを月額報酬とし、農地利用最適化の推進が必須業務となったことから、報酬全体を引き上げるとともに、報酬の上乗せに関する記述を追加をしたものでございます。

次に、議案書12の1ページをごらんください。

議案第3号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

特別職の期末手当率につきまして、現行の年間支給率「2.95カ月」から「3.35カ月」へと0.4月分引き上げるものでございます。

内容につきましては、12の3ページ、新旧対照表をごらんください。

続きまして、13の1ページでございます。

議案第4号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

こちらは55歳以上の高齢層職員の昇給抑制につきまして、必要な措置を講じることとされており、当町におきましても県に準拠する形で、現在行われている「2号俸」の昇給抑制を「1号俸」へと、さらなる抑制を行うものでございます。

内容につきましては、13の3ページ、新旧対照表のとおりでございます。

次に、14の1ページ、議案第5号でございます。長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

平成31年度から人事評価制度の評価結果を処遇に反映させるに当たりまして、現在規定のない降格、降号といった降給の規定を設けるための条例を新規に制定するものでございます。

それから次に、15の1ページをお願いいたします。

議案第6号でございます。長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

働き方改革の一環として、配偶者の転勤に伴う離職への対応につきまして、国、県に準拠するとともに、長和町職員として有能で将来活躍することが期待される職員の継続的な勤務を促進するため、3年を超えない範囲内で同行休業を取得できる条例を制定するものでございます。

それから、議案書16の1ページ、議案第7号でございます。長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布されたことにより、基礎課税額における課税限度額が引き上げられたことが主な改正の理由であります。

内容につきましては、16の3ページからの新旧対照表にありますとおり、「58万円」というところを「61万円」に、「27万5,000円」を「28万円」に、「50万円」を「51万円」にそれぞれ改める内容でございます。

続きまして、議案書17の1ページをお願いいたします。

議案第8号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ことし10月1日からの消費税増税に対応するために、条例で定める料金表の見直しが必要となったことから、増税分の2%を見込んだ上限価格への改定を行うものでございます。

上昇価格が50円未満の場合は据え置き、50円以上につき100円単位で上限価格を設定すると同時に、シーズン5日券については廃止をするという内容でございます。

詳細につきましては、17の3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

議案書18の1ページでございます。

議案第9号 長和町文書館条例の制定につきまして、議決をお願いするものでございます。

こちらは重要な公文書を適切に保存し公開することにより、地域文化の発展と開かれた町政を推

進するため、条例を新たに制定するものでございます。

次に、19の1ページになりますが、議案第10号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、4月1日から長和町特定環境保全公共下水道事業、簡易排水施設事業、個別排水施設事業の地方公営企業法適用に伴い、必要となる上下水道関連の条例改正を行うものでございます。

内容につきましては、19の2ページですが、題名を長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例と改めるとともに、19の3ページですが、附則において、長和町課設置条例から、19の6ページの長和町給水条例までの合わせて12の関連する条例につきましても一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、19の7ページからの新旧対照表をごらんください。

最後になりますが、議案書20の1ページをごらんください。

議案第11号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

上水道関連では、水道休止制度が廃止されております。下水道事業の公営企業化に伴い、下水道事業においても同様に、下水道休止制度を廃止したいという内容でございます。

詳細につきましては、20の3ページ、4ページの新旧対照表をごらんください。

説明は以上ですが、これらの条例案件の詳細につきましては、委員会審議の際、担当者より説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

なお、議案第1号から議案第33号につきましては、委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、担当の委員会に委ねていただき、総括的、大綱的なものについてのみ質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 詳細は委員会でお尋ねしたいと思うんですが、議案第6号について、配偶者の同行休業に関する条例、役場の職員の身分で外国へ行って留学とか、あるいは何かの理由で派遣をするという趣旨だと思うんですが、今ここで制定ということは、どなたかそうした案件があるのかどうか、その点、1点だけお願いしたい。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 今、具体的に予定者がいるということでは。

○8番（小川純夫君） 名前とかいいから、あるのか、ないのか。

○総務課長（小林文江君） 予定はありませんが、国と県のほうでも条例整備をしておりますので、それにあわせる形で今回提出させていただきました。

○議長（田村孝浩君） ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第21 議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算についてから日程第30 議案第21号 平成31年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についてまでを一括して議題とします。

各課長より、平成31年度予算の主要事業について概要説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長(小林文江君) それでは、各課の新年度予算概要のほうをごらんください。

総務課に係る予算概要と主要事業を説明させていただきます。

まず1ページをごらんください。

総務課の予算概要でございますが、総務係では庶務事務経費、人事管理経費、情報管理に係るものや消防・防災に係る経費並びに4月執行予定の長野県議会議員一般選挙、7月執行予定の参議院議員通常選挙費を計上いたしました。

税務係の予算概要といたしましては、町税の収入見込みを6億8,800万円余とし、前年比で1,400万円ほどの増となっております。

続きまして、大門、長久保、和田、3支所の予算概要ですが、それぞれ施設の管理経費を計上いたしました。

次に、2ページの主要事業でございますが、総務係では、長野県議会議員一般選挙、参議院議員通常選挙に係る経費、それぞれごらんの金額です。

それから、情報管理に係るものとして、ウインドウズ10へのシステム改修、基幹系総合行政システム共同化負担金などを計上いたしました。

また、防災関連では、広域消防に係る広域連合への負担金が1億3,400万円ほど、非常備消防費として3,500万円ほど、防災対策費として970万円ほどを計上しております。

税務係では、通常の税務取り扱い業務のほか、例年行っております賦課徴収に係る業務委託等が主なものとなっております。

大門支所では、基幹集落センターの管理経費を含み92万6,000円、長久保支所では、老人福祉センター、町民センターの管理費を含めて1,039万8,000円、和田支所では、旧和田庁舎の管理費等で324万4,000円を見込んでおります。

以上、総務課に係る予算概要の説明を終了いたします。

○議長(田村孝浩君) 次に、企画財政課関係について説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長(金山睦夫君) それでは、私からは予算の概要とあわせまして、企画財政課にかかわるものを御説明いたします。概要の3ページと一般会計予算書1ページをあわせてごらんいた

だきたいと思えます。

先ほど町長の提案理由の説明でもございましたとおり、平成31年度の当初予算は、一般会計で60億2,000万円となり、30年度当初予算に比しまして2%、1億2,000万円の増となっております。

特別会計では、31年度から特環下水道会計と簡易排水会計が企業会計に移行したことによりまして、特別会計9会計合計では前年度比減額となっておりますが、これら2会計を除いて比べますと、前年度比13.5%、2億3,500万円余りの増となりました。

一般会計と特別会計を合わせた総額で80億159万1,000円でして、これも先ほどの理由により、昨年度比減額となっておりますが、実質増の予算規模となりました。

予算書を確認していただきまして、第2条、継続費に関しまして、7ページ、第2表となります。平成32年度までの継続事業の星糞峠の史跡整備事業に関しまして、30年度までの進捗状況から年割額の変更と事業の増額を行いました。

次に、第3条の債務負担行為につきましては、8ページ、第3表となります。12月議会で提案いたしました特産物直売所、いわゆる和田宿ステーションの指定管理に関する審査の際に御指摘のございました指定管理料に係る債務負担行為について、これまで議決をいただきました施設もあわせて、表にあります8施設について、限度額を定めるものです。

なお、本日、長和町特産物直売所の指定管理について、指定管理期間を3年間と改めまして御提案しておりますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

次に、第4条の地方債については、9ページ、第4表となっております。31年度は地方交付税の代替財源と言える臨時財政対策債と過疎債の借り入れを予定しております。

予算書の1ページに戻っていただきまして、第5条では一時借入金の最高額を8億円と定めるもの、6条では歳出予算の流用に関して定めるものですので、よろしくお願ひいたします。

2ページからの第1表の歳入に関しまして、この10月から実施される予定の消費税の増額と関連する税制改正、経済対策等で予想される歳入を見込んでおります。

ただし、プレミアム商品券に関する事業費につきましては、歳入歳出とも計上しておりません。これは国の事業詳細の提示がおくれたためで、基本的に事業に当たっては、全て国費で賄われると考えておりますので、詳細が固まり次第、御提案してまいりたいと考えております。

また同様に、森林環境譲与税に係る予算につきましても、6月定例会に提案の予定であります。

2ページ中段の地方消費税交付金につきましては、消費税増税に伴う交付は、平成32年度からとなりますので、今年度実績から見込んでおります。

また、下段のほう、地方交付税の関係ですけれども、町長提案説明にありましたように、地方財政計画と普通交付税の一本算定の影響を加味して25億6,900万円を見込んだものですが、今年度30年度の交付見込み額からは1億円以上の減少という見込みでおります。

また、3ページ下段の繰入金、基金繰入金につきましては、来年度から新町一体感醸成基金から

の繰り入れも見込んでおります。

それでは、予算概要、3ページの関係ですけれども、めくっていただきまして、各係の主要事業ということで、主なものを説明させていただきます。

初めに、まちづくり政策係でございますが、新規事業として、協働のまちづくりに関する経費となっちゃんの着ぐるみの更新の経費を計上しました。

また、地域おこし協力隊の関係ですが、2名新たに採用して5名としたいと考えておりまして、これに係る経費ということで1,960万円余りを計上させていただきました。

それから、まち・ひと・しごと創生係の関係ですが、31年度は現在の総合戦略の最終年度となりますので、次期計画、次の計画の策定等を実施する計画としております。

最後に、管財係の関係では、ふるさと納税に関しまして、総務省の方針を踏まえつつ、返礼金額の増や新たな返礼品をふやし、寄附額で5,000万円を目標に、ふるさと納税支援業務委託として2,600万円余りを計上いたしました。

また、公用車2台の購入、町長車のリース料、公営住宅の修繕費等を計上いたしました。

企画財政課は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、情報広報課、会計課関係について説明を求めます。

山浦情報広報課長。

○情報広報課長（山浦純一君） それでは、続きまして、5ページをごらんいただきたいと思えます。情報広報課の関係です。

1の予算概要につきましては、①文書広報費ですが、広報ながわを月に1回発行して、きめ細やかな取材によりまして、町の情報を提供してまいりたいと考えております。

②の関係ですけれども、情報管理費の関係です。地方創生事業の取り組みということで、FMとうみと協定を結んでおりまして、毎朝5分間枠のラジオ放送とスマートフォン用のアプリ等でお知らせ並びに災害に関する文字情報を提供しております。

3番目になります。ケーブルテレビの施設運営費の関係です。先ほども説明ありましたとおり、国は東京オリンピック・パラリンピックに向けまして4K・8Kの衛星放送を平成30年12月1日から開始しております。

これを受けまして、町でも放送施策の実現に向け施設整備を進めてまいりました。昨年、平成30年度に実施した幹線伝送路の光ケーブル化に続きまして、本年度ということで平成31年度は加入世帯への引き込み工事とインターネットの高速通信化に向け整備を実施してまいります。

また、民営化の関係ですけれども、平成28年度より映像制作など一部業務を町振興公社に委託していますが、光化移行工事が完了した後の平成33年度からは、丸子テレビ放送株式会社に全面委託する方向で現在、協議を進めております。

主な事業の関係です。新たな事業のみ御報告申し上げますけれども、一番下から2番目になります。車両の購入費が150万円でございます。また、特に大きな事業としまして、ケーブルテレビの伝

送路の更新工事の関係で、宅内の引き込み工事と通信用センター設置工事に係る経費といたしまして2億2,350万円の予算計上が大きなものです。

説明につきましては以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 次に、町民福祉課関係について説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、資料の6ページからになります。

町民福祉課としましては6係、会計としましては一般会計と4つの特別会計を担当しております、資料の6ページから15ページにわたりまして御説明をさせていただきます。

まず、一般会計のほうですけど、予算概要につきましてはですけど、まず最初に窓口係としましては、戸籍システムほか窓口業務システム等により安定した業務運用と住民サービスの向上を図り、適切な窓口業務を行うための予算を計上させていただきました。

高齢者支援係につきましては、地域包括支援センターという位置づけもありまして、保健師、社会福祉士等の専門職がチームとなって、地域の高齢者やその家族等からのさまざまな相談に応じ、各種相談事業、介護保険制度、町単事業、住民相互の支え合い等、さまざまなサービスや資源により支援をするための予算を計上させていただきました。

3番の保険係としましては、各特別会計へ繰り出しを行い、特別会計の財政安定化を図るための予算を計上させていただいております。

4番の福祉係につきましてはですけど、まず社会福祉総務費としましては、子供の福祉医療費の予算計上、母子・父子家庭の福祉医療の予算を計上させていただいております。

また、社会福祉協議会、民生児童委員等福祉関係者への負担金補助金、また地域福祉計画策定のための予算を計上させていただきました。

障害福祉費につきましては、障害をお持ちの方が利用する障害福祉サービスに必要な給付費や障害者の福祉医療費の関連経費を予算を計上させていただきました。

老人福祉費につきましては、敬老祝賀事業、低所得者の高齢者への福祉医療給付費の予算を計上させていただいております。

7ページの生活環境につきましては、次の事業を実施するための予算を計上させていただきました。

防犯対策、交通安全対策としましては、防犯灯のLED化工事等を継続的、計画的に実施し、防犯及び交通安全の向上を図るための予算を計上させていただいております。

環境衛生、清掃費につきましては、主なものですが、ごみの堆肥化処理施設においては、生ごみと下水汚泥を一体的に堆肥化処理し、資源循環社会への進展をこれからも継続していくための経費を計上してございます。

また、今年度、汚泥再生センターにおきましては、長和町、青木村から発生するし尿・浄化槽汚泥を適切に処理するための施設をことしから、今年度から運用しており、それに必要な関連経費を

計上させていただいております。

公園費、花と緑のまちづくり費につきましては、町内の公園の定期的な管理を実施し、住民の皆様が快適に利用できる環境づくりのための経費を計上させていただいております。

6の福祉企業センター係につきましては、福祉企業センターは、障害等の理由で一般就労が困難な方や生活困窮者の方に対して、施設を利用することで就労の機会を提供し、また、技能を習得することで自立を図ることを目的とする施設であり、その施設運営のために必要な予算を計上させていただいております。

8ページに移ります。主要な事業としましては、そこに記載の事業でございますけど、主なものについて説明をさせていただきます。

窓口係につきましては、そこに記載の各種システム関連の予算を計上させていただいております。

高齢者支援係につきましては、老人福祉施設入所者措置費ということで12名分を計上、また和田にあります高齢者生活福祉センターほほえみ居住部分、10部屋ありますが、その依田窪福祉会の業務委託料として予算を計上させていただいております。

高齢者支援係の一番下にあります福祉施設建設事業ということで、2月25日に全協で概要について説明をさせていただきました認知症対応型共同生活介護の建設関連ということで計上をさせていただいております。

保険係につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、各特別会計の繰出金と広域連合への負担金等を計上してございます。

福祉係につきましては、社会総務費として、社会福祉協議会の負担金、福祉医療費給付事業等の予算を計上してあります。

障害福祉費につきましては障害関連の予算を計上、老人福祉費につきましては、敬老会、高齢者の低所得者老人に対する福祉医療費給付事業の予算を計上してあります。

生活環境係につきましては、防犯対策費、交通安全費につきましては、地区の事前要望をもとに、防犯灯LED化工事72基を計上してございます。

環境衛生費、清掃費につきましては、ごみ処理に関連する経費を計上してございます。また、汚泥再生処理センター維持管理委託料ということで計上させていただいております。

公園費、町と緑の花づくりにつきましては、例年どおりの予算計上となっております。

福祉企業センターにつきましては利用者、利用されている方、また障害をお持ちの方たちに対しまして個別支援計画を作成し、利用者の就労の機会を提供し、利用者の状態に合った仕事を確保し、利用者の賃金の増額を図ることを目的として、さまざまな事業を展開をしてみたいと思っております。年間の利用者賃金としまして、予定としましては1,236万円を予定しております。

次に、11ページに移ります。

特別会計のほうですけど、まず国民健康保険特別会計につきましては、平成31年度予算総額を8億242万円とさせていただきました。

予算の概要につきましては、歳出のうち保険給付費は、対前年度比14%の増としておりますけど、これは被保険者が減少したものの、1人当たりの医療費及び全体の医療費が増加したものでございます。

歳入の保険税額につきましては、対前年度比6.29%の減となっております。これは被保険者の減少が影響しているものと思われまして、このような状況を勘案して予算を計上させていただきました。

主要事業につきましては、医療費抑制等の事業、保険税収納率の向上に資する事業、保険税率の検討につきましては、31年度につきましては、国保運営協議会等におきまして、保険税率の改定の検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

12ページの国民健康保険歯科診療所事業特別会計ですけど、31年度の予算総額を1,500万円としておりまして、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金から診療報酬を、和田歯科診療所から一部負担金を受け入れ、同額を歯科診療所の委託をしております医療法人新正会へ委託料として支出するものでございます。

13ページの後期高齢者医療特別会計ですけど、31年度の予算総額8,400万円とさせていただきます。

歳入につきましては、保険者から徴収する保険料と低所得者層の保険料軽減分を県と市町村で補うための保険基盤安定負担金が主でありまして、この収入額を後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金が主なものでございます。

主要事業につきましては、保険料の改正につきましては、2年に1度の改正が見直しがされますけど、29年度、見直しがされておりますので、本年度については改定等はございません。

以下、保険料の徴収等、それぞれの事業を実施してまいりたいと思っております。

最後になりますけど、介護保険特別会計ですけど、31年度の予算額は9億7,400万円とするものでございます。

歳出につきましては、介護保険給付費、介護保険サービス等諸費、介護予防サービス等諸費等の介護保険給付費、そのほかに地域支援事業が主なものでありまして、歳入はこれに関する国県支払基金、町等からの負担金及び徴収する保険料が主なものでございます。

平成30年12月末現在の被保険者数ですけど、被保険者数、第1号被保険者数、65歳以上の方ですけど、2,554人というふうになっております。

以下、要介護認定につきましては、状況につきましては以下をごらんください。

主な事業としましては、3年に1度、見直しをされることとなっております介護保険事業計画につきましては、30年度より、今年度より第2期計画が開始をされ、介護保険事業につきましては、計画に沿った円滑な運営を今後行ってまいりたいというふうに思っております。

以下、保険料の賦課及び徴収、介護認定及び介護サービス費の支払い、地域支援事業の実施等、各事業を実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、こども健康推進課関係について説明を求めます。

藤田こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（藤田仁史君） それでは、こども健康推進課に関する概要説明を申し上げます。

16ページからごらんください。

まず初めに、子育て支援関係について申し上げます。

保育料につきましては、平成29年度より引き続きとなりますが、非課税世帯第2子保育料の無償化、低所得者層等への保育料の負担軽減を図ってまいります。

また、平成31年10月より3歳児から5歳児及びゼロ歳児から2歳児の非課税世帯を対象として保育料が無償化となるため、平成31年度当初予算におきましては、4月から9月までの半年分の保育料を予算計上させていただきました。

無償化に伴う財源につきましては、地方消費税の増税分を充てることとされておりますけれども、初年度に係る経費は臨時交付金として交付される予定となっております。

児童運営費関係では児童手当を支給してまいります。

また、ながと保育園18名、和田保育園6名の臨時職員人件費と立科町への広域保育にかかわる委託料を計上しております。

子育て支援費では、子育て支援センター運営費ということで、臨時職員の保健師1名、保育士2名の人件費と施設の運営経費を計上しております。

子育て支援一般経費では、出産直後の心身の回復を図ることができる子育て支援施設「ゆりかご」運営事業の負担金などを計上いたしました。

地方創生事業では、子育て支援世代を応援するための乳幼児家庭応援事業のほか、子育て支援事業として、子育て支援、子育て応援給付金を計上し、出生祝い金、小学校入学祝い金、中学校入学祝い金の支給をいたします。

また、平成28年度に発行しました子育てガイドブックの内容更新及び子育てガイドブックの概要版を新たに作成し、町内外に対し支援事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

歳入歳出と主要事業につきましては、ごらんとおりでございます。

続きまして、健康づくり係の関係でございます。18ページをお願いいたします。

未受診者への受診奨励や長和町国民健康保険健康ポイント事業などによりまして、特定健診受診率、保健指導実施率などの受診率の向上と疾病予防、疾病の重症化予防に努めてまいります。

子育て支援センター、保育園等との連携を密にして、妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目なく安心して子供を産み育てられるように、子育て支援を実施してまいります。

町民を対象にした講座としましては、こころの健康づくり講演会、保健大学等を実施し、住民の健康意識向上に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、保育園関係でございます。19ページをごらんください。

平成31年度の園児の見込み数は、ながと保育園120名、和田保育園26名でございます。園児たちが健やかな保育園生活を送ることができるように、保育園を運営するための経費を計上いたしました。

ながと保育園の施設整備としましては、夏の高温対策として、保育室への空調設備の設置を計画しているところでございます。

3歳未満児の入園がふえていることにつきましては、保育士の確保やアレルギー除去食への対応などに気を配り、保育園生活において支援が必要なお子さんへの支援強化など、きめ細やかで安心・安全な保育を提供することができるように体制を整えております。

歳入歳出、主要事業につきましては、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、こども健康推進課に関する予算概要の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（田村孝浩君） 次に、産業振興課関係について説明を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） よろしくお願ひ申し上げます。20ページというところからになりますが、よろしくお願ひします。

まず、農政係の関係でございますけれども、1億6,472万9,000円ということでございまして、前年比で40.9%の増となっております。

農業委員会関係の事業につきましては、必須業務となりました農地等の利用の最適化ということの促進を図るために、引き続きまして利用状況調査、利用意向調査等を実施してまいりたいと考えておるところでございます。最終的には農地中間管理機構への集積を図りたいということでございます。

あわせて、農業委員会の関係、農地最適化推進委員の関係、改正になりますので、それらの取り組みにつきましても強化を図ってまいりたいと考えてございます。

中山間の地域直接支払事業でございますけれども、本年度につきましては12集落が115.6ヘクタールということで、農地保全のために取り組みをするということでございます。

農業振興一般事業でございますけれども、農業機械の施設導入補助並びに獣害防止等の資材の提供等を行ってまいりたいと考えてございます。

経営安定担い手対策事業でございますけれども、国のほうから生産目標数値の配分が足りなくなったということを受けまして、平成30年度でございますけれども、米の価格が基準の2割以上減少した場合につきまして保証を行うということで、独自の支援策を創設したわけでございます。

本年につきましては、変わらず米価の動向に注視しまして、必要があればしかるべき時期に補正対応ということでお願ひしたいということで計上してございませぬが、よろしくお願ひ申し上げます。

東京農大の関係の山村再生プロジェクト事業並びに地方創生を活用いたしました農大連携特産品開発事業につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

21ページのほうであります、特産品開発事業の関係でございます。8,831万8,000円ということでございまして、前年度比で53.3%の増額ということでございます。あと所得、雇用、地域活力の向上のための特産品開発をさらに進めたいということで考えてございます。

あわせて、本年度でございますけれども、道の駅活性化推進事業によりますところのマルメロの駅ながと直売所施設、これらの建設、運営組織、出荷組織の確立並びに関係する諸機関などとの調整などによりまして、重点的に取り組みまして、次年度のオープンに向けて、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

黒耀ワインぶどうの関係につきましても、ワインぶどうの栽培、新規就農者への支援を行ってまいりたいと考えてございます。

まち・ひと・しごとの創生事業でございますけれども、体験の町ネットワーク事業ということで推進をしてまいりたいということでございます。

あとキャンペーン隊の関係、とびっ蔵の関係につきましても、引き続き使用実施をいたしまして、地域の活性化を図ってまいりたいということで考えてございます。

3でございますが、林務係の関係でございます。

本年の予算であります、5,040万9,000円ということでございまして、8.4%の減額予算となっております。

林務関係の関係でございますが、引き続き松くい虫の関係、有害鳥獣の関係、重点的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

おめぐりいただきまして、22ページのほうをお願い申し上げます。商工観光係の関係でございます。

本年でございますが、2億833万8,000円ということでございまして、49.6%の減額予算となっております。

経済対策ということで、住まいの快適促進助成事業並びに地域いきいき券事業を引き続き実施してまいりたいということでございます。

あと商工振興のための制度資金の融資、利子補給、信用保証料の負担等、引き続き実施してまいりたいということでございます。

観光分野でございますけれども、滞在型の集客イベントとして定着しておりますイベントの開催にあわせて、多言語に対応した観光情報発信、加えて日本遺産を核としたドローンの動画等を活用した町のインバウンド観光の振興にも取り組みたいということで考えてございます。

振興公社の関係でございますけれども、ブランシュたかやماسキー場並びに各種の指定管理料を計上してございます。老朽化いたしましたやすらぎの湯の源泉ポンプの更新、ふれあいの湯につきましては空調設備の新設、今年度のみの実施になるわけでございますけれども、公営企業会計等に対し

総務省から要請されております公営企業経営戦略の策定を行いたいということでございます。

2の主要事業でございますけれども、農政係の関係ですが、中山間地域の直接支払事業に2,239万8,000円、獣害防止柵の資材費ということで1,093万1,000円、経営安定の担い手関連の対策事業ということで4,854万4,000円、それぞれ計上してございます。このうちの産地パワーアップ事業ということでお話がありましたけれども、3,853万5,000円の計上をさせていただいてございます。

特産品開発係の関係でございますけれども、直売所、直売施設の運営経費ということで2,310万3,000円、道の駅の活性化推進事業ということで4,063万2,000円の計上をさせていただいてございます。

林務係の関係につきましては、松くい防除の委託ということで1,140万円の計上をさせていただいてございます。

商工観光係でございますけれども、商工振興資金等の制度資金の支援ということで7,362万5,000円、下のほうへ参りましてふれあいの湯の管理事業ということで1,920万円、やすらぎの湯の管理事業ということで1,207万7,000円、たかやまスキー場の管理事業ということで3,014万8,000円ということで、それぞれ計上させていただいてございます。

重立った主要事業を申し上げまして、産業振興課のほうを終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 次に、建設水道課関係について説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、建設水道課の予算概要でございます。

まず、私からは、一般会計のうち農地費と住宅費を除く土木費、それから上水道事業会計、公共下水道事業及び排水処理施設事業会計について申し上げ、その後で龍野専門幹より観光施設事業特別会計について申し上げさせていただきます。

それでは、24ページでございます。ごらんをいただきたいと思ひます。

最初に、農地費でございますが、農道水路の維持補修及び多面的機能支払事業を主とした予算計上でございます。予算額は6,176万6,000円で、前年度と比較しまして992万6,000円の増額となっております。

主な理由は、ワインブドウ用の圃場整備工事、圃場整備の関係工事請負費につきまして、昨年より増額計上したことなどでございます。

また、このほか主な事業につきましては、2の主要事業をごらんをいただきたいと思ひます。

続きまして、25ページをごらんください。

住宅費を除く土木費でございます。社会資本整備総合交付金事業、町道維持修繕工事、除排雪関連経費、それから道路新設改良が主な予算計上でございます。

予算額は5億1,679万3,000円で、前年度比4,597万1,000円の増額となっております。

おります。

主な事業としましては、継続事業でございます古町長久保線の道路改良工事のほか、側溝改良工事及び通学路の落石防護柵設置工事などを予定してございます。

また、これ以外の主な事業につきましては、2の主要事業をごらんいただきたいと思います。

それでは飛びますけども、27ページをお願いいたします。

長和町水道事業会計につきまして申し上げます。

本年4月1日より、経営の健全化を図るため水道料金を改定いたします。改定率は全体で約13%の値上げということになります。

建設改良事業としましては、鷹山地区の老朽管一部改修などを予定しております。

収支の金額、また資金計画については、そこにあるとおりでございます。

主な事業につきましては、2の主要事業をごらんをいただきたいと思います。

次に、28ページをお開きをいただきたいと思います。

長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計でございますが、本年4月から特定環境保全公共下水道事業特別会計及び簡易排水施設特別会計につきましては、地方公営企業法の適用を行いまして、企業会計に移行をいたします。この会計は、その企業会計になります。

内容でございますけども、建設改良事業としまして、国庫補助事業として継続中の長門水処理センター電気設備工事を引き続き行っていくということでございます。

収支については、そこにあるとおり、また資金計画も表のとおりでございます。

主な事業につきましては、この表をごらんをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（龍野正広君） それでは、26ページをごらんいただきたいと思います。

観光施設事業特別会計の予算概要ですが、予算額は1億546万1,000円で、前年対比99万9,000円の減額となっております。

主な理由としましては、別荘台帳システム経費で271万4,000円と松くい虫の食害木伐採事業47万7,000円の減額によるものとなっております。

主な主要事業につきましては、2の主要事業をごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、教育課関係について説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、教育委員会関係の予算概要及び主要事業のほうについて、説明のほうさせていただきたいと思います。

予算概要書の29ページから32ページ、ごらんいただきたいと思います。

大変申しわけありませんが、1カ所、数字の訂正を、2カ所でした、お願いしたいところがあり

まして、32ページなのですが、同住の特別会計、歳入歳出のところで予算総額が70万円ということになっておりますが、大変申しわけございません、71万円に、七〇〇を七一〇に訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

では、説明のほうさせていただきたいと思います。最初に、学校教育関係のほうについて、説明のほうさせていただきたいと思います。

学校教育関係では、教育委員に係る経費、各小学校の運営経費、中学校組合への負担金などを計上させていただきました。

平成31年度におきましては、各小学校のICT化を推進していくための検討を進めていきたいということから、ICTに係る委員報酬などを計上させていただいております。

また、子育て支援施策の大きな柱として、昨年度から実施しております給食費の無償化につきましても、引き続き継続をさせていただきたいと思っております。

このほか、高等学校通学費等補助1,111万2,000円、あと小中学校のスクールバス運行、長門地区、和田地区合わせて2,975万9,000円、これらにつきましても引き続き実施をさせていただきまして、保護者の皆様の負担軽減のほうを図ってまいりたいと思います。

次に、社会教育の関係であります。社会教育関係につきましましては、社会教育委員に係る経費のほか、公民館事業として、生涯学習講座の開催や小集団グループの育成を推進しながら、このほかに町の総合文化祭、町民運動会の開催、分館活動の支援、青少年の健全育成を目指して、各種スポーツ教室の開催などを行ってまいりたいと思います。

また、社会教育の関係で、施設整備に関係する事業としまして、平成31年度において、長久保屋内ゲートボール場のトイレの新設工事286万9,000円を計上させていただいております。

これにつきましては、これから長久保屋内ゲートボール場の利用がふえるということが予想されますので、現在トイレが設置されておりません、長久保屋内ゲートボール場にトイレを新設する予算ですので、よろしく願いいたします。

次に、文化財係の関係であります。文化財係関係につきましましては、町の文化財や伝統行事の関係の保護、継承に係る事業を引き続き行ってまいりたいと思います。このほか黒耀石展示・体験館の運営、長久保宿、和田宿の保存などのほか、継続事業で進めさせていただいております史跡星糞峠黒耀石原産地遺跡整備の中の野外展示施設の整備工事、これに関係する事業費1億6,766万4,000円を計上させていただきまして、平成31年度から野外展示施設の本体建設工事、これに着手したいと思っております。

また、国際交流事業の関係では、平成30年度に初めてのホームステイを含めた青少年海外派遣交流事業を実施しましたが、平成31年度につきましましては、次年度、平成32年度になりますが、に実施を予定しております町の青少年海外交流事業、イギリスへの派遣、この実施に向けて長和町の黒耀石大使第3期生の募集、決定、研修などを行ってまいりたいと考えております。

次に、人権男女共同参画係の関係ですが、放課後の小学生のための児童館運営など、子供の健全

育成のほうに努めてまいりたいと思います。

このほか、人権が尊重される社会の実現を目指しまして、差別をなくす町民集会や心配事相談事業、これらの事業を実施していくほかに、図書館関係につきましても充実した図書館運営ができるように進めてまいりたいと思っております。

最後に、32ページ、先ほど訂正させていただきましたが、同和地区住宅新築事業の特別会計の関係でございます。

この会計につきましては、元利償還金ということで元金53万5,000円、利子2万6,000円の支出を見込んで、歳入歳出71万円の予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

教育委員会関係につきましては以上であります、よろしくお願いたします。

○議長（田村孝浩君） 次に、議会事務局関係について説明を求めます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、最後のページ、33ページになります。

そこに記載はございませんが、議会費の予算は全体で5,680万9,000円を計上し、前年比で110万8,000円の増額となっております。議員期末手当率の改定や消費税率の改定を見込んだ増額ということになっております。

主要事業としましては、年4回の定例会の開催、必要に応じて臨時会の開催、常任委員会及び特別委員会をそれぞれ開催していくことになっております。

広報につきましては、議会だよりを年4回発行の予定であります。

そのほか、調査研究活動では、議員研修としまして現地調査を予定しております。

次に、監査委員費の関係でございますけれども、委員報酬が主なものでございます。主要事業といたしまして、例月の出納検査、現場監査も含めました定期監査、決算審査等を行います。そのほか指定管理者監査を実施していくという予定でございますので、よろしくお願をいたします。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、概要説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 時間とって申しわけないんだけど、わかったようでわかんないんで、お聞きをしておきたいと。

子育て支援関係ですけど、15ページ、16ページか、保育料のところね。前段の3行、非課税世帯の子供の無償化、第2子の無償、そして第1子の保育料、ひとり親のときは非課税世帯並みとするというようなことが書いてあるんだけど、その次の段で、ことしから新たに非課税世帯は無償化すると言っているんだけど、ここのところ矛盾していないかどうか。

それと、3歳児から5歳児及びゼロ歳児から2歳児と書いてあるけど、これ全部じゃないの。区

分する必要があるのかどうか。

○議長（田村孝浩君） 藤田こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（藤田仁史君） まず、保育料の減免につきましては、それぞれ細かく区切りがありますものですから、その部分について条件の合ったところで、それぞれの軽減をしているという形でやっております。

保育料の無償化につきましては、国の制度の関係ですけれども、3歳児から5歳児については無償化にすると、全員無償化にするということで示されていまして、未満児、3歳未満児、だからゼロ歳児から2歳児につきましては、この中で所得の条件をつけて、非課税の世帯につきましては、その部分についても無償化にすると、そういう制度の設定ということになっております。

○議長（田村孝浩君） 小川議員。

○8番（小川純夫君） そうすると、その前段の、限定してあるわね、第2子の無料、そしてひとり親のときは非課税並みということと、4月から施行する、このあれとどう結びつくの。

○議長（田村孝浩君） 藤田こども健康推進課長。

○こども健康推進課長（藤田仁史君） 国の制度の無償化につきましては、平成31年10月から対象になりますので、その前の4月から9月については、今までどおりの制度でやっていくということでございます。

○議長（田村孝浩君） よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に、日程第31 議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

既定の歳入歳出にそれぞれ1億7,402万1,000円を加え、総額を62億5,302万1,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては6ページをごらんください。

農林水産業費で道の駅の既存施設の取り壊しと直売所等の整備に関する事業費、それから教育費で長門・和田両小学校のエアコン設置関係事業費と和田宿の歴史的景観形成事業、和田峠の歴史の道整備事業関係事業費について、それぞれ次年度に繰り越しをして事業を行うものでございます。

次に、第3条、地方債補正の関係ですけれども、引き続き、その下のページになるかと思いますが、過疎債とエアコン設置に係る学校教育施設等整備事業債について、事業進捗に伴い起債額を変

更しまして、道の駅整備に係る起債につきましては、国の補正予算による事業であることから、これに対応する一般補助施設整備等事業債を1億9,520万円とするものでございます。

なお、この起債の元利償還金は、ほぼ全額交付税算入されるものでございます。

補正概要について、歳出から主なものを関係歳入も含めて説明させていただきますので、21ページをお開きください。

総務費関係では、事業の完了実績見込みに伴う減額補正が主なものとなっておりますけれども、22ページ、財産管理費、積立金ですけれども、ふるさと納税の実績によりまして80万円の増としました。

次に29ページ、飛びますけれども、29ページ、中段、情報管理費で元号改元対策や納税システム対応経費としまして、システム共同化負担金を200万円余り増としております。

その下、ケーブルテレビ関係では、事業実績によりまして工事費等の歳出、国庫補助金等の歳入を減額しました。

次に、30ページからの民生費関係では、事業実績見込みですとか、事業対象者数の増減による補正となっております。

37ページからの衛生費関係ですけれども、同様に事業の実績見込みや事業対象者数の実績による補正となっております。39ページ中段の清掃費、汚泥再生処理施設運営経費につきましては、実績により1,000万円以上の減額となりまして、青木村からの負担金につきましても減額いたしました。

次に、農林水産業費関係ですけれども、農業費で事業実績に伴う補正のほか、43ページをお願いします。43ページ、下段のほうになります。地方創生事業として、道の駅エリア活性化推進事業費として4億円余りを見込み、歳入では国庫補助、起債の充当を見込んでおります。

なお、最初に申し上げましたとおり、来年度への繰り越し事業をしております。

その次、商工費につきましては、これも事業進捗に伴う実績見込みによる補正となっております。

土木費につきましても同様ですが、47ページ、中段になります。除排雪関連経費につきましては、この冬は降雪が比較的少ないわけですが、例年、当初予算で最小限を見込んで降雪状況により補正しておりますので、1,000万円ほどの増額補正としております。

次に、消防費でも、事業進捗に伴う実績見込みによる補正が主なものとなっております。団員の定年制廃止によって退職団員が少なかったことから、48ページ中段ですけれども、報償費の退職報償金を大きく減額しております。

次に、教育費の関係ですが、これも事業進捗に伴う実績見込みによる補正が主なものとなっております。51ページの最後のほうになります。長門小の灯油漏れの事故に対応するため120万円の補正をお願いしております。

56ページ、星糞峠の史跡整備事業に関しましては2,000万円弱を減額し、31年度以降に実施することといたしました。

以上、概略申し上げましたが、詳細につきましては常任委員会審議において各担当から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第32 議案第23号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についてから日程第35 議案第26号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてまでを一括して議題とします。

担当課長の説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、御説明をさせていただきます。

議案書の26ページ、1ページ目をお開きください。

議案第23号 平成30年度国民健康保険特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ4,591万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を8億2,697万4,000円とするものでございます。

9ページをお開きいただきまして、今回の主な補正理由は、実績と今後の見込みを勘案した補正となっております。

9ページの歳入としましては、款1項1国民健康保険税につきましては、保険税の収納状況からそれぞれ補正をさせていただいております。

10ページの款6項1目1保険給付費等交付金につきましてですけど、保険給付費等の実績、増額なんですけど、増額に伴いまして保険給付費等交付金の変更申請を行いまして4,500万円の増額とさせていただきました。

次に、11ページの歳出についてですけど、款1項1総務管理費につきましても実績見込みを勘案し増額補正、同じく11ページの款2項1療養諸費、項2高額療養諸費につきましても療養費、要は医療費ですけど、医療費の実績に伴いまして、款2ということで保険給付費、合計として4,480万円の増額とさせていただきました。

款12の予備費につきましては、以上の歳入歳出により総額の調整を行うものでございます。

続きまして、27ページになりますけど、1ページ目をお開きいただきまして、議案第24号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ450万円を減額し、歳入歳出とも総額を1,050万円とするも

のでございます。

9ページをお開きください。

今回の補正につきましては、30年度分の歯科診療報酬の実績と今後の見込みを勘案しまして、9ページの歳入、款1診療収入目1歯科診療報酬収入を450万円減額をし、歳入の減額に伴いまして、10ページの歳出についても、款1項1目1歯科一般管理費を同額減額するものでございます。

以上でございます。

次に、予算書28ページの1ページ目をお開きください。

議案第25号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ109万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を8,248万9,000円とするものでございます。

9ページをお開きいただきまして、今回の補正につきましては、他の会計と同様、今までの実績と今後の見込みを勘案しての補正となっております。

歳入では、款1後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の収納状況を勘案し、176万6,000円を増額するものでございます。

以下、款4繰入金、款6諸収入につきましても、実績、今後の見込みを勘案して減額補正という形で、よろしくお願いいたします。

10ページの歳出につきましては、款1総務費目1一般管理費につきましては、使用料及び賃借料において、住基データの転入転出等のデータを広域連合と自動的に連携する自動連携サーバーの入れかえを広域で一括で入札をした結果、減額補正となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、実績等、保険料の収納状況等の実績を見込みまして、増額補正とするものでございます。

款4予備費につきましては、補正に伴う総額調整のための補正となっております。

最後になりますけど、29ページ、1ページ目をお開きいただきまして、議案第26号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出に1,098万円を追加し、歳入歳出の総額を10億3,365万5,000円とするものでございます。

9ページ目をお開きください。

歳入では、款1保険料につきましては、保険料の収納状況を勘案いたしまして、合計で157万3,000円の減額とさせていただきます。

款3項1目1介護給付費負担金につきましては、保険給付費の実績見込みを勘案し104万8,000円の増額、款3項2国庫補助金につきましても、同様な理由で補正をさせていただきます。以下、同様に保険給付費の実績見込み等により補正をさせていただきます。

10ページの款8繰入金項2基金繰入金につきましては、保険給付費等の増額を勘案して基金より3,000万円を繰り入れて対応するための増額となっております。

12ページからの歳出につきましては、やはり実績と今後の見込みを勘案し、必要な補正をさせていただきます。

13ページの款2項1目1居宅介護サービス費から20ページの款6高額医療合算介護サービス費等目1高額医療合算サービス費等につきましても、サービスを提供した場合に給付する各種の保険給付費ですけど、保険給付費の実績と今後の見込みを勘案して補正となっております。また、補正に伴います財源内訳の変更が主な理由でございます。

以下同様に、20ページから22ページの地域支援事業につきましても、実績と今後の見込みによる補正となっております。

22ページの款6項1目2償還金につきましては、29年度の地域支援事業の精算に伴う国県への返還金が確定したため、313万9,000円の増額となっております。

款8予備費につきましては、補正に伴います総額調整のための補正となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第36 議案第27号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） それでは、議案第27号について説明のほうさせていただきたいと思っております。

議案書ですが、先ほどの続きになります。30ページ、お願いいたします。

30ページを1枚おめくりいただきまして、議案の第27号でございます。申しわけございません。ここで字句の追加をお願いしたいところがありまして、議案名とその下の議案文の関係ですが、「住宅新築資金等貸付特別」の後に「会計」の2文字を追加のほうお願いしたいと思います。貸付特別会計補正予算ということで、よろしく願いしたいと思います。申しわけございません。

平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第3号）です。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、総額を568万5,000円とする補正予算でお願いしたいと思います。

9ページ、お願いいたします。

歳入の関係ですが、貸付金元利収入の見込みということで、12万円、減額になる予定でござい

ます。この12万円を減額させていただきまして、歳出の関係が10ページになりますが、予備費も同額減額ということで、補正予算のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第37 議案第28号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、議案第28号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の31ページからとなります。この1ページをお開きをいただきたいと思います。

条文予算でございますけども、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,180万円を減額いたしまして4億6,677万2,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費の計上でございます。

繰り越しの理由については、長門水処理センター電気設備工事において入札不調により設計変更、再積算及び再発注に約3カ月を要したため、当初の予定よりおくれが発生したことなどによりまして、設計及び機器選定の見直しを行った結果、平成30年度分の完了予定が7月末というふうにならずに済むということでございます。

また、第3条ですが、工事費の減額に伴う地方債の限度額の変更でございます。

詳細につきましては、12ページをお開きをいただきたいと思います。

歳出です。項1公共下水道建設費目1公共下水道建設費でございますが、長門水処理センターの電気工事の入札差金による工事費1,180万円の減額と、これに伴います財源であります国庫補助金440万円及び起債740万円の減額ということでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第38 議案第29号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

龍野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（龍野正広君） それでは、議案第29号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）について、議案書の32ページからとなります。1ページをお開きください。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ284万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,036万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、11ページをお開きください。

歳出の目3学者村別荘地管理費ですが、11の需用費で車両修繕費の100万円の減額、ほかに臨時職員人件費の共済費及び12ページからの賃金と目4美し松別荘地管理費から目6美ヶ原高原郷別荘地管理費までの臨時職員の人件費、共済費と賃金を減額するものでございます。

予備費につきましては、調整の金額とするものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第39 議案第30号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 議案第30号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、議案書の33ページになります。

では、1ページをお開きをいただきたいと思います。

なお、上水道会計につきましては、事業会計でございますので、予算書の様式が異なっておりますが、よろしく願いをいたします。

まず、条文予算でございますが、第2条、収益的収入及び支出の補正としまして、既決の水道事業収益の予定額に38万7,000円を増額し、2億7,764万5,000円に、また、支出の水道事業費用の予定額に5万7,000円を増額し、2億8,524万円とするものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正といたしまして、既決の資本的収入の予定額から59万1,000円を減額し、5,503万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出でございますが、他会計の負担金が確定したことによる増額でございます。内容は総務課消防係における消火栓維持管理負担金で、学者村消火栓修繕工事1件、38万7,000円ということになります。

同じく収益的支出の営業費用中、総務費、報酬の増額です。内容は上下水道審議会委員の報酬で、料金改定審議により計3回、審議会を開催したため、予算不足分5万7,000円を増額させていただきました。

次に、資本的収入の工事負担金が確定したことによる減額でございます。内容は、同じく、先ほど申し上げましたが、総務課消防係における消火栓購入負担金で、当初6基購入する予定でございましたが、工事状況から3基ということで確定したため、残り3基分を減額いたします。金額は59万1,000円の減額ということでございます。

以上、説明終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第40 議案第31号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）を議題とします。

担当課長の説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書34の1ページをお願いいたします。

議案第31号 指定管理者の指定についてでございます。

この件の長和町特産物直売所、いわゆる和田宿ステーションの指定管理につきましては、さきの12月定例会に御提案申し上げ、審議をいただいたところであります。

総務経済常任委員会の審査の趣旨によりまして、今回議案を取り下げまして、指定管理期間を変更して、改めて御提案申し上げ、議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称が長和町特産物直売所（和田宿ステーション）でございます。

指定管理者、名称が和田宿ステーション観光農林業振興組合、代表者が組合長手島昭夫。主たる事務所の所在は、長和町古町2457番地1でございます。

指定期間でございますが、3年間で妥当ではないかとの審査の趣旨により再度協議した結果、指定期間を平成31年4月1日から平成34年、2022年の3月31日までの3年間としたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第41 議案第32号 町道路線の認定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、議案第 3 2 号 町道路線の認定についてでございます。議案書は 3 5 の 1 ページをごらんをいただきたいと思います。

道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして、新たに 1 路線を町道に認定するため、議会の議決を求めるものでございます。

認定する町道につきましては、大門地区における未登記案件の登記完了に伴うもので、位置につきましては、裏面の 3 5 の 2 ページをごらんをいただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 4 2 議案第 3 3 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、引き続き、3 6 の 1 ページをお願いします。

議案第 3 3 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容でございますが、出資総額 1 億 9 4 万 1, 0 0 0 円のうち 3 7 0 万円、権利放棄に係る相手方は上田地域広域連合でございます。

権利放棄にする理由でございますが、平成 3 1 年度に実施します上小医療圏内地域医療再生計画継続事業終了後の地域医療対策事業、記載の 6 事業でございますが、これに充当するためでございます。

次の 3 6 の 2 ページの下の表でございますが、権利放棄後の長和町の出資額は 9, 7 2 4 万 1, 0 0 0 円となります。

3 6 の 3 ページから 6 事業、それぞれの事業ごと、各市町村の負担割合、負担額などを記載してございますので御確認ください。

説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎日程第43 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情

◎日程第44 陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第43 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情、日程第44 陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情を一括して上程いたします。

陳情第1号、第2号ともに委員会付託を予定しております。

陳情案について不明な点がございましたら、6日までに事務局へ申し出てください。

◎日程第45 委員会付託について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第45 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第1号から11号までの条例案11件、議案第12号から21号までの平成31年度予算案10件、議案第22号から30号までの平成30年度補正予算案9件、議案第31号 指定管理者の指定に関する案1件、議案第32号 町道路線に関する案1件、議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に関する案1件、陳情第1号、第2号については、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、3月6日に一般質問を予定しておりますが、開会時刻を午前9時からといたしたく存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、一般質問につきましては、午前9時から開会いたしたいと存じます。

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日、予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 0時02分

第 2 号

(3 月 6 日)

議 事 日 程

平成31年 3月 6日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

平成31年長和町議会3月定例会（第2号）

平成31年3月6日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。長和町議会第1回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（田村孝浩君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日4名の一般質問を行います。

3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○3番（田福光規君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、本日、第1に国民健康保険税について、第2に「長和町道の駅（マルメロ道の駅ながと）エリア活性化事業」について、第3に長和町別荘地マスタープランについて、第4に依田窪病院について、以上4点について質問をさせていただく予定にしております。

第1、国民健康保険税についての質問を行います。

国民保険は、今年の4月、本年度から管轄が各自治体から都道府県に変わりました。移行に伴い、大幅な保険料、保険税の引き上げになった自治体もあり、大きな問題となっています。当町では、値上げをすることなく据え置きにすることができましたが、当町の今年度の国民健康保険の会計収支の見通しについてお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） おはようございます。田福議員の国民健康保険の御質問でございますが、今年度の国民健康保険制度は年齢構成が高く、医療水準が高い、また所得水準が低い、保険税負担が重い等、国民健康保険が抱える構造的問題の解決を図り、国民健康保険制度が将来にわたって持続可能な制度となるよう、県を保険者に加えた財政運営の広域化を図った年度で、まだまだ変革の過渡期でございます。

広域化による保険税水準の統一化に向けた検討、健康づくりへの取り組みの推進、また保険給付の適正な実施、市町村事務の効率化・標準化等対応しなければならない業務はさらにふえていくことが予想されるわけでございます。

今後も、住民の皆様にとって必要な情報等については、周知を図りながら適正な国民健康保険制度の実施を行ってまいります。

さて、議員の御質問である今年度の国民健康保険の会計収支の見通しにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうより議員の御質問の本年度の国民健康保険特別会計の収支の見通しについて答弁をさせていただきます。

御存じのとおり、国保会計は、昨年度までは歳出の医療費の見込みの算定が非常に難しく、また歳入として、国からの交付金は概算で来るのに対して、歳出の医療費は実費で支出していく状況のため、なかなか収支の見通しがわからない状況でございました。

この4月の広域化によりまして、出産育児一時金や葬祭費、結核精神給付費など一部を除いて、医療費につきましては、実費額が県の会計より支出され、町は毎月歳入として把握できるようになりました。このような状況の中で、今年度の収支の見通しにつきましては、前年度からの繰越金もあることで、基金を取り崩すことなく運営できるものと考えております。

国保会計の1月末現在の会計状況といたしましては、歳入の部分につきましては、保険税額約1億700万円、前年度繰越金約2,600万円、保険給付費等給付金につきましては約4億2,800万円、合計で5億6,100万円でございます。

それに対しまして、歳出につきましては、総務費関係で約800万円、医療給付費で約4億2,900万円、国保の納付費ということで約1億3,800万円、合計で5億7,500万円と1月末現在となっております。

基金につきましても、現在約1億1,100万円となっております。年度末までに見込まれる歳入については、このほかに特別調整交付金、人件費や保険基盤安定交付金を含む一般会計からの繰入金、歳出については、直営診療施設への医療機器購入に伴う繰出金、特定健診事業費繰出金等がございます。

診療報酬、いわゆる医療費の部分でございますけど、4月までの支払いとなっております、会計規模につきましては8億円ほど見込んでおります。先ほども申し上げたとおり、基金を取り崩すことなく運営できるものと考えております。

しかしながら、来年度は前期高齢者交付金の清算があるため、県への納付金が多くなることが予想されるため、依然として厳しい会計状況であることには変わりないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 来年度の国民健康保険税についてお聞きいたします。来年度も国保税は引き続き据え置きにできますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 平成29年度の決算額は、歳入で9億3,875万7,000円、歳出で8億8,191万5,000円で、黒字での決算となりまして、30年度につきましても、先ほど申し上げましたとおり、一般会計からの繰り入れもあり、安定した運営ができております。

また、基金につきましても、お話がございましたように、現在約1億1,100万円となっております、これらを総合的に判断し、来年度につきましては、国民健康保険税は据え置きとさせていただきます。

きたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 質問の3つ目に入ります。

日本共産党は、昨年11月、「高すぎる国民健康保険料（税）を引き下げ、住民と医療保険制度を守ります」という提案を行いました。この提案についての見解をお聞きいたします。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険料（税）に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は、全国で289万、全世帯の15%を超えています。高過ぎる保険料（税）は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国民健康保険が他の医療保険より高く、負担が限界になっており、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

国民健康保険加入者の1人当たりの平均保険料は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽ保険の1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。この25年間に1人当たりの国保料（税）が6万5,000円から9万4,000円に引き上がった結果です。しかも同時期に、国保加入者の平均所得は276万円から138万円に半減しています。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担う国保が、他の医療保険に比べて著しく不公平で庶民に大変重い負担を強いる制度になっています。高過ぎる保険料（税）の問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても重要な政治課題となっています。

以上の現状を踏まえて、提案の第1に、高過ぎる国保料（税）を協会けんぽ並みに引き下げることをご提案しています。

2014年、全国知事会は、国保料（税）を協会けんぽの保険料並みに引き下げのために1兆円の公費負担増を政府に要望しました。国保財政への公費負担は、国と都道府県で4兆6,000億円、そのうち国が75%、都道府県が25%を負担しています。これを1兆円ふやせば、国保料（税）を協会けんぽ並みに引き下げることができます。

自民政権は、1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては7割が農林水産業と自営業者でしたが、今では43%が無職、34%が非正規雇用、あわせて8割近くになっています。

国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担をふやす以外に道はありません。国庫負担をふやした1兆円で、均等割と平等割（世帯割）を廃止することを提案しております。

国保料（税）が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割と平等割（世帯割）という保険料算定です。被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保料（税）は、所得に保険料率を掛ける所得割、固定資産税の額に応じてかかる資産割の

ほかに、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されます。このうち、資産割、平等割は、自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は、法律で必ず徴収することが義務づけられています。

子供の数が多いほど保険料（税）が引き上がる均等割には、「まるで人頭税」、「子育て支援に逆行している」という批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要望が出されています。

全国で均等割、平等割として徴収されている保険料（税）額は、およそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができ、多くの自治体では、協会けんぽ並みの保険料（税）にすることができます。

以上、高過ぎる国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げる提案の説明をさせていただきましたが、提案への見解をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ただいま、高過ぎる国保料（税）を協会けんぽ並みに引き下げるについての見解の答弁をさせていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹を成す保険であり、病気やけが、出産などの場合に誰もが安心して医療を受けられる社会保障制度であり、今後も住民の暮らしと健康を守るためにも、国民健康保険制度を持続可能な制度とすることは重要な課題だというふうに認識をしております。

国民健康保険の場合は、世帯主が保険税を負担することになっており、被用者保険における事業主負担に見合うものがないことや、もともとの財政基盤が弱いことなども考慮いたしまして、療養給付費負担金を初めとして、現在も国や県において大幅な財政負担を行っておる現状でございます。

また、国保料（税）における均等割、平等割の要素が取り入れられている理由といたしましては、今お話がございましたように、その加入者の職業が自営業、自由業、農業等と多岐にわたるため、負担能力の正確な判断が困難なことから、現在の均等割、平等割が導入されておるわけでございます。

このような制度の中で、均等割、平等割の廃止により国保税を引き下げた部分に対し、議員のおっしゃる国の公費が投入されるのであれば、国保税を協会けんぽ並みに引き下げることや国保の財政基盤の安定・強化にとって有効な手段ではないかというふうに思っております。

国保を持続可能な制度とするため、全国知事会、市長会、町村会などでも、国に対し抜本的な財政基盤の強化が必要であるというふうに要望をしております。今後とも町といたしましても、さまざまな場面で要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 提案に対する2つ目の質問に入ります。

現行の国民健康保険制度には、災害などで所得が激減した人の保険料を一時的・臨時的に免除する仕組みがありますが、常設の免除制度はありません。一時的に困った人は助けるけれど、ずっと

困っている人は助けないという矛盾した制度になっています。こうした制度のもと、所得が生活保護基準を下回る人に重い保険料が課せられたり、所得が保護基準をぎりぎり上回る境界層が保険料（税）を払うことで、所得が保護基準以下となるケースが全国で発生しています。

ドイツやフランスでは、所得が一定基準を下回り、医療保険料の負担が困難とみなされる人は保険料を免除し、国庫――国の負担でその財政を補う制度が整備されています。格差と貧困が広がる日本でこそ、生活に困窮する人の保険料（税）を免除する仕組みが求められています。

生活困窮者の保険料（税）を免除し、その費用は国庫で補う国の制度をつくり出すという提案を行っています。見解をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、国による保険料の免除制度について答弁をさせていただきます。

現在は、議員のおっしゃるとおり、災害や離職などで所得が激減した人の保険料を一時的・臨時的に免除する仕組みはありますが、生活に困窮する人に対する国保税を免除する仕組みは現在ございません。さまざまな理由で生活に困窮する方への対策は必要であると考えております。

ただし、免除等により国保会計への影響等を考えますと、やはり、議員のおっしゃるとおり、国全体でその対応を考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 提案に対する3つ目の質問に入ります。

国保税の滞納者からの保険証の取り上げは、国民的な批判が高まり、減少しておりますが、正規の保険証が発行されない世帯は、引き続き100万を超え、受診抑制による重症化、死亡事件が全国で起こっています。

国保料（税）の滞納者に対する差し押さえは、2005年、国が収納対策緊急プランなどで取り立て強化を指示して以降激増し、10年間で3倍、33万件を超えました。生活が苦しくて国保料（税）を滞納した人が、銀行に振り込まれた給与や年金の全額を差し押さえられ、さらなる窮迫に追い込まれる事例が各地で起こっています。

失業や病気、事業の不振などで国保料（税）を払えなくなった加入者に追い打ちをかけ、命と健康を脅かし、住民をさらに貧困にたたき落とすようなことがあってはなりません。

以上の状況を受けて、保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをなくします。強権的な取り立てを奨励する国の行政指導をやめさせます。滞納者の生活実態をよく聞いて親身に対応する相談、収納活動に転換します。以上の提案を行っております。見解をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 最初に、御質問の保険証の取り上げについてですけど、保険証の取り上げにつきましては当町では行っておりません。

滞納をされている方には有効期限の短い短期証での対応をとらせていただいております。短期証にすることで滞納者の方との折衝機会をふやす中で、世帯状況の確認や納税に対する御理解をいただきながら対応をさせていただいております。

また、差し押さえに関しましても、生活実態を把握した上で、支払い能力があるにもかかわらず分納相談に応じていただけない方や、分納誓約の不履行の方のみについて行っております。

期限内納付はもとより、滞納にならないように引き続き適正な徴収業務を今後も行っていきたいと思っております。今後も公平で公正の納税に御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 提案に対する3つ目の質問に入ります。

政府は、昨年4月から、国保の都道府県化をスタートさせました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている、自治体独自の国保料（税）の軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあると思います。都道府県と市町村のこうした取り組みを政府が採点し、成績のよい自治体に予算を重点配分する仕組み——保険者努力支援制度も導入されました。こうした政府のやり方を一緒になって推進するのか、住民を守る防波堤となるのか、自治体の役割も問われています。

厚生労働省は、都道府県化実施後も、「一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる」、「生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない」と答弁しています。地方自治の原則を完全否定することはできないからです。

国保の都道府県化による国保料（税）引き上げに断固反対し、改悪を中止、撤回させます。住民の生活破壊を食いとめ、国保危機の加速をとめるため、自治体独自の負担軽減の取り組みを維持、拡充するために力を尽くします。以上の提案を行っております。見解をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 国保都道府県化によるさらなる保険料の値上げということですが、それについて答弁をさせていただきます。

県への納付金から試算した保険税は、町の保険税よりも高い水準となっておりまして、町としましては、県を保険者に加えた広域化で将来的に予定されている保険料、保険税の統一化によって、保険税がいきなり高額になることを避けるためにも、今後国保会計の収支状況、納付金の状況や町の財政状況を把握しながら、来年度以降において、税率等を含めました保険税の検討を行ってまいりたいというふうに思っています。

同時に、国に対しては適正な国保会計の運営ができるよう財政支援等を求めていく必要があると考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 国保問題の質問の最後に、18歳未満の子供の国保税の均等割の廃止、減

免の実施についての質問を行います。

国保の都道府県化によって、今後の国保税の値上げが危惧される中で、国保の運営主体である市町村と都道府県が、住民の立場で国保料（税）の値下げ、抑制の努力を続けるかどうかが問われています。

本年度、宮崎市、葦崎市など少くない市町村が国保料（税）の引き下げを実施いたしました。さらに、仙台市、清瀬市、旭川市、宮古市などが子供の均等割の独自軽減に足を踏み出しました。特に、岩手県の宮古市では、19年度予算案に全ての子供の均等割の全額免除を計上いたしました。財源を一般会計からの法定外繰り入れで賄っており、国保特別会計内における子供以外の被保険者への影響がないことも重要な中身になっています。

これらの自治体での独自軽減は、国保法第77条、国保税の場合は地方税法717条の規定を活用したものとなっています。国保法第77条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合、市町村の判断で国保料（税）を減免できることを規定しています。この特別な事情については、政省令の定めもなく、自治体首長に裁量が委ねられています。各地で始まった子供の均等割の軽減策は、この規定を活用し、子供がいることを特別な事情と認定することで住民負担の軽減を行うものです。

国保第77条に基づく減免措置への公費繰り入れは、政府厚労省の分では、国保運営方針に基づき、計画的に削減、解消すべき赤字には含まれません。すなわち、政府の立場から言っても、続けてよい繰り入れということになります。

当町が目指す、安心して子供を産み育てられる長和町のまちづくりのためにも、2020年度に向けての国保税の検討の中に18歳未満の子供の国保税の均等割の廃止・減免の検討をお願いいたします。答弁をよろしくお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 18歳未満の子供の国保税の均等割の廃止・減免の検討についてという御質問の答弁をさせていただきます。

長和町は、御案内のとおり、「子育て日本一を目指すまちづくり」を公約として掲げさせていただいております。その公約実現に向けまして、議会の皆さんにも御協力をいただきながら、医療費窓口無料化、給食費の無料化、ふれあい館・子育て支援センターの充実、高校通学費の補助の継続などを実施しておるところでございます。

今回の田福議員の御提案につきましても、「子育て日本一を目指すまちづくり」を実現するための一つとして考えられると思っております。御提案につきましても、来年度以降の税率等を含めた保険税を検討する中で検討していくことになろうかと思っておりますが、減免による国保税収入の減額、システムの改修等、国保会計の現状、町の財政状況などを総合的に勘案をして検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 大きな質問の2つ目に入らせていただきます。

長和町道の駅（マルメロの駅ながと）エリア活性化事業について質問をさせていただきます。

長和町道の駅エリア活性化事業の取り組みの現状、今後の予定について説明をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在の状況といたしましては、年度末を目途に施設の建設にかかわる基本設計の最終調整、それから施設建設用地土地交換手続の申請、財源であります地方創生拠点整備交付金の申請、運営組織の調整業務等を行っている状況でございます。

また、今後の予定でございますが、平成31年度からは、出荷者組織の設立、直売所施設及び附帯施設の建設に向けた実施設計の確定、建設業者選定から入札、建設、土地交換手続、そしてまた県のほうにトイレ及び駐車スペースの修繕等を行っていく、こういった予定で進んでおるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 1月に5会場で7回の出荷者説明会を開催いたしました。参加者数、総数と地域別の参加者数等を含めて、何名が参加されましたでしょうか。その中では、どのような意見や要望が出されましたか。その意見や要望に対して今後どのように応えていかれますか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 出荷者説明会の関係でございますけれども、私のほうで回答申し上げます。

出荷者説明会につきましては、町内及び武石地区におきまして、5会場7回の開催をいたしましたわけでございます。参加者総数は148名で、長和町役場会場が41名、大門会場が17名、和田会場が22名、活性化施設蔵会場が31名、武石会場が37名でございました。

また、その中での意見、要望といたしましては、「農産物の集荷はやってもらえるのか」、「チャレンジショップについて具体的に知りたい」、「表示ラベル、バーコードの仕組みがわからない」等の質問がございました。いただきました疑義につきましては、現状の考え方など回答したところでございますけれども、今後、出荷者組織の設立に向けて、疑問に感じたこと、わからないことなどございましたら、その都度役場やJAに確認や相談をしていただくよう御依頼を申し上げます。

いずれにいたしましても、それぞれの問題点や課題となる事項を着実に、そして確実にクリアしながら準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 出荷者組織は、当初200名を目標にするというようにお聞きをしておりますが、出荷者組織の設立はいつごろと考えておられますか。また、設立に向けて農家の皆さんの

参加を得ていくための今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 出荷者組織の設立の関係でございます。昨年8月に出荷者組織の準備委員会を立ち上げ、出荷者組織について検討を行ってまいりました。準備委員会において規約、出荷手引き、それぞれの案などの作成を行い出荷者募集についての方法も検討してきたところでございます。その中で、説明会を開催し、事業説明及び出荷者要望調査を行い、募集をしていくこととなりました。

地区説明会においては約150名の参加者があり、農産物の集荷、値段の設定、入会金、年会費等など具体的な質問をいただきましたわけでございますけれども、現在検討している規約、出荷手引きのそれぞれの案、目指す方向性を説明させていただくとともに、詳細につきましては、今後、出荷者組織において会員の皆さんの御意見を伺いながら決定していければいいかなと考えておるところでございます。

出荷者組織の会員数の見込みでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、説明会には約150名の方が御参加をしておりますけれども、地区説明会に御参加いただいた方が全て出荷者になろうということではないと考えておりますし、出荷に関して検討しているけれども、地区説明会に参加できなかったというような方もあろうかと思えます。

今後でございますけれども、地区説明会に参加していただいた方を対象に会員申し込みの手続を進めるとともに、来年度においても説明会を開催していく予定でございます。直売所のオープン時には、200名を目標に出荷者会員が確保できるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 事業財源についてお聞きします。

計画、見通しはどのようになっていますでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 事業の財源につきましては、直売所の本体工事及び附帯設備工事に関しては、国の今年度の2次補正予算を受けまして、地方創生拠点整備交付金を申請いたしましたところでございます。

現在、国において審査中と思っておりますけれども、これまでの事前協議の状況から、この道の駅整備に関する事業がこの3月中には交付決定の見込みでございます。交付金の残りの50%につきましては、国の補正予算に対応する一般補助施設整備事業債、これを充てる計画としておりまして、その元利償還金は、ほぼ全額交付税をして参入される見込みとなっております。

以上の内容で、今議会に御提案してございます3月補正予算に計上いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

また、什器、備品に関しましては、来年度の合併特例交付金の交付対象となる見込みでございます。さらに、レジシステム等につきましても、来年度の地方創生推進交付金の第2回募集があれば、申請してまいりたいと考えておるところでございます。

財源につきましては、全員協議会におきましても御報告申し上げたわけでございますけれども、おおよその確保、見通しがつきましたことを改めて御報告申し上げたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 最大の課題である事業の経営責任者及び運営組織は決まりましたでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） マルメロの駅ながとに建設する大型直売所でございますが、その運営につきましましては、町内事業者により運営組織を立ち上げ、事業を行っていただきたいという考え方で取り組んできております。その中で、実際に現場で携わっていただく方は、店舗運営の知識と経験を備えた方を想定してございます。

今年度、関係者と協議を進めてきたところでございますが、ことしの1月に商工会会員の皆さんに対して事業の説明会を開催いたしまして、あわせて事業に参画していただける事業者さんを募集させていただきました。

現在、数社の事業者さんから参画の意向を示していただいておりますので、運営組織の形態、運営の方針、人材等について協議を進めているところでございます。来年度早々には、運営に携わる方を中心に直売所開設準備室といったような組織を立ち上げ、具体的な運営方針、店舗開設に向けた準備に取りかかっていたきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） まだはっきりと発表できるような決定状況はないということでありまして、事業の経営責任者及び運営組織を早急にどのように決めるかが今問われているというように私は思っております。私は、昨年の6月の議会以降毎回議会の一般質問でこの問題を取り上げさせていただきました。私は、この新道の駅事業は、4億円を超えるあの事業規模的にも、また農家の皆さんはもとより、今後の長和町としてどうしても成功させなければならない事業だと思っております。そのための課題はたくさんあると思いますが、その中でもこの事業の経営責任者及び運営組織の決定が最も重要だと思っております。

新道の駅事業の成功のためには、同種の事業経験、すぐれたプラン、熱意を持った組織と人材が求められています。今大事なことは、最もすぐれた、ふさわしい組織と人材をどのようにして選ぶかだと思っております。そのためには、町内にこだわらず、町内外に向けて最もふさわしい人と組織を選ぶために公募を行うことを提案いたします。答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 成功している道の駅での運営者によりますと、今お話がございましたように、熱い情熱を持ち、強力な事業の推進力と確固たる信念が感じられるところでございます。

地域に根づく、さまざまな意味での町の拠点となるこのような施設の建設事業に関する運営の参加や参画には、ぜひとも町内事業者の町内の方に運営を行っていただきたいというふうに考えておりますし、ほぼ見通しもついてきておりますので、現状、公募につきましては考えておらないというところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 質問の大きな3つ目に入らせていただきます。

長和町別荘地マスタープランについてであります。

当町では、昨年から長和町の別荘地マスタープランの策定の取り組みに入っておりますが、策定を行うに至った経過、目的について答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町別荘地マスタープランの策定についての御質問でございますが、現在、町内には全部で8カ所の別荘地がございます。そのうちの町直営の別荘地が5カ所、そのほかに民間業者が管理運営している別荘地が3カ所ございます。全国有数の別荘地区にある蓼科地域におけるすばらしい自然と気象条件を生かした別荘地需要を背景に、手ごろな価格と町運営という信頼感などで別荘地が開発されてきたわけでございます。

これらの別荘地は、インフラ資産の維持管理の問題、徐々に別荘地の背景を阻害してきた立木の管理問題、それから利用者の世代交代に係る継続利用の問題など開発から50年が経過した現在、さまざまな課題解決に対する取り組みが求められておるところでございます。そして、将来にわたって長和町の別荘地が健全に管理され、安定した経営が継続されるための基礎資料作成と今後のあり方について検討が必要になってきたというふうに感じておるところでございます。

これらを機に、別荘の町長和町として、全別荘地を対象にしたこれらの諸問題について検討をするため、長和町別荘地マスタープランの策定を行っていききたいということでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 町長の今説明にありましたように、別荘地についてですが、大きな曲がり角に差しかかっているんじゃないかというように私自身も考えております。

先般、長和町に対して、私も姫木自治会の役員をやっている関係で、自治会員に対するアンケートを昨年末にやりまして、そこで町に対する要望書を作成して先般提出しまして、1月末に回答をいただいたところでありますが、その中でも姫木の地域に対する今後のことに対する不安、たくさん上げられてきております。ただ、観光地という性格もありまして、全体的にはやっぱり、その地域全体の価値を引き下げない、上げていくような取り組みを町として大きくバックアップしてほしいということが中心なテーマであります。全体的にも後継者問題が大きな問題になっておりまし

て、毎年、例えばペンション経営におきましては、やめていく方も結構おられます。運がいい方は、後継者を自分の身内とか第三者を含めて委ねられておるという方もありまして、昨年からことしにかけても三、四軒がやめて変わられると、1軒は後がつかないというようなことです。

そういう意味でいうと、以前、最初に営業された場合においては、お客さんもたくさん来られて将来が非常に明るかったわけですが、今後について非常に不安を持っておられて、要望書にいっぱい出ておりました。

町に対する要望の中では、「それに対してはマスタープランの中で検討していきたい」という答弁がありましたので、自治会の中では、それに対する期待も非常に大きいものがあるということをおわせて述べておきたいと思います。そういう点では、それぞれ全体で8つある別荘地、それぞれ同じ課題もあれば個別の課題もありますので、その辺もしっかり踏まえて、今後のマスタープランの策定にかかわっていただきたいというふうに思うところでございますけど、マスタープラン策定の取り組みの現状と今後の経過についてお答えいただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（龍野正広君） それでは、ただいま別荘地マスタープラン策定の取り組みの現状と今後の計画についての御質問でございますが、昨年10月17日に株式会社みすず総合コンサルタントと入札の結果351万円で長和町別荘地マスタープラン策定業務委託契約し、現在、町の別荘地に関する基礎資料の収集、観光、地区別人口の推移、年齢別人口の推移、高齢者単独世帯の推移等、各別荘地の管理運営の整備等を行っております。

今後におきましては、来年度早々に策定委員会を設立し、別荘地利用に関する課題整理を行い、別荘オーナー様からの意見も十分取り入れられるようにアンケートを行うなど、委員会で協議しながら、今後の方針について、別荘地運営のあり方、健全化の進め方等について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） お願いしたいことは、現在、策定委員会を設立すること、それからアンケートも行っていくことなんかも説明がありましたが、策定に向けてアンケートを実施するわけではなく、別荘地の在住者の意見もしっかり反映させていただくということをお願いしたいというふうに思うんです。特に、この別荘地問題というのは、多分、長和町、別荘のまちということで、長野にとって非常に大きな問題であるのは当然なんですけど、全国的にも同じような、今後の大きな曲がり角ということを含めて、検討しなきゃいけない課題になっておるのではないかなと思うんですけど、そういう点ではなかなか、やっぱり今の収入を含めた財政状況厳しい中で、そう簡単に新しい発展方向を見つけられるようなもんじゃないというふうに思うんですから、特にやっぱし現地の人たち意見もしっかり反映させないと、みんなの力でつくっていくということが重要じゃないかなと思うんです。

特に、姫木地域は、先ほども言いましたけど、別荘地であり、ペンション経営の営業者が多い、

ほかの別荘地にはない特性があります。私も移住してから思うんですが、ペンションのオーナーの皆さんは、古い方は30年、40年以上前に入植された。若いときに、この地域を選んで来られたということは、生涯かけてこの地域でやっぱり自分が営業者としてやっていきたいというふうに、この地域の自然環境にしっかり魅せられて、この地域だったらやっていけると、お客さんが来てくれるというような思いを持って移住されてきたんです。

一番やっぱりこの地域の自然環境とすばらしさを理解されているのは、このペンションのオーナーの方々だと、私自身、実感しておるんですから、こういう方々の声をやっぱりしっかり反映されたものでないと、生きたものにならないのではないかなということをおもっているわけです。

先ほど、業者の方を選ばれたということですが、その業者の方も多分、別荘についての云々というノウハウというのはそんなに持たれていない。一般的な意味での、そういうプランニングのノウハウを持った方じゃない方に危惧しているものですから、そういう点では皆さんの力を合わせるような取り組みをぜひお願いしたい限りであります。

その皆さんの意見をマスタープランに反映させていくためにも、姫木地域に限らずですけど、マスタープランの策定委員会にその営業者や居住者を加えるなど、直接意見が反映できるような手だてをぜひ講じていただきたい。アンケートだけでこだわらずに、そういう取り組みをやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 龍野建設水道課専門幹。

○建設水道課専門幹（龍野正広君） 策定委員会のメンバーの選定に当たっては、地主である各財産区さん、管理されている方々にお諮りして選定させていただく方向で進めておりますが、いずれにしてもとても重要なことですので、策定委員会では姫木平地区の皆さんの意見だけではなく、各別荘地の大勢のオーナー様の意見をアンケートで聞くとか、幅広く、直接取り入れられるような方法を協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 大きな4つ目の質問に入らせていただきます。

依田窪病院についてであります。

先だって病院の清水部長とも懇談をさせていただきましたが、今年の12月以降も特に外来患者数のほうが、入院のほうは一定量改善しているようにお聞きをしましたが、入院患者数はやっぱり深刻な状況であります。

また、医師問題についても、依然深刻な状況で、努力はされておりますけど、具体的な形での成果になかなか結びついていないというふうにお聞きしております。再三お願いをしておりますけど、この問題、依田窪病院だけに任せるのではなく、当町としての取り組みを求めていると思います。当町として医師の確保と患者数増のためにどのような取り組みを行っていくのか、御見解答弁をお

願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院の患者数につきましては、入院延べ患者数は10月が前年度比110.7%、11月が113.7%、12月が102.9%、1月が104.3%となっております。また、外来延べ患者数は、10月が前年度比98.7%、11月が97.2%、12月が92.2%、1月が92.9%というふうになっておりまして、議員がおっしゃるように、外来については前年度を下回っている、こういう状況でございます。

さて、御質問でございます医師の確保につきましては、昨年12月10日に長野県医師確保対策室に対して、医学生への研修資金貸与の医師を平成31年度以降も継続して医師の配置をしていただけるよう、強く要望してまいったところでございます。今のところ、正式な通知はいただいておりますが、継続配置についていい感触を持っておるところでございます。

また、長野県が取り組んでいる地域医療人材拠点病院支援事業による医師不足が生じている病院への派遣支援のさらなる充実と、2019年度にこの上小地域に新たな拠点病院に指定することなどを表明していることから、依田窪病院への支援強化について、県などに働きかけていきたいというふうに考えておるところでございます。

さらに、町として取り組んでいる移住政策の中で、お試し移住として移住体験をする際に、就労場所確保の候補として、依田窪病院における医師、看護師、看護補助者、調理師それから保育士などの就労についても提案をしてまいりたいというふうに思っております。

町としての患者等のための取り組みとしては、高齢者や交通弱者と言われる皆さんが、依田窪病院に通院をして診療を受けやすくするための交通環境の体制整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、健康診断の結果による精密検査などについては、かかりつけの医者を考慮しつつ、検査内容による依田窪病院への受診につながるよう配慮をしているところでございます。

ほかには、町民の皆さんに依田窪病院の医師を知ってもらうことも重要であるというふうに考えておりますので、広報ながわの中で新任医師紹介などの記事を掲載して、広く町民にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上のように、町といたしまして、この依田窪病院のバックアップ、そして医師の確保、患者増について努力をしているところでございますが、議員各位におかれましても、豊富な人脈等を駆使していただいて、依田窪病院の医師確保を初めとして体制整備、そして患者増加のために御協力をぜひよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福光規議員。

○3番（田福光規君） 以上をもちまして、私の本日の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田村孝浩君） 以上で、3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで、10時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時05分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） それでは、議長の許可をいただきましたので、以下の2点について一般質問をさせていただきます。

第1が長和町道の駅エリア活性化事業の進捗状況と経営・運営課題、第2が長和町の「ふるさと納税・寄付額の税収赤字」と今後の対応計画についてです。

第1の質問の長和町道の駅エリア活性化事業の進捗状況と経営・運営課題についてですが、先ほど田福議員よりマルメロ道の駅ながとエリア活性化事業について質問がございました。質の内容を深めるため、類似質問より始めさせていただきます。

昨年の定例会にて各議員から既に質問されている内容について、「検討中」と明確な回答が回避されている以下の3点について、進捗状況を質問いたします。

①なのですが、先ほども質問がございました大型直売所の経営責任者または法人は決定したのか。「店舗運営の知識と経験を備えた方にかかわっていただく」との答弁をいただいております。町民は、経営戦略とエリアマーケティング戦略にたけた人格者に道の駅の運営を託したいと考えています。

②なのですが、財源について。これは、先ほどの答弁にて説明を受けましたので、割愛させていただきます。

③なのですが、募集したパブリックコメントの内容を町民に対して広く公開するのはいつの予定か。町民の意見は、賛否にかかわらず、社会常識に反しなければ公開するのが原則だと思います。

以上、②を除いた2点について、長和町道の駅エリア活性化事業の取り組みの状況、今後の予定について説明をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） マルメロの駅ながとの御質問でございますが、①につきましては、先ほどの田福議員との答弁と多少ダブる部分があるかもしれませんが、お答えを申し上げさせていただきます。

マルメロの駅ながとに建設する大型直売所ということでございますが、この運営につきましては、先ほどもお話しましたが、町内事業者により運営組織を立ち上げ事業を行っていただきたいという考え方で取り組んでおります。その中で、実際に現場で携わっていただく方は、店舗運営の知識と経験を備えた方を想定しております。今年度、関係者と協議を進めてきたところでございますが、

ことしの1月に商工会会員さんに対して事業の説明会を開催し、あわせて事業に参画していただける事業者さんを募集させていただきました。

現在、数社の事業者さんから参画の意向を示していただいておりますので、運営組織の形態、運営の方針、人材等について協議を進めているところでございます。来年度——来年度というのは、この4月以降でございますが、早々には運営に携わる方を中心に直売所開設準備室といったような組織を立ち上げて、具体的な運営の方針、店舗開設に向けた準備に取りかかっていたきたいというふうに考えておるところでございます。

③につきましてでございますが、現在10月に道の駅エリア活性化事業について情報公開するとともに、広く町民の皆さんから御意見を募集いたしました。全部で7件の御意見をいただきましたが、賛成、反対の御意見、具体的な御提案、お問い合わせなどさまざまな御意見がございました。

御提案いただいた事項に関しましては、事業計画及び設計の打ち合わせの中で検討をさせていただき、実際に計画に盛り込んだ事項もありました。先月18日に、第4回となります道の駅エリア活性化推進委員会を開催いたしました。その委員会の中でいただいた意見、またその御意見に対する回答をお示しいたしました。委員会において回答等について御承認をいただいたことを受けまして、現在、町のホームページにて概要を公表してございます。今後は、広報での掲載も検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 第2の質問ですが、直売所説明会、第1回出荷者説明会の延べ人数とか、その中の質問内容、それから4月に予定されている出荷者組織設立ではどのくらいの組合加入者数が見込めるかは、先ほど田福議員の質問で答弁いただきましたので割愛します。

今回、私も出荷希望者として説明を聞いていましたが、1点追加質問をさせていただきます。

説明会の中で特に、「出荷者組織」と「運営組織」は別組織であるとの回答でした。直売所の運営は、何よりも出荷者の意向が基本であり、出荷者組織の活力が直売所の活力の礎となるとの考えもありますが、今回の道の駅は、全体の上部運営組織が経営責任を担っていくと考えてよいのでしょうか、御質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

出荷者組織と運営組織につきましては、別の組織を予定しております。出荷者組織につきましては、安全・安心な農産物の出荷、また出荷に伴いますところの営農指導等、窓口機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

運営組織につきましては、店舗運営を主に担っていただきまして、出荷された農産物はもとより仕入れによる販売、関連事業について事業者として経営を考えて取り組んでいただきたいと考えてございます。

出荷者組織と運営組織は別組織でございますけれども、当然、連携及び協議を行い、運営方針に

関して出荷者組織の意見、要望等も取り入れまして決定していただくとともに、決定した運営方針に沿った形で出荷をしていただければと考えておるところでございます。

なお、経営責任につきましては、新しく組織される運営組織が負うべきものであると考えておるところでございます。町及び関係機関並びに諸団体につきましては、事業に対してそれぞれの役割をしっかりと果たしていくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） いろいろな情報が飛び交っておりますので、単刀直入にお聞きしますが、農協さん——JAは運営組織に出資する計画はあるのか。経営及び直売所運営にはどのように関わっていく計画かを質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） JA信州うえだとは、道の駅エリア活性化事業の計画策定の段階から緊密に連携、そして協議をして事業を進めてきているわけでございます。今回の事業においてJA信州うえだの役割として、出荷者組織の立ち上げ及び営農指導等窓口機能にかかわる運営のお手伝い、また出荷される農産物の安全・安心に関する取り組み、さらに体験農場事業等農業振興にかかわるソフト事業の取り組みを担っていただく予定でございます。

今後、運営組織が立ち上がり、事業の着実な実施に向けてさらに協議を重ねてまいります、それぞれ関係する団体等の役割を精査、強化の上、しっかり決めていきたいというふうに考えております。その中で、出資等についても検討をしていただくというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 第1回出荷者説明会配布資料より、複数の質問をさせていただきます。

売場面積の4分の1は生鮮食料品雑貨となっておりますが、配布資料の平面図には、鮮魚、精肉を販売するための厨房施設が見当たりません。計画当初、町にスーパーマーケット的な店舗ができ、町民に不足しがちな生鮮食料品が身近で手に入ることができ、町民の食生活や健康増進に寄与できると考えたのですが、鮮魚、精肉用の厨房施設が平面図にない理由を質問いたします。

今後、直売所の施工段階に進むに当たり、町民が期待する生鮮食料雑貨が店頭に並ぶかどうか質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 私のほうから答弁申し上げます。

基本計画の中で、長和町にはスーパーマーケットがないということで、生鮮食品や総菜、加工品等、地域の住民のニーズに応じた品ぞろえをし、利便性のよいお店としていきたいということで計画をしております。

このごろ、まち・ひと・しごと創生係で行いました子育て世代との懇談会におきましても、「スーパーマーケットがほしい」と多くの御意見をいただいております。また、住民の皆様方の福

社の向上といたしまして、生鮮食品や食料雑貨の取り扱いが直売所施設の建設の一つの目的でもございます。

しかしながら、12月の定例会でも御質問をいただいております、生鮮食品、食料雑貨を取り扱っていくということは経営的には大変厳しいものがあるというふうに考えております。こうした中で、鮮魚、生肉を販売するための厨房施設を設けることは、収支の観点で大変厳しいものと考えますので、生鮮食品等に関しましては、仕入れによるものと考えておるところでございます。

また、加工研究室を活用して総菜や加工品なども提供してまいりたいということで検討しておるところでございます。

先ほど御紹介した懇談会の中では、町外のスーパー並みの値段ではなくとも、商品として具体的にこういった商品がほしいといった要望もいただいております。こういった御意見等を生かしながら、具体的にどういった商品を望まれているのか、町民の皆さん方のニーズをよく把握した中で、一方で収支の観点につきましても熟慮しながら町民の皆様方にとって利便性のよい店舗づくりをしてまいりたいと検討を重ねているところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 品ぞろえ及び営業時間帯ですが、配布資料では、営業時間帯が午前9時から午後6時までの予定となっております。一般的に、直売所の来店者は午前中にピークを迎えます。それによって新鮮な野菜がはけてしまう。

一方、スーパー的な機能は、夕方、夕食のために買い物に来られる方がいるという利便性を今回持ち合わせるような形になってくると思います。上田方面から通勤帰りの利便性を十分考慮して、営業時間帯及び品ぞろえの工夫をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、先ほどの答弁で、直売所の運営に指定管理の検討をされているという答弁をいただきましたが、指定管理料を一括して組織全体に支払うのではなく、運営組織を分けて指定管理料を支払うということを検討していただけないか質問いたします。

農産物直売所の経営に興味を持っている複数の方にお話をお聞きしたところ、農産物直売所の運営と生鮮食料雑貨の運営とを同時に取り扱うのは、経営リスクが大きいのではとお聞きしました。生鮮食料雑貨は、仕入れから販売に専門のオペレーションが必要であること、多額の手元資金などが必要であることなどから、農産物直売所の経営のリスク要因となる可能性があります。そのため、農産物直売所の運営と生鮮食料雑貨の運営とを明確に分離すべきではないかの考えです。

運営主体を別にすれば、出荷者側からは自分たちの出荷した農産物の売り上げと運営収益が明確になり、出荷者の努力による売上高によって販売委託手数料の還元を求めることもでき、出荷者の意欲も向上し、直売所の運営に積極的に参画しやすい。

一方、売り上げ収支が明確になる生鮮食料雑貨はチャレンジショップとして位置づけ、地域住民の利便性、購買の要望等に配慮した店舗であれば、指定管理も検討することが可能となります。

人口減少、高齢化の進展により町の財政が厳しくなることは避けられません。今後、年々積み上がった指定管理料総額により財政が硬直化することも予想されます。公共の福祉のため、指定管理により行うべき事業か、または住民が我慢すべき、撤退すべき事業かを明確にしていくことが必要となってきます。それゆえ、指定管理料の支払い方も、組織全体に対して毎年同じように指定管理料を投入し、経営の問題点や責任を曖昧にするのではなく、できるだけ個別に指定管理料投入の理由を明確していくことが必要だと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 直売所の運営に関しましては、最終的には運営組織による経営方針、経営計画に基づいて運営をされるというふうと考えております。現在、運営に関して事業計画概要、収支計画等を検討しているところでございますが、運営に関しては一体で行うべきであるというふうと考えております。

そして、道の駅直売所運営組織の主たる事業は、店舗運営であると考えております。また、農業振興、都市農村交流に資する体験農場事業、創業支援、新たな産業振興としてのレンタルオフィス、チャレンジショップ事業、また事業全般にかかわる事務経理業務、広報、イベント業務などを想定しておるところでございます。

また、店舗運営に関して、出荷者組織の会員により出荷される農産物の直売部門、また生鮮食料雑貨、土産品等の仕入れ部門に分けられるというふうと考えております。こうした事業を一体的に行うことによりまして、町内外の来場者の方のニーズを把握することができ、特徴ある店舗づくりができるというふうにお考えしております。

なお、運営に関しては、指定管理者制度を活用していく予定であります。町の役割として指定管理料を支払うことを検討しております。指定管理料につきましては、事業の損失補填、組織を維持するための管理料ではなく、今少しお話がございましたけれども、町民の皆様の福祉の向上、地域の活性化、産業の振興につながるものとして負担していくものであるというふうにお考えしております。

額の算出につきましては、それぞれの事業部門をよく精査し、事業ごと公共性に資するものなのか、経営努力により収益が確保できるものなのか等、算出根拠を明確にして決定していきたいというふうにお考えしております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 配布資料の平面図の加工研究室内の位置づけ、役割について質問いたします。

これは、チャレンジショップの厨房として使用されるものでしょうか。加工施設の使用目的と、計画から1年が経過する現在、チャレンジショップの具体的な業種や内容について計画を質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 特徴ある直売所づくりといたしまして、農産物の加工など高付加

価値化にも取り組み、この地域でしかない特色ある商品の開発を行う予定でございます。こうした商品開発として加工研究室の設置を計画したものでございますけれども、加工研究室を2分割して使用できる設計としてございます。直売所が主となって新たな特産品開発による商品提供の場として活用する一方で、チャレンジショップとしての厨房として活用することも可能であると考えてございます。

チャレンジショップ並びにレンタルオフィスにつきましては、何件かお問い合わせをいただいているところでございます。レンタルオフィス、チャレンジショップを設置することによりまして、場所の提供、費用負担の軽減により起業しやすい環境、事業拡大に資する環境をそれぞれ整備し、新たな産業振興につなげてまいりたいと考えておるところでございますが、この活用方法並びに募集につきましては、現在検討しておるところでございます。運営組織が立ち上がりましたら、その運営について協議をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） レンタルオフィス、チャレンジショップなど横文字が並んでおりますが、具体的な内容につきまして、町民の方は早めにお知らせいただきたいという要望が強いものがございますので、運営組織が立ち上がりましたら早急にいろいろな情報を公開願います。

次の質問なんですが、取り扱い品目の競合についてお聞きします。

例えば、4分の1を占めるお土産についてですが、商工会議所の中にはとびっ蔵があり、特産品を販売しています。一般的な大規模な商業施設では当然、同種の商品の取り扱いを許可し市場のにぎわい感を創出するのが一般的でございますが、当商業エリアでの販売商品の競合はどのように取り扱うお考えでしょうか。御質問します。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 直売所においてどのような商品を置いていくかということは、非常に大事なことであるというように考えております。先ほどの質問にもございました生鮮食料品、それから食料雑貨についてもニーズを的確に把握していく必要があるというふうに考えておりますし、主に観光客を対象とした土産品につきましても、特徴ある直売所づくりをする上で大変大事な要素であるというふうに認識しております。

競合する販売商品の取り扱いでございますが、奨励品の展示販売施設としてのとびっ蔵もございますし、やすらぎステーション28では、現在6店舗が営業をしておる状況でございます。やすらぎステーションでは、それぞれの店舗で特徴ある運営をされておりますが、とびっ蔵も含めて競合する商品はあるというふうに考えております。

現在、やすらぎステーションの事業者とは、施設整備、取り扱い品目も含めた直売所の運営について協議を行っているところでございます。具体的に競合商品をどう取り扱うかは今後の協議によるところでございます。また、とびっ蔵については町が設置した施設であり、事業を委託しておりますので、今後の方向性については委託事業者と相談をしながら、また内部においても検討してま

いりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、大型直売所施設の建設を核として滞在できる道の駅エリアを目指し、エリア全体の活性化につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 既に多くの繁栄している道の駅を視察されていると思いますが、市場のにぎわい感は、その市場の持つ自由度にありますので、御検討をよろしくお願いいたします。

次の質問ですが、出荷者説明会配布資料により、道の駅及び商業エリア一体化に向けた施設整備について質問させていただきます。

一体化に向けた施設として、工事費1,400万円を投入して足湯施設の建設が計画されています。商業エリアの回遊性を高めることを目的として計画されているとのことですが、足湯施設を秋冬の季節の寒さにも耐え得る温度を維持するため、燃料コストがかなりかかると思われます。1カ月の燃料代や維持管理コストはどのくらいを想定されているのでしょうか。また、維持管理費用はどの組織が負担するのでしょうか。さらに、足湯はやすらぎの湯の温泉を使用するのでしょうか。この場合、配管布設費用も1,400万円に含まれているのでしょうか、御質問します。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 滞在できる道の駅の一つの要素といたしまして、足湯の設置を計画しております。お湯につきましては、やすらぎの湯から引き込む予定でございまして、振興公社とも協議を行っております。

足湯の工事費につきましては、計画に基づいた概算設計で約1,600万円とされておりまして、循環、加温等の機械室、また配管費用も含まれております。

現在、基本設計が大詰めを迎えておりますが、詳細につきましては、基本設計、実施設計の中で示されますので、それに基づきまして事業を進めてまいりたいと考えております。

維持管理費の関係の経費並びに経費負担の関係につきましては、その規模など詳細にわたる部分がまだ決定していないということでございますので、算出できる状態でございません。したがって、まだ報告できるというような現状ではないことをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 「湯水のごとく使う」という言葉がありますが、やすらぎの湯は、高い燃料コストがかかることを念頭に、維持管理コストを早急に算出願います。

次の質問ですが、12月の定例会にて、森田議員より「足湯よりも直接的にやすらぎの湯とつながりような施設設計が必要と思うので、工夫をしてほしい」との要望が出されましたが、要望の検討はされましたでしょうか。

やすらぎの湯へ商業施設及び駐車場から雨、雪にぬれないで行ける商業施設と一体となった屋根の設置は、駐車場から雨、雪の中歩いている利用者を見れば、その必要性は大きいと考えます。あ

わせて滞在できる道の駅エリアには、やすらぎの湯及び子供が楽しめる滑り台等のエリアの活用も当然考慮されていると思われませんが、今回の事業計画の中では、やすらぎの湯の施設と商業エリアの一体化の工夫はどのように計画されているのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 12月定例会において森田議員から御提案をいただきました、やすらぎの湯への歩道及び屋根の設置でございますが、改めて現場を確認して検討を行っているところでございます。

やすらぎステーションへの足湯の設置は、道の駅エリアとして滞在できる環境づくりと、やすらぎの湯への誘導といった大きな目的があるわけでございますが、御指摘のとおり、やすらぎの湯への環境整備も必要であるというふうに思われます。

今回、道の駅エリア活性化事業として、地方創生拠点整備交付金を活用することを申し上げましたが、この交付金制度の区分において直売所を核とした複合施設が本体工事とされており、通路への屋根設置、足湯の建設が効果促進事業とされております。本体工事に対して効果促進事業の額には制限がございます。こういった予算上の理由で、今回の事業では、やすらぎの湯までの環境整備は困難であるというふうに考えております。

しかし、この事業の基本計画書を作成する過程で、やすらぎの湯を含めたこのエリアを一体として整備することを検討していた経過があり、来年度以降、やすらぎの湯への誘導路の環境整備、滞在できるエリアとしての公園整備等ブラッシュアップも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 雨とか雪の中、温泉に行っても帰ってくる時には湯冷めをしてしまいますので、ぜひ御検討をよろしくお願いします。

次の質問です。

町民の車を持たない買い物難民の方が利用できるような直売所のソフト面の計画について質問いたします。現在行われている交通審議会では、道の駅の利便性について、例えば、買い物をした物をバス停でなく家の近くまで届けるシステムなど考慮して検討されているか、お尋ねいたします。

さらに、デマンド交通システムとなると待合時間も長くなりますが、直売所施設では、高齢者の方が快適に過ごせる空間の確保をきちんと検討しているのか、質問いたします。

配布平面図からは、高齢者に対する手厚い配慮、いろいろな障害をお持ちの方も快適に買い物ができる空間や談笑のためのソファなど配慮が読み取れないため、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 誰もが安心して利用できる道の駅ということも一つのテーマとして設計提案をしていただいております。その中で、おもてなしキャノピー提案をいただき、実際に設置す

る予定であります。おもてなしキャノピーとは、大型バスの観光客はもとより地域の巡回バスのバス停として設置するもので、屋根がついた安全な場所で乗り降りすることができる、こういったスペースでございます。おもてなしキャノピーを設置することにより、高齢者など交通弱者の方にとって安心して来ていただける環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

また、直売所施設内には、情報コーナー、道の駅ギャラリー、道の駅ホールなど滞在できる環境を整えておまして、テラスも設置する予定でございます。限られたスペースではございますが、高齢者の方はもとより、来場される全ての方にとってゆっくりと滞在できる、快適に過ごせる空間としていきたいというふうに計画をしております。

そして、新公共交通体制の関係でございますが、高齢者を初めとする、いわゆる交通弱者の皆さんが、いつでも、どこでも、どこまでも気軽に利用できるような公共交通網の整備を図ることを目的に、昨年、長和町公共交通審議会を立ち上げまして、宮沢議員を初め各方面の方々々に委員をお願いしまして、利便性を考慮したよりよい公共交通網の検討を行っていただいております。今までに5回の審議会を開催いただきまして、JRバス関東よりバス再編について提案をいただき、答申には至っておりませんが、特に高齢者の皆さんの利便性を向上させるため、バス、デマンド交通、いずれであっても支線まで入っていただき、御自宅のより近いところまで運行できるよう細部を今詰めているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 次の質問です。

道の駅エリアを少し町外的に見ていただきまして、国道152号線の森林組合の横に横断歩道がございますが、この横断歩道を使わないで、道の駅や、やすらぎの湯へ行くために徒歩や自転車で横断する方を散見いたします。商業エリア計画には当然、利用者動線を考慮する必要があります。横断歩道または信号機の設置についても近隣利用者の安全面を考えれば、検討の余地があると思われませんが、国道からの車の動線や歩行者の安全面を考えた信号機、横断歩道等の動線計画は検討されているか、質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道の駅に大型農産物直売所を建設し、また滞在できる環境を整えることにより、町内外から、より多くのお客様に訪れていただきたいというふうに考えております。こうした中で、御指摘のとおり、徒歩や自転車で来場される方の安全面も検討していかなければならないというふうに考えております。

道の駅エリア内の動線、適切な駐車区画線は、現在県と協議を行っているところでございます。また、信号機や横断歩道の設置につきましても、今後さらに検討を深め、要望する事業は積極的に要望するとともに関係機関と協議を行っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 配布資料によりますと、農産物直売所の売り上げ計画は年間1億5,000

0万円とされています。販売手数料を15%とすると、年間手数料収入2,250万円、売り場面積に伴う人件費や光熱費、管理コストや独自の仕入れ資金を考えると、運営は決して楽観できるものではないと思われます。

他の一般直売所に比べ、経営の負担、重荷となる生鮮食料雑貨のオペレーションや商品ロス、商業エリアの維持管理コスト及び管理組織の人件費等上乘せのコストを考えると、今回の道の駅の運営、経営について、安定経営ができるのか不安感を抱く町民が多いことは否めません。

施設のハード面、建設のみをとにかくにも優先させ、経営課題、ソフト面の課題解決がなされないまま、新年度施設建設を進めることは、今後の直売所運営に大きな支障を来すものと思われる。早急に期限を決めて、運営、経営に対する人材、課題解決を図り、町民に対して対応策を提示することを強く要望いたします。

さらに、答弁にありました指定管理制度につきましても、町民の税金を毎年指定管理料として投入するわけですから、使うべき事業内容を項目ごとに精査し、目的、使途の理由を持った指定管理料とすることを要望いたします。漠然と組織の運営の補充資金とならないように、指定管理のあり方について検討をお願いいたします。

次に、大きな質問の2番に入らせていただきます。

2点目の質問なのですが、長和町の「ふるさと納税・寄付額の税収赤字」と今後の対応計画についてです。

平成30年6月の定例会にて一般質問させていただいた長和町ふるさと納税の取り組みについて、12月をめどに役場職員による検討チームを立ち上げ、検討していただく旨の答弁をいただきました。その結果について質問いたします。

平成28年度、平成29年度、平成30年度——現在期中ですが、改めて寄附者と寄附額の実績を教えていただくとともに、各年度の住民税寄附控除額、つまりこれは、住民が他の市町村へふるさと納税した金額と寄附者数を教えてください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと納税制度によりまして、平成30年度も多くの皆様に御支援をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げる次第でございます。一方、一部の自治体が多額の寄附を集めるために、過度な返礼品などを設けていることは問題だというふうに感じております。

利用者の方もお得な買い物をする感覚でふるさと納税を行う実態があると思われ、当町からふるさと納税により他自治体へ納税された金額も多額になっておりまして、見過ごすことができないと思っております。本来の制度の趣旨に沿って、過剰な競争に陥ることなく、自治体間の不公平感につながらないような制度運営を求めるとともに、当町としても制度の趣旨を尊重しながら、貴重な財源として多くの皆さんに寄附をしていただけるような運営ができるよう来年度予算に盛り込み御提案いたしましたところであります。

御質問の詳細な数値は担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは私から、寄附額の実績につきまして報告させていただきます。

平成28年度は223件、214人の方から358万2,000円、平成29年度は205件、188人の方から351万6,000円、平成30年度は2月18日現在ですけれども321件、296人の方から392万円の寄附をいただいております。

また、長和町から他の市町村へふるさと納税した金額につきましては、平成28年度は37人の方が237万5,000円となっておりますが、平成29年度は33人の方が429万3,000円を寄附している状況となっております、他自治体への寄附額のほうが多い状況となっております。

なお、30年度につきましては、現在行っております確定申告の状況がまとまりませんとわかりませんが、現在のふるさと納税制度の利用実態から予想しますと、29年度と同様な傾向ではないかというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 平成30年度に関しましては、現状では数字が明確に示されていませんが、長和町への寄附額よりも町民の他の自治体へのふるさと納税の寄附額が多い赤字状態ですと聞いております。この税収の赤字状態の状況を放置することは問題だと思います。総務省の最近のふるさと納税に関する総務省案を踏まえまして、長和町のふるさと納税の現状、課題とその対応策についてプロジェクトチームにて検討した結果を質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） 昨年の6月の佐藤議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、昨年の6月12日に委員13名、事務局3名体制で庁内のさまざまな立場の職員を集め、長和町ふるさと納税プロジェクトチームを設置いたしました。私がチームのキャップを務めておりましたので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど課長からありましたとおり、現在、町への寄附額より町から他の自治体へ寄附される額のほうが上回っているという状況にありまして、ふるさと納税のメリットを生かせない状態となっております。

このプロジェクトチームでは、ふるさと納税の返礼品の種類及び効果的な運用方法を検討してまいりました。その結果、次の3つの方針を結論づけております。

1つ目は、現在30種類ある返礼品を大幅にふやし、長和町の地場産品をPRするとともに、寄附金額につきましても、さまざまな価格帯を設けて、寄附者の選択肢をふやすことで利便性を高めていく。

2つ目は、寄附額に対する返礼率を見直しをいたします。現在は1割から2割程度の返礼品を寄

附者へお返しをしておりましたが、それを総務省の指針の上限であります3割に引き上げ、よりお得に申し込みできるように、選択の幅をふやしていきます。

3つ目は、ふるさと納税の運用を支援業務に委託し、企業のノウハウを活用することで今まで以上にアピールできるサイトを設けまして、運営の質とスピードを上げ、PR活動に努めていくといったものでございます。

これによりまして、町長ありましたとおり、31年度予算に寄附額5,000万円を目指していきたいというふうに考えております。

答弁終わります。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 5の質問に移らせていただきます。

寄附金の30%を返礼品として、地元事業者へ還元するとのことですが、その他寄附金額に占める各経費割合を教えてください。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 寄附金額に占める各経費割合についてですけれども、寄附額の60%弱ほどは経費として支出となる見込みでおります。その内訳ですが、返礼品代で30%、業務委託料が12%、その他ポータルサイト使用料や返礼品発送代などで18%ほどとなっております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 6月の一般質問では、返礼品を商品のみでなく、長和町の独自のサービス、例えば町で暮らしている高齢者の親の給食費負担サービス券など、職員がみずから企画し、これぞ長和町の心あるふるさと納税返礼品を企画していただくように要望いたしました。企画されたサービスの返礼商品案を質問いたします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） プロジェクトチームの中で、さまざまな返礼品アイデアを検討してきましたが、まずはその中からすぐ実現できるサービスから返礼品として導入するように進めてまいりました。

具体的には、郵便局の見守りサービスやシルバー人材センターによる草刈り、お墓掃除、別荘掃除を4月から追加いたします。また、ほかにもスキーリフト券、温泉券や美ヶ原トレイルラン、ウイスキー&ビアキャンプ等のイベント参加の返礼なども、導入に向けて各事業者と協議中でありますので、順次サービスの返礼について導入を図っていきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 総務省の返礼品に対する方針により、調達費が寄附額の30%以下の地場産業品となり、ある意味全国一斉に新たなスタートとなるわけですが、旧東京長和会の皆さん、成人式に参加された地元を離れている皆さん、別荘やペンションを利用する皆さん、スキー場、トレイルランなど長和町の関係人口の皆さんに対する長和町のふるさと納税返礼品の寄附に対しての告

知のアイデアや計画があれば教えてください。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 今年度は、ふるさと納税の事業拡大と運営方法を検討してまいりましたが、今後は今まで以上に運営のスピードと長和町及び地場産品のPR活動が必要であると考えておまして、ふるさと納税ができるサイトもふやす予定でおります。

いわゆる関係人口の皆さんに直接どんなPRができるのか、まずは長和町公式フェイスブックの活用が中心になると思いますが、効果的な方法を、委託業者を含め、返礼品の協賛事業者にも協力していただき、検討してまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 町のふるさと納税品なんですけど、やはりいいものだとわかるのは町民の方だと思いますので、町民が関係人口の皆さんに説明できるように、広報とかそういったものを通じて、まずは町民の皆さんにもいろいろわかっていただくような企画もお願いいたします。

インターネットが普及している現在、住民が他の自治体に寄附してしまうリスクもありますが、ふるさと納税の原点に軸足を置きながら、役場の創意工夫によりふるさと納税の赤字現象を改善し、委託業者に丸投げするのではなく、より多くの関係人口の皆さんが町のふるさと納税をしたいと思える企画や情報発信を今後展開していくことを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時05分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をしてまいります。

本日の私の質問は、2019年度新年度予算について、町施設の設備管理について、職員の応急手当講習会の受講状況とAEDの取り扱いについて、火入れ関する条例、稲わらの焼却対策について、以上4点です。

最初に、2019年度新年度予算の骨子はということで、本年2019年度の長和町一般会計当初予算を見ますと、本年度より1億2,000万円の増、60億2,000万円が計上されています。

そこで、町長再選後2回目の当初予算となります2019年度当初予算はどのような方針で編成

を行ったかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町は、合併発足以来、協働の精神のもと、町民の融和と一体感の醸成に心がけ、各種事業の実施や資本整備等の基礎体力づくりを進めてまいりました。

平成29年度からスタートいたしました第2次長期総合計画に基づきまして、少子高齢化や人口減少などの大きな社会変化が起こりつつある中でも、町民の皆さんが町に愛着や誇りを持てるように、今まで培ってこられた基礎体力をもとに、「人が元気、町も元気」「元気が出る町！！長和町」の実現に向けて、より一層充実したまちづくりの実現を図ってまいり所存でございます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、第2次長和町長期総合計画の基本理念であります「住民と行政との協働のまち、豊かな自然や歴史と文化を守りやさしさと潤いのまち、地域特性を生かし活力を魅力あふれるまち」の実現をめざし、私の公約である「Nagawa Next Vision 4」に掲げた各種事務事業の実施により、将来にわたって持続可能な安定した長和町を確立する施策の推進に努めることとあわせ、平成28年度より本格的に事業が始まりました「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、必要な事業を予算に反映をさせていただきました。

「笑顔があふれる、元気が出る町長和町！！」の実現のため、今まで培ってきた基礎体力と将来の社会を見据えた柔軟で斬新な発想、視点をもとに、なお一層、町が発展できるよう、予算編成とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ことし10月に消費税の増税が予定されております。この増税に対して、予算面及び事業の執行に対してどのような考慮をしたか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 消費税の増税が、お話しございましたようにことし10月より予定されておりますが、歳入におきましても、町の歳入の大きな柱となっております地方交付税の算定が、平成33年度から一本算定に向け、段階的な縮減期間に入り、地方交付税は年々減少しております。地方交付税の減少は、町の一般財源の減少であり、財政構造の弾力性の低下、財政の硬直化につながるものでございます。

このような中、平成31年度は、4月からの水道料金の改定、10月からの消費税率の引き上げが予定されており、委託料、光熱水費、工事請負費など、さらにコストが上乘せになりますので、一般財源の節減対策により一層意識した予算といたしました。

原則的に、一般財源は、前年度の当初予算と同額を上限といたしまして、経常経費については、再度、必要性等について検討をし、各種事業につきましても必要性について再点検を行い、最小限の予算となるよう指示をいたしました。

また、事業の執行につきましては、消費税率が改定になる前に竣工、完了となるよう、早期着手に努めてまいりたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 平成30年度予算では、「Nagawa Next Vision4」に掲げられた、将来にわたって持続可能な安定した長和町を確立する施策の推進に努めるとともに、第2次長和町長期総合計画に掲げられているまちづくりの基本目標に沿って進めるとの答弁を、昨年いただいております。

そこで、この4つの基本目標と第2次長和町長期総合計画について、30年度の取り組みと評価、2019年度の予算に具体的にどのように盛り込んだかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） まず、地域産業の振興で、働いてみたくなるまちづくりに関してましては、産業競争力強化法に基づきまして、新たな創業を目指す方の支援を目的として、平成30年4月から長和町商工会や融資制度等の関連金融機関等と連携をしまして、創業相談窓口を商工会へ設置をしたところでございます。

この制度認定により、国の創業支援制度が活用できるようになったほか、加えて町単独でも創業支援メニューを新設をいたしまして、今年度は1件1事業であります。特定創業者としての認定の上、事業が開始をされました。

また、6月には、生産性向上特別措置法に基づく「長和町導入促進基本計画」の同意を経済産業省から受け、町内企業の新規設備の導入による生産性向上に対する支援を開始をしまして、現在3事業所から申請を受理しております。新設設備の固定資産税の軽減措置や経済産業省が行う補助金への対応をしたところでございます。

観光・交流文化関係では、滞在型の集客イベントとして年々定着しております美ヶ原トレイルラン大会及びウイスキー&ビアキャンプを観光協会や関連機関と連携しながら開催をしております。平成30年度で両イベントとも8回目の開催をしております。

この2大イベントにつきましては、滞在集客型のイベントとして定着をしております。大きな経済効果とともに、長和町の魅力発信の事業としても大きな寄与がなされておるといふふうに思っております。

さらに、当町の観光分野の大きな可能性につきましては、昨年日本遺産に認定をされました「星降る中部高地の縄文世界」において、当町の黒曜石遺跡が大きな要素となっている点です。広域的な連携と文化・産業振興の横の連携、茅野市や諏訪市、下諏訪町等と連携し進めてきたビーナスラインを核とした集客にもつなげまして、このチャンスを生かしてまいりたいというふうに考えております。

黒曜石つながりでは、黒曜石大使がイギリスセットフォードなどを訪れ、また10月にはイギリスから訪問を受け入れるなど、国際交流を進めることはできました。特に、今年度は、初めてホームステイを実施をいたしまして、大使の皆さんには数多く貴重な体験をしていただきました。大使の皆さんの将来と町の国際交流の発展に、大いに生かしていただくとともに、町といたしましても

引き続きの交流を深めていきたいというふうに思っておるところでございます。

これらの関連事業につきましては、地方創生関連事業を中心に、産業振興分野の予算を計上したほか、黒曜石原産地遺跡整備事業、日本遺産を生かすための事業等を計上をさせていただきました。

そして、子育て関連では、今年度より実施をいたしました小中学校の給食費の無償化を初め、子育てガイドブックのリニューアルや今年度実施をいたしました子育て支援ニーズ調査をもとに、平成32年度からの子ども・子育て支援5カ年計画を策定をいたしまして、より実情に合ったきめ細かな質の高い子育て支援を推進してまいりたいというふうに、この計画をしておるところでございます。

さらに、子育て応援給付金や18歳以下の医療費無料化、高等学校通学費の補助等に係る予算を引き続き計上させていただき、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、妊婦一般健康診査、新生児訪問に始まる健診事業や子育て相談、子育て支援センター、児童館、放課後児童クラブの運営などを通じまして、長和町において安心して子供を産み育てるよう、子育て支援の一層の充実を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、首都圏を中心に流行した風疹対策として、免疫がない39歳から56歳の男性のうち、39歳から46歳までの方の抗体検査及び予防接種の経費を349万円などを新たに計上させていただきました。

安全・安心な環境確保の分野では、住民が健康で安心して暮らせるよう、地域医療サービス体制の整備に努めているところでございますが、過疎化、少子高齢化などにより患者が減少するとともに、専門医志向や大病院志向が進む状況の中で、医師不足が大きな問題となっております。

先ごろ公表された国の医師偏在指標調査によりますと、長野県では下位16県に含まれまして全国38位であり、全国335医療圏の中でこの上小地域は284位という状況でございます。この医師不足の問題につきましては、以前より一医療機関、一自治体の問題ではなくて、全国的な対策を早急にしなければならぬ課題であるというふうに認識をしたところで、県町村会長の立場といたしましても、より一層関係機関に働きかけてまいりたいというふうに思っております。

平成30年度の依田窪病院の医師確保につきましては、年度当初において、内科医師の確保もできました。また、年度途中において常勤医師の退職もありましたが、小児科につきましては、信州大学医学部及び信州上田医療センターの御協力をいただき、1月から医師を確保することができたことは、大変よかったですと思っております。

今年度の入院延べ患者数は、前年度に対して上回ってきましたが、外来者の患者数につきましては、前年を下回っているということでございます。

依田窪病院は、この地域において適切な医療を受けることができる医療機関として重要な役割を果たしているというふうに考えておりますので、平成31年度の医師確保につきましては、県の医師確保対策室に対して、医学生研修資金貸与医師の継続配置を強く要望してまいったところでございます。先ほども答弁いたしましたが、今のところ、正式な通知はいただいておりますが、継続

配置についてよい感触を持っているというところでございます。

新年度予算につきましては、依田窪病院に対して、経営基盤強化のために、国から通知される繰り出し基準等に基づいて約3億6,000万円、病院事業運営に約1億7,000万円の交付税算入を見込み、繰り出す予定としておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 2019年度予算のうち、経常経費の額と予算全体に占める割合はどれほどかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 31年度予算のうち、経常経費の額は、45億1,215万円でございます。予算総額が60億2,000万円でございますので、予算全体の75%となっております。

しかしながら、経常的な経費が一般財源に占める割合でございます経常収支比率は、およそ91%となっております。予算の硬直化が進んでいるというふうに感じております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 財政の健全化を目指すためには、経常経費のうち、人件費、物件費の縮減が大きな効果となります。2019年度の退職職員、再雇用、採用職員の状況はどうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） それでは、ただいまの御質問につきましては、私から御答弁を申し上げます。

今年度末の退職職員は全部で8名でございます。このうち、来年度の再任用をする者は4名、それから新規採用者は保育士3名を含み6名を予定をしております。

特に、人件費に関しましては、平成32年度から会計年度任用職員制度導入に向けまして、臨時職員の業務内容と人数の再検討や委託可能な業務につきましては業務委託をすることを考え、さらには組織の体制等々の見直しを含めまして、人件費の抑制を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 需用費などの経常経費を抑えて、最小の経費で最大の効果をもたらす、コスト意識という言葉があります。このコスト意識に取り組んでいるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） コスト意識につきましては、予算編成に限らず、事業実施に当たっても、より効率的な方法はないか、安価な方法はないか検討して進めるよう指示をしているところで、各担当者もそういった意識で事業を実施していると思っております。

人件費、扶助費、公債費等の経常経費の抑制につきましては、今年度特に町の施設の維持費のうち、電気料に関しまして、電気の小売り自由化による見直しを進め、結果的に中部電力による安価な電力供給につなげることができました。

高齢者や社会保障費の増加により、現状において扶助費の抑制は難しいところではありますが、いわゆる上乘せ、横出しなど、町単独で実施している事業につきましては、創設当初と現状との客観的な分析や他町村との状況を踏まえ、優先度や効果等を検証しながら見直しを図ることは検討していかねばならないと考えております。

公債費につきましては、大規模事業の財源としました起債の償還も本格化し、高い水準で推移しております。平成31年度も、道の駅エリア活性化推進事業、ケーブルテレビ光化促進事業、社会福祉施設建設事業等の大規模事業が予定されておりますが、町債につきましては、元利償還金の7割が交付税に算定される過疎債を中心に、有利な起債を活用して事業を実施しているとしております。

今後につきましては、多額な地方債残高を有している現状と顕著な伸びの公債費の抑制を勘案しまして、町債残高の計画的な圧縮と予定されている事業の見直しなどの検討を進め、申しあげてきましたように、経常経費のより一層の抑制により、健全な財政運営を目指してまいります。

また、公共インフラにつきましても、施設ごとの長寿命化計画を早期に策定し、長寿命化、統廃合の検討を進めるとともに、時代に合った新たな施設の利用方法や運営方法を検討し、固定費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ある地方自治体では、職員みずから行政経費のコスト削減に向けた行動指針を策定し、取り組んでいます。また、2020年度から予定されている会計年度任用職員、また正規職員の採用に当たっては、長和町の財政規模に見合った規模とし、職員数を削減し、人件費、物件費を削減すべきと考えます。

職員一人一人が主体性を持ち、経常経費の縮減に取り組むことが、住民サービスの向上につながると考えています。

次の質問です。町では町施設の設備管理体制はどのように行っているのか質問です。

町では、動産、不動産を初め、車両、備品などさまざまな財産を所有しておりますが、建物に附帯する危険物施設と少量危険物の管理について質問いたします。

地域の公民館も含め、町所有の公共施設で消防関係法令、条例等の規制を受ける危険物施設及び少量危険物施設の実数を把握していますか。また、それらの施設の管理は誰がどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長門小学校で発生をいたしました灯油の流出事故に関連して、公共施設における危険物施設等の把握、管理などに関する御質問だというふうに思います。

長門小学校の事故に関しましては、地域の皆さんを初め、多くの方々に御迷惑をおかけし、この場をお借りいたしまして陳謝申し上げますところでございます。必要な改修を汚染された土壌の入れかえなど、できるだけ早い復旧に努めているところでございます。

さて、御質問の危険物施設等の実数、実態につきましては、町いたしまして把握していない実情であります。これは、各施設で設置することになった危険物施設等につきましては、その都度消防関係法令や広域連合の火災予防条例に基づく基準に適合する形で設置をされ、その後の必要な消防署の立ち入り検査等を受けており、それぞれの施設管理者の管理に委ねていた状況によるものでございます。

しかしながら、今回の事故を受けまして、町といたしましても、消防署による定期的な立ち入り検査とは別に、日ごろからの点検、管理が重要であると痛感したところであり、署からも管理の徹底を通知されておりますので、毎年行っております消防設備点検とあわせて、地区で管理されている公民館の実態把握にも努め、管理の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただ今、長門小学校という名称が出てきましたので、この長門小学校の事故の詳細についてお伺いいたします。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 昨年発生をいたしました長門小学校の灯油の流出事故の内容に関するところでございますが、この流出事故が発生したのは、昨年の12月25日のことであります。

発生場所は、長門小学校の5、6年生棟の外壁に設置をされておりました灯油の送油管であります。

事故の原因は、ろ過器部分に何らかの理由によりまして水が浸入し、それが凍結、膨張することによりまして、ろ過器に亀裂が生じたことによるもので、灯油約1,100リットルが流出したものであります。

事故発生後の処理といたしましては、灯油管を閉栓をしまして、消防署などへ連絡を行いました。また、児童への連絡、各家庭への通知文の配布、破損箇所以外ろ過器の点検を行いました。そして、報道機関に対しましても、そういった事故がありましたということで伝達をし、信毎さんのほうでは新聞紙上にも掲載をされたということでございます。

町といたしましては、灯油のしみ込んだ部分の土の入れかえを行いました。

送油管が2系統となっているため、現在はろ過器を通さない系統を使って灯油を送っておるところでございます。同時に、破損箇所の修理を進めております。

今後の対応といたしましては、ろ過器や配管の点検、検査の実施、それから職員室での灯油残量確認の徹底、それから点検により老朽化等の判明した備品、部品などの交換を行い、再発を防止していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 過去におきまして、私の知る限りでは、老人保健施設いこいとか、古町中央公民館、古町上町集会施設、長門町民体育館、和田コミュニティーセンターなど公共施設で流出事故が起きております。その数は決して少ない数ではありません。事故の原因は、普段の点検を実施していれば防ぎ得たかなと思われまます。

かなりの量が流出しましたが、地区への説明会参集の範囲とその内容、現在の状況と今後の対応をお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 長門小学校の灯油流出事故に係る地区説明会と現在の状況に関する御質問でございます。

灯油の流出事故を受けまして、昨年12月27日に地区の住民の皆様に対する説明会を開催させていただきました。

説明会の出席につきましては、地下浸透した灯油が染み出てくることが心配されます長門小学校周辺にお住まいになっている皆様、長久保の自治会長さん、あと長門小学校があります長久保7区の区長さんに出席をお願いいたしました。

説明会におきましては、事故の概要や学校及び教育委員会の対応について説明させていただきまして、あわせて灯油が染み出てきているなどの異常を発見した場合には、教育委員会へ連絡していただくようお願いをさせていただきました。

事故発生後は、教職員が小学校の周囲を点検し、灯油が染み出ていないか毎日確認をしております。また、教育委員会といたしましても不定期ではありますが、見回りのほうを行っております。

現在の状況ですが、事故発生から約2カ月が経過しましたが、灯油がどこかにしみ出てきたなどの状況は確認されておりませんので、地下に浸透し蒸発しているのではないかと考えております。このため、巡回監視などは行っておりません。

今後、灯油がどこかに染み出てきたり、これにより水路、河川に流入したという状況が確認された場合には、直ちに関係各機関に連絡を取り、対応してまいりたいと考えております。

また、吸着マットは用意してありますが、中和剤につきましては消防書の指導によりよりまして、使用しないこととなっておりますので、特に用意はしてございません。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 貯蔵数量がある一定数量を超える危険物施設では、危険物取扱者免状を有する資格者が危険物の取り扱い及び管理を行う必要があります。各施設の状況はどうでしょうか。お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 町の施設における危険物取扱者の選任状況ですけれども、町が所

有する施設で対象となる施設は、5つの施設がございます。内訳は、長門小学校、和田コミュニティーセンター、和田宿温泉ふれあいの湯、長門温泉やすらぎの湯、ブランシュ鷹山スキー場のレストハウスふるさと、以上の5つの施設でございます。

有資格者の選任状況について確認しましたところ、全ての施設において選任されているという状況でありました。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 私がちょっと調べた中では、危険物施設は、ただいまの答弁のほかに、休止中ですがユースロッジ和田峠に屋外タンクがあります。また、振興公社の管理になりますが、八王子市姫木自然の家に地下タンクがあります。

また、町長名で届け出されている指定数量未満の少量危険物は、二十数カ所あると認識しております。

危険物取扱者は、危険物の取り扱いに関して、法令上強い権限が与えられる反面、大きな責務を背負っております。長門小学校の場合、就任したばかりで、学校施設に不案内な校長先生が危険物取扱者に選任されており、実際危険物の取り扱いの経験もなかったのではと思います。果たして適切だったでしょうか。お考えをお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 学校における危険物取扱者の選任に関する御質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、長門小学校の危険物取扱者は校長先生になっております。従来より、学校関係の資格が必要な役職につきましては、主に教職員の中で対応していただいております。校長先生は、既に危険物取扱者の資格を取得していたということで、適任と判断させていただき、選任させていただいたところであります。

また、今後は教頭先生も資格を取得する予定で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 先ほども申し上げましたが、建物や設備に不案内な、ましてや教職員に行わせることはいかがなものでしょうか。気の毒なことに、危険物取扱者としてのペナルティーも課されてしまいます。

今後、全ての施設において事故防止に努めていただけるかと思いますが、どのような対応をするのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 灯油の流出事故の防止対策に関する御質問でございます。

長門小学校での灯油流出事故後、消防署から管理を徹底するよう通知をいただいております。これを受けまして、各係へ所管する施設の管理の徹底を呼びかけました。

特に、危険物である灯油貯蔵施設については、灯油タンクや配管に腐食や損傷はないか、灯油のにじみや漏れはないか、ストレーナに水が溜まっていないか、タンク油量の減り方が異常に早くないか、タンクの防油堤に損傷はないかといった項目を上げて注意を促しました。

また、消防署からあわせていただいた危険物貯蔵所や少量危険物の点検表を各係へ配信しております。この点検表に基づいた自主点検の徹底をさらに図っていきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 取扱者の選任は、教職員ではなく庁務員さんまたは教育委員会の職員が適切と考えます。教育委員会の職員には、免許取得者がおりますか。免許がなければ費用負担し取得していただき、手当を支払い、きちんと従事させなければなりません、お考えをお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 危険物取扱者の選任職種に関する御質問でございます。

最初に、現在の教育委員会職員の中で危険物取扱者の資格を取得している職員はございません。

取扱者については、常時学校にいる先生方または庁務員さんが適任と考えております。

資格の取得につきましては、資格取得のための助成を検討してまいりたいと考えております。

また、学校に常駐していない方を選任できる場合には、教育委員会職員の資格取得についても検討させていただきまして、助成についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

また、手当の関係につきましても、あわせて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 長門小学校の事故を初め、長和町の公共施設ではかなりの高頻度で事故が発生しています。大変不名誉なことと存じます。

施設管理者には、社会的な問題となりえる施設の管理を行っているという自覚と、設備に対する認識を持っていただき、急応に来る業者任せではなく、1週間に1度くらいは目視での点検を心がけていただきたいと思います。

次に、職員の応急手当講習会の受講状況とAEDの取り扱いについての質問です。

突然のけがや病気で呼吸や心臓がとまった人を目の前にしたとき、皆さんは正しい応急手当ができますか。呼吸や心臓の停止した人が何の手当ても受けずに放置されれば、救命率は極めて低くなります。

そこで、町関係職員の過去5年以内の応急手当の受講状況をお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 救急車が通報を受けてから現場に到着するまでの時間の平均は、平成29年の統計で、国が8.6分、上田地域では8.7分、依田窪南部消防署管内の長和町におきましては11分でございます。一刻を争うとき、救急車が現場に到着するまで何もしないでいると、

助かる率は急激に低下するといわれており、その場に居合わせた人が応急処置を行うことが非常に重要であるというふうに思っております。

万が一に備えての応急手当の訓練がとても大切であることは認識しておりますが、消防団やP T A活動の一環としての講習を兼ねている状況で、職員研修として応急手当講習会は実施していないのが現状でございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 依田窪南部消防署では、毎年平均300人ほどの講習会を行っています。過去5年間の町関係の応急手当の受講状況は、保育所職員、小中学校教員、日赤奉仕団、これは社協の管轄になりますが、この団体についてはほぼ毎年行っております。

また、5年前には和田中学校の生徒、3年前には民生児童委員さん、消防団は3年に1度ごと実施しております。

役場本庁支所、教育委員会及びその出先では行われておりません。

ちなみに、平成30年の依田窪南部消防署の救急データを見ますと、救急搬送人員は548人です。うち65歳以上が356人で、65%となっております。

疾病分類では、急病が277人で50.5%、心肺停止の方は25人おりました。そのうち、バイスタンダーCPRといって、その場に居合わせた人が心肺蘇生を行っていた数が7件、実際に心肺停止で搬送された方は16人いました。そのうち、病院までに心拍が再開した方が4人おります。

もう一つ、依田窪南部消防署からデータをもらってきたんですが、これは依田窪南部消防署の救急隊が依田窪病院へ搬送した消防車の人数です。内科医不足であった平成17年の收容人員は187人で、前年に比べ41人減少しております。そのうち、内科系の受け入れは86人で、前年比57人の減少、反面、内科系以外では111人と前年比16人増となっております。

それでは、内科医が充足された昨年の收容者数は189人と、前年比1名の増です。内科系の收容者は115人で、14人ふえております。しかしながら、内科系以外では74人と、27人減少となっております。内科医が充足されても、最高だった年まで到底追いつかないと、そんなような数字になっております。

数字だけを見ますと、内科医不足に伴い、さまざまな要因で、救急の受け入れも減少しているのかなと思います。

次に、生命の安全・安心を補助する医療機器として、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの使用が一般の市民に認められ久しくなります。長和町でも重立った公共施設に配置され、ハザードマップにも示されています。AEDの現在の配置状況と、どのように管理しているかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 町で管理しております施設のAEDの設置につきましては、それぞれの施設管理担当課の判断で設置、管理しております。今回の御質問により調査しましたところ、町関係施設26カ所に28個のAEDが設置されておりました。

今年度及び来年度の予定の中では、新設ではなく、買い取りからリースへの変更という予算になっております。

これらAEDは、リースにより設置している例が多く、バッテリーやパッドといったものの管理は、リースの場合はリース会社より、購入品については管理担当により行っているという状況でございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 未設置の施設で、古町中央公民館、和田支所、大門支所、入大門センター、黒曜石体験ミュージアムなど、未設置の施設へ設置の予定はあるかをお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 古町公民館、大門支所、入大門センターには未設置、黒曜石体験ミュージアムにはリースで1個設置しております。

未設置施設の中には、隣接する施設からすぐに借用できるといった事情もございますので、それぞれの施設管理者に施設の使用状況などを勘案して設置を検討するように改めて指示しまして、重要なものから予算化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 御存じのように、AEDは、心肺停止となった傷病者のうち、ある特定な不整脈に対して電気ショックを与え、心拍の再開が期待できる医療機器です。あくまでも救命手当ての補助装置です。

しかし、AEDを扱うには、消防機関などで受講を受け、技術を習得する必要があります。役場は、長和町でも依田窪病院に次ぐ大きな事業所で、来庁者も一日最高で100人前後、職員も含めると150人以上と大勢の人が出入りする施設であります。また、庁舎内で会議中に体調が不良となる方も時々見受けられます。

町職員は、このようなとき、適切な対応が果たしてできるでしょうか。保育所以外の職員で過去3年以内に応急手当講習会を受講した職員が何人いたかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） AEDを取り扱うには、特に講習を受けるというような規定はありませんが、利用するからにはきちんと講習を受けて、技術を習得した方がより確実に扱えるものと思っております。

過去3年以内に救命講習を受講した職員は合計54名で、保育所職員の36名を除きますと、講習の受講者は18名でございました。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 近いうちに実施していただけたらと思いますが、今後、応急手当講習会を行う予定があるかどうかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 町民を守るための役場といたしまして、またAED設置事業所としても、職員がAEDによる救急救命ができるように、平成31年度中には職員研修として実施をしてまいります。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 繁忙な業務の中、職員研修として実施していただけるということで、大変心強く思います。いろんな受講方法もあるかと思しますので、消防署と協議した中で進めていただきたいと思います。

次の質問です。火入れに関する条例、稲わらの焼却対策についての質問です。

昭和59年に森林法の一部が改正され、森林法第21条で、火入れに関して、その許可事務が市町村に移管されました。これにより、自然豊かな長和町の森林を守るため、町の森林または森林の周囲1キロメートル範囲内にある土地での立木、竹、雑草等を面的に焼却する場合には、事前に許可申請が必要となっております。

この長和町の火入れに関する条例について、去年の広報ながわ5月号、9月号に掲載されて啓発されております。これまでに火入れ許可の申請、問い合わせ、許可をした実績があるかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 合併時におきまして、それぞれの町村の条例を踏襲した中で、平成17年10月に現在の長和町の火入れに関する条例が施行されております。施行後の許可実績につきましては、1件でございます。

この件につきましては、昨年4月に青原地区の林地に接した依田川河川敷において、地域住民が行う野焼きの奉仕清掃作業について申請を受けつけ、火入れに関する許可をしております。

森林法第21条では、森林または森林に接近している火入れの許可については、土地の所在する市町村の許可権限とされております。

青原地区の林地に接した依田川河川敷の火入れは、条例に基づき、河川管理者である建設事務所維持管理課、依田窪南部消防署予防係、長和町役場産業振興課林務係それぞれの担当者により現地確認を行いまして、防火に関する確認とともに、当日の気象情報は火入れの延期あるいは中止をする旨等の要件を満たしているため、火入れに関する許可を出したということでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 広報ながわ5月号では、火入れとたき火の違いについて説明されています。

火入れは、野焼きとは異なり、適切な行政手続を行えば、許可されます。たき火は届け出で実施できます。

それでは、稲わらを田んぼで焼却する行為はたき火でよいのか、軽微な土手焼きとはどの程度のものかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 厚生労働省の環境整備課長通知第12の7に、廃棄物の焼却禁止の例外規定がございます。その中に「農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却などが考えられる」とあります。稲わら等を焼却することは認められておりますが、軽微な焼却についての規定はございません。

また、軽微との表現につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3項の周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物を指しており、焼却の規模等の明記はされてございません。

具体的な例を挙げさせていただくとすると、農業者が農地管理または害虫駆除のために行う稲わらや農作物の残渣、またはあぜ道や用排水路等を除草した刈り草等の焼却が考えられると考えます。以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ただいまの答弁は、慣習的なたき火についてであり、個人で行う剪定花木や農作業で発生する稲わらなどは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、地域周辺の生活環境に与える影響が軽微である場合、例外的に認められているものであります。

苦情があった場合は、直ちに中止しなければならないと思います。

これからの質問は、森林法に基づく面的な焼却について質問しております。

林野庁から出されている森林法改正に伴う火入れ許可関係通達では、収穫後の稲わらを焼く行為は、面的または数カ所に分散させて一斉に火をつけた場合でも、面的な焼却行為として火入れに該当するものと解されています。果たしてたき火扱いでよいのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 森林法におきましては、森林の周囲1キロ以内にある水田において、収穫後の稲わらを焼く行為は、通常、水田全面に散布するかまたは相当数の箇所分散させて一斉に火をつけるものがほとんどの形態であるため、面的な焼却行為に当たるということによりまして、火入れに該当するものと解されてございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 昨年4月からことし2月末までに消防署で受けたたき火届は433件あります。

このうち、稲わらの焼却の届け出は、昨年10月に20件、11月に21件で、この中で火入れに該当する焼却もあったと思われま

す。山林火災など、屋外の火災の原因は、火入れやたき火がほとんどで、一昨年の和田保育所西側の山林火災、昨年は枯れ草を焼却されていた方が亡くなるという悲惨な事故も発生しております。

稲わらの焼却について、近年目立って稲刈り後で田んぼで行われています。このような状況をど

のように捉えているかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 稲わらの焼却につきまして、害虫駆除や凍霜害防止などに一定程度の効果があるため、これまで一般的に農業者の間では行われてまいりました。近年では、稲わらをすき込むことによる土壌への効果が認められておりますし、延焼による火災の原因となることや、風向きによっては煙による周辺住民などへの被害もあるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 火入れなどによる煙の成分は、たばこの副流煙と同じ物質で、たばこと同等の健康被害をもたらします。また、稲わらの煙には、最近話題になっておりますPM2.5、微小粒子状物質が含まれております。燃焼過程では、発生する物質として、有害大気汚染物質に該当するベンゾエピレン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドが高濃度含まれており、いずれも発がん物質であります。

特に、PM2.5は肺の奥深くまで入り込みやすく、肺がん、ぜんそく、気管支炎などの呼吸器疾患、高血圧、虚血性心疾患、心不全、不整脈など循環器疾患などのリスクを上昇させると考えられています。

また、ぜんそくやアレルギー、不整脈や心不全の既往症のある方、お年寄りや子供などは、特に影響を受けやすいと考えられます。

また、麦わらの焼却は、視界不良による交通障害、人への不快感をもたらすなど、社会的問題となっております。

長和町でも、秋の行楽シーズンに、稲わらスモッグと言われる状況がしばしば発生し、町のイメージダウンにもつながっております。また、付近の住民には、目やのどへの刺激、臭いによる不快感、衣服への付着などの苦情が寄せられています。

東北地方では、早くから、稲わらの焼却を条例で禁止している県もあります。お隣の新潟県では、にいがたクリーンランド戦略と称して、稲わらの有効利用を推進しております。

長和町では、このまま稲わらの焼却を放置してよろしいのでしょうか。焼却防止に向けた取り組みは行っているかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 平成29年の長野県農政部長からの農作物の残茎等の野焼きに対する煙害対策についての通知を受けまして、農家の皆様へは、担当係が所管する各種会議等の際に、農作物の残茎の焼却に関する生活環境や影響につきまして、周知を行ってきたところでございます。

稲わらやもみ殻の活用につきましては、すき込むことによる土壌の改良効果のほか、家畜等の飼料、堆肥、野菜等を栽培する際の除草、防虫のためのマルチとして使用もできますことから、

焼却以外の方法についても、今後も鋭意進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 農政サイドとして、地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い取り組みとして、環境保全型農業直接支払交付金などの補助事業は適用しないのかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 御質問の環境保全型農業直接支払交付金につきましては、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取り組みに対し、交付金が交付される制度でございます。平成30年度の実績でございますが、2者により約51ヘクタールの有機農業によるそばの取り組みがなされております。

緑肥によるすき込みなどの化学肥料に頼らない取り組みも対象となりますので、今後、取り組みの強化を図り、積極的に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 農家への啓発として、稲わらの圃場へのすき込みの有用性、畑への利用、畜産農家への提供などのソフト面、必要な機械の導入、あっせん、稲わら収集にかかわる労力のあっせんなど、ことしの収穫期までに対応できないかお伺いします。

○議長（田村孝浩君） 藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） ソフト面につきましては、広報等を十分に利活用しながら、稲わらの圃場へのすき込みの有効性や畑への利活用の周知、畜産農家への提供なども検討し、実施してまいりたいと考えてございます。

また、ハード面につきましては、すき込み等に必要な農業機械等の整備について、町の長期計画等に順次掲載し、整備できるよう、研究、検討を深め、実現に向けた取り組みと考えてまいりたいということでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） 火入れにつきましては、昭和59年の条例改正時点から、その内容が理解、周知されないまま今日に至り、火入れもたき火も一緒に扱われてきました。今後は、関係機関と連携しながら、住民に啓発、周知をしていただきたいと思います。

また、稲わらなどの焼却から発生する煙は、大きな社会問題となっております。今回、生活環境、健康福祉担当からは見解、いただきませんでしたけれども、またこの次にお伺いしたいと思います。

稲わらは、有用な資源であります。ソフト面はもちろんですが、コンバインでのカットを細かくするとか、ロールベラーを購入し、あるいは貸し出し、わらの利用先の確保など、有効利用できる体制も整備していただけるようお願いしまして、本日、私の質問を終了いたします。

○議長（田村孝浩君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 1時00分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、森田公明議員の一般質問を許します。

森田公明議員。

○4番（森田公明君） 議長のお許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、長和町の水道事業について、児童館の運営について及び道の駅エリア活性化推進事業についての3点について質問することとしてさきに通告しておりましたが、3つ目の道の駅エリア活性化推進事業についての質問事項は、午前中に行われました田福議員、佐藤議員の質問において私が通告いたしました質問事項に関してもほぼ回答されておりますので、割愛したと存じます。

道の駅エリア活性化推進事業につきましては、これから複合施設の運用を任される方に、これからの長和町のあり方や農畜産業を初めとする産業の育成について、直売所の持つ役割と道の駅を中心とする町の活性化についても、そのコンセプトを十分に説明し理解された上で経営に携わっていただけるようしっかりと協議した上で、施設の建設に取りかかっていただくことを強く要望しておきたいと思っております。

それでは、第1の質問、水道事業についてに入ります。

水道事業は、町道などの生活道路の整備や農地保全に関する事業と並んで、地方公共団体にその施設整備から運営までを任された重要な社会資本の整備活用事業であります。町民が快適に生活する上で欠くことのできない日々の生活を支える基盤、いわゆるライフラインの核となる事業であります。ところが、このところの政府の方針においては、これを民営化する方向でさまざまな制度改正が行われてきております。

長和町におきましても、国の方針により、やむを得ないことながら上水道事業を特別会計から地方公営企業会計へ移行し、さらに昨年12月定例会において給水条例を改正し、本年4月より水道料金が改定される運びとなりました。加えて、この先においても数年をおいて水道料金の改定が予定されており、住民生活を圧迫することがないかが危惧されるところであります。このことは、長和町のような人口が少なく居住地域の面積が大きい町村では、居住世帯に対する水道管の総延長が大きいため、投資額が大きくなるのに反し、徴収できる料金総額が少なくなるという状況においては避けられないことかもしれませんが、水道事業は、さきに触れましたように、住民生活を守るための不可欠な事業であり、また、町独自で設定できる数少ない公共料金でもあり、国民健康保険税や介護保険料などの料金設定とともに、町の姿勢が問われるものであります。

そこで、国において、水道法の改正がなされたこの時期を捉え、長和町における水道事業のあり方と見直しについて順次質問してまいります。

これまでのところ、長和町の水道料金は、一般家庭においては比較的安価に抑えられてきておりますが、上水道事業の公営企業会計への移行に伴い、企業としての採算性という視点から今後の事業費用の負担を考えますと、現在の料金を維持できるとは考えにくいものがあります。そこで、4月からの料金改定を前に、上水道事業に取り組む町の姿勢と水道料金のあり方に対する町の考えをまず伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 生活と水とは切り離せないものでありまして、水道は命にかかわるライフラインでございます。水道事業は、安全で安定した水を持続的に供給することが大前提でございますが、社会構造の変化から、運営面におきまして多くの課題を抱えております。そのような中、課題を解決し、給水サービスをさらに向上させる取り組みが求められておるところでございます。

このたびの国の改定水道法は、民営化、広域化を軸とした経営基盤安定化を目的としたものでありますが、採算性にとらわれ過ぎ、本来あるべき水道の目的に逆行しているのではないかというふうに感じておるところでございます。

しかしながら、慢性的に減少する給水人口、これに伴う給水収益の減収、対して本管等の老朽化により発生する更新費用は増大しておりまして、経営が成り立たない状況下にあることも地方公営企業の現状でございます。

当町の水道事業は、森田議員御指摘のとおり、居住地域が広く人口密度が低いことから、水道本管を布設するコストに対して収益が低く効率が悪い、こういった特性があるわけでございます。

当町におきまして、今回国が改定した民間委託方法であるコンセッション方式を導入した場合、大幅に割高な料金設定となることが考えられます。また、水道民営化においては、世界的に料金の高騰、水質悪化により再公営化する国が多くあるわけでございます。民間企業が利益を求めるのは当然でございますが、生活に直結した水道事業は利益を求めない公営企業が行うべきであるというふうに考えております。

また、利益を求めない公営企業であっても、独立採算を原則とした企業会計でありますので、健全で安定した持続可能な事業を行うためには、適正な水道料金による収入確保が不可欠であるというふうに思っております。

現在の状況では、将来、持続可能な事業を行うのは困難であり、水道料金を改定し、健全で安定した水道経営を行う必要があるというふうに考えておるところでございます。また、事業に取り組む姿勢として、老朽管路の更新を行い、安定した給水を持続することが優先課題であるというふうに思っております。

町では、合併以降この課題に積極的に取り組んでまいりました。姫木平や学者村地区の水道管全面改良工事、それから和田地区送水管路の全面改修工事、それから古町・長久保地区の水源拡張工事と町内全域にわたり更新を行いました。この財源には、国庫補助や過疎債等有利な起債を適用し、一般財源の持ち出しは事業費全体の1割以下に抑えることができたわけでございます。

企業会計化につきましては、総務省、厚生労働省の方針によるものでございますが、企業会計化後に同様の工事を行おうとすれば国庫補助金、過疎債も使えず、全て自主財源になってしまいました。水道料金は数倍にはね上がる結果を招くことになったと思われまます。早期に改良を決断し実施したことで、安定した給水を持続可能にし、料金改定も10年以上回避され、受益者の負担軽減につながる有意義な取り組みであったというふうに考えております。

ただ、今後の取り組みにおいては、12年先までのシミュレーションが出ておりますので、引き続き料金改定を行っていかねばなりません。できる限り改定率を引き下げる経営努力を続けてまいりたいと思っております。また、高料金化を防ぐため、その対策として一般会計からの基準外繰り入れをすることもやむを得ないというふうに考えております。安心して水を使える生活を守るため、今後も公営企業による水道事業の継続に鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの町長のお答えのように、上水道事業においては、政府の方針によっていや応なく地方公営企業法の全部適用を受け、自治体の状況を考慮することなく採算性を見据えた企業的な水道事業運営を求められることになり、このことは地方自治体に対して国民の基礎的な社会資本についても国庫補助金や地方自治体にとって有利な起債を使うなどということであり、さらに民営化を見据えた水道法の改正は、国民の生活を守ることが政府の最も重要な責務であることを忘れた経済優先の法改正であるとも考えます。

これに対し、長和町が政府の方針変更先んじて町内の水道関連施設の整備を行ってきたことは、まず評価されるべきものと思えますし、ただいま町長がおっしゃられましたように、基準外繰り入れもやむを得ないというお考えには心強いものがあります。

しかし、この先安定して安心安全な水道事業を続けていくためには、事業資金調達の多様性が奪われたことによって、どうしても水道使用者から徴収する水道料金を値上げせざるを得ず、水道事業の採算をできるだけあわせていく必要にも迫られてくることも確かであろうと思えます。

それでは、その水道料金の改定について、ことし4月の実施を決定するに際し、町では水道事業会計の収支見通しについて十分に検討して条例改正に至ったものであると考えますが、ここで改めて条例改正に至る経緯と改定の根拠について説明を求めたいと思えます。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） それでは、ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、料金改定に至る経緯についてでございますけれども、平成17年の長門町と和田村の合併協議までさかのぼります。当時は、両町村ともに老朽水道管と施設を抱えており、合併後多額の更新費用が発生することを想定いたしまして、合併後3年に1回料金の見直しを行い、3%から5%程度で段階的に改定を行う取り決めをいたしました。これを受けて、平成18年、20年、23年、

26年度の4回にわたりまして、料金改定について諮問機関であります上下水道審議会に諮問を行ってまいりましたが、リーマンショック、あるいは消費税増税などの経済状況を鑑みまして、いずれも先送りの答申を受け、これを重視し改定は行っておりません。

しかし、平成26年度の上下水道審議会におきましては、町側より平成29年度水道事業企業会計化にあわせ、次回の改定は必ず行う旨を申し入れた経過がございまして、今回の改定に至っているということでございます。

次に、改定の根拠でございますけれども、改定に際しては、平成26年、27年度の2カ年をかけまして、平成42年度までの財政シミュレーションを行いました。この結果、企業会計化した後、このままの料金でいくと、平成42年度には年間3,000万円以上の赤字が発生しまして、黒字に転換するには、今後10年間で約39%の値上げが必要という試算結果が出ておるところでございます。

このことから、今回の上下水道審議会への諮問では、4年ごとに約13%の値上げを段階的に行う計画を承認する答申をいただいたところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの説明のように、長和町では合併以降これまで水道料金を改定しておらず、今回の公営企業会計への移行を受けて来年度改定することとしており、企業的な採算性がどうしても重要視されていくことを明確にあらわしているものであり、今後も注視すべきものであると考えます。

それでは、今回の4月からの料金改定により、周辺市町村と比較して長和町の水道料金はどのような水準になるのか。また、この値上げされた料金設定に対する町の見解はどうか伺います。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 周辺市町村であります上田市、東御市、青木村におきまして、長和町契約者の7割以上を占める水道メーターの口径が13ミリから25ミリで、1カ月20立法メートルを使用した場合の比較でございます。新料金でも長和町は1カ月当たり2,991円ということで2番目に安く、一番高い料金は3,445円で454円の差がございまして。

町の見解ということでございますけれども、値上げしてもなお低料金であるということは受益者益を考えれば大変喜ばしいことでございます。しかしながら、健全経営という観点から考えますと、ほかの事業体の経営状況を参考にする必要性もあるというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 今回の値上げをしても、次の料金改定時期までは比較的安価な水道料金が維持できることは歓迎すべきものであると思います。

しかし、先ほど述べられた収支見通しでは、4年ごとに13%の値上げになる料金改定を実施しなければならないとしてありました。そこで、町として実際に、この予測による改定を順次行っていく考えか、確認させていただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 改定率の引き下げを図るため、平成29年度に水道の一時休止制度を廃止し、固定費である基本料金は、使用の有無にかかわらず全契約者公平に負担いただくこととし増収を図りました。この効果を加味した財政シミュレーションを次回の改定の前年度までに新たに作成をいたしまして、状況に応じては繰入金を検討した上で具体的な改定を検討し直したいというふうに考えております。

予測ありきではなく、改定前に十分な財政状況、見通しを再検証した上で引き上げ幅を抑えることを目標に実施をまいります。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 今回の料金改定を受けて、その収支状況を勘案しまして、十分な検証を行った上で4年後の料金改定に臨んでいただきたいというふうに思います。

次に、水道施設の老朽化に伴う更新について伺います。

上水道事業会計、平成29年度の決算にもあるように、美し松地区の水道管更新費用に10億円ほどかかることが予定されるなど、今後水道事業にかかわる施設や設備は順次老朽化し、その更新に対応するための費用も財政状況の見通しに加味されなければならないと考えます。現在出されている収支見通しは、その期間と実施事業についてどこまでを対象にして作成されたものか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 水道料金改定計画案でございますけれども、水道認可書の改良計画全てを加味したものでございまして、その更新計画は、平成31年度から42年度にわたる12年間でございます。

更新費用につきましては12億8,000万円、美し松地区の水道管全面改良工事と、それから滝ノ沢配水池の建てかえが主な内容になってございます。また、平成42年度以降は、管路で一番管網が多い配水管において耐用年数である40年を迎える地域が出始めますが、劣化状況、長寿命化によりどの程度工事を延ばせるかを把握しまして、次回改定時期に合わせ、更新計画の策定を始めます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） さきに言及しましたように、上水道事業の公営企業会計の移行に伴い、水道料金で事業会計を賄うことが基本となります。これは、地方公営企業法の全部適用を受けるためであり、このことにより水道事業の収支や財務の現状把握につながり、長期的な適正料金の把握や財政見通しを立てやすくなる反面、長和町のように人口が少ないことによって料金を高額にしなければ十分な収入が得られない町村においては、今後恒常的に発生する設備の更新等経営が圧迫することが予測されます。これに料金の改定だけで対処するのは無理があり、その対策も考えておかねばならないと考えますが、この費用を捻出するための町の考えを伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 前の答弁でも触れさせていただきましたが、平成42年度以降に耐用年数を迎える配水管更新費用は多額の事業費を要し、この対策を今から検討していかなければならないというように考えております。現段階で考えられる対策としましては、一般会計繰入金の投入でございます。

しかしながら、一般会計自体にも限界がございますので、国庫補助金を何とか得なければ非常に厳しい状況であるというふうに思っております。

現在、上水道事業における国の補助メニューは耐震化のみでございます。補助要件が、過去に震災が起きた、もしくは今後起きる可能性が高い場合と非常に厳しく、当町が対象となる可能性は極めて低い状況でございます。まだ時間があることから、国に上水道事業の国庫補助メニューの拡大を強力に要望をしまいたいというふうに思っております。この要望に際しましては、私自身が現在、長野県町村会長の立場でございますので、他の私どもに似た町村がたくさんあるわけございまして、そういった皆さんの市町村を代表して、あらゆる機関と連携しながら、この実現に向けて取り組みを行いたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 国は、国庫補助金の支出を減らすために、これまでも国民健康保険の補助率を削減するなど、とりわけ地方の小規模町村の負担にかかわるメニューの選択肢を少なくする方向で政策を選択してきており、これを広域化や民営化でしのげとばかりに、地方にその責任を転嫁してきている状況にあります。

殊に、住民生活の基本にかかわる事業に関しては、国の責任において事業の安定的な経営を成り立たせていく方策をとるよう、また国の支援を拡大するよう羽田町長には県内町村の意思をまとめ、国に強く要望していただきたいと思っております。

加えて、昨年12月に水道法が改正され、これまで地方自治体が運営してきた水道事業を民営化して企業化することができることや、広域化によって水道事業の健全化を図ることが、その趣旨として騒がれてきたところでもあります。一部民営化を模索する自治体もあらわれてきております。この国の奇策に対する町の受けとめと水道法改正による影響について、町の見解を伺いたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 冒頭で町長からもありましたように、当町において今回の水道法改正による民間委託、すなわちコンセッション方式を導入した場合でございますけれども、大幅に割高な料金設定が必要になってくるというふうに考えられます。

また、水道民営化においては、世界的に料金の高騰、水質悪化などによりまして再公営化をする国が多くございます。検討するには時期尚早であるというふうに考えております。民間企業が利益を求めるのは当然のことですけれども、生活に直結した水道においては、利益を求めない公

営企業が行うべき事業であるというふうに考えております。

また、広域化につきましては、実現する可能性があれば有意義な施策であるというふうに思いますが、広域化には給水人口が多く経営的に恵まれている事業体の参加が不可欠でございます。果たして合意できるかどうかは非常に難しい状況です。可能性から考えますと、県営水道のよるより大規模な形が望ましいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 以前、外国資本による水源地の買収が問題になったこともあり、例えば長和町のような民営化にそぐわないと思われる地域においても、水資源の確保を狙った動きには注意しておく必要があるものと思います。その上で、住民生活を守るためにどのように事業を維持していくのかを模索していただきたいと思います。

さらには、上水道事業における料金改定による住民生活への影響に比べ、さらに大きな影響を与えるであろう下水道事業の今後についても、そのあり方について検討されねばならないと考えます。現段階では特別会計で運営されておりますが、国の方針では、上水道と同様に企業会計化を進めるとともに、将来民営化、広域化を進めたいという方向にあります。長和町の下水道事業について、今後の運営形態とその事業の見通しについて、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お話しのとおり、下水道事業につきましても特別会計から平成31年4月1日に企業会計に移行するための条例改正案を今議会に提案をしておるところでございます。

下水道の普及は、国が近代的な生活様式を目指し積極的に進めてきた事業でございますが、初期投資が非常に大きく、全国的にその経営は一般会計の繰入金に依存しているのが実情でございます。国の方針でいけば、料金を適正化し、それができなければ民営化ということなのだろうと思います。

しかし、下水道料金は水道料金の1.4倍程度の設定となっております。採算にこだわると生活に深刻な影響を及ぼすことになりかねません。このことから、企業会計移行後も一般会計繰入金の投入を継続し、起債償還を資本費平準化債で当面しのぎ、料金改定はできるだけ低く抑える必要があるというふうに考えております。

施設更新におきましては、下水道事業への取り組み自体が歴史の浅いこともございますので、早い段階から軽微な修繕、改善措置を講じることで施設の長寿命化を図りまして更新費用を抑え、延命化を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまお話しのように、下水道事業は平時に必要とされる費用の大きさや設備の更新費用を考えると、上水道事業に比べ、さらに多くの資金を必要とします。今後の国の動向にもよりますが、早い段階で必要な手段を講じ、住民生活を守るために対策をとっておかれることを要望し、今後の対応についてはしっかりと注意していきたいというふうに思います。

これで、第1の質問を終えまして、第2の質問、児童館の運営についてに入りたいと思います。
長門ふれあい館、特に長門児童館としての運営について。

このところ、児童館を利用する児童の数が増加しており、これに対応する職員数の不足から、特に昨年の夏休みにおいて児童館の許容量を超えるような数の児童の利用があり、父母、職員の双方が苦慮する状況が見られたと聞いております。この問題に対処するため、町では、平成30年長和町議会9月定例会において補正予算を組み、対応できる職員数を増員して対応してきた経過がございます。

しかし、その後において十分な対応ができていないか、児童の保護者や関係者から不安を訴える声が聞かれます。そこで、春休みを目前にした現段階で、児童の利用数に対応する児童館の職員体制と施設状況について、順次質問していきたいと考えます。

昨年、特に今年度に入りまして児童館を利用する児童の数が急速にふえている現状がありますが、この現状について町ではどのように捉えているか。また、子育て日本一を目指す長和町の取り組みとして、地域で子供たちを育てるための拠点施設としての児童館の持つ役割についてはどう考えているか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 児童館を利用される方々の増加によりまして、平成30年9月議会定例会の補正予算におきまして、今お話がございましたように児童館費の職員賃金の増額について可決をいただいたところでございます。これによりまして、長門児童館では昨年まで、通常時には2名体制で対応してきておりましたが、児童の利用時間帯につきましても、現在のところ基本的に4名体制で受け入れをするようにいたしました。

長期休暇時は、基本的にはクラブ員児童の利用となり、基本的に3名体制で受け入れをいたしました。賃金面などの費用面以外にも支援員の確保、勤務シフトの体制づくりで対応をしておるところでございます。

児童館を地域で子供を育てる拠点施設という観点から見ますと、あゆみ会や桜会の皆さんによる読み聞かせ、以前、児童館を利用して育った人たち、そして、地域のボランティアの皆様方のお力添えも受け入れながら運営をしておりまして、児童にとりましては放課後の居場所ということだけではなく、地域の皆様と触れ合いをしながら子供を育てる場でもあるということも常日ごろから考えて運営をさせていただいておるところでございます。

今後も、より多くの地域の皆様と児童が触れ合えるための行事や遊びなどの企画をしまして、地域で子供を育てていくということを大事にしていきながら、児童館の運営を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 児童館の持ちます本来的な役割は、厚生労働省から平成23年に出された児童館ガイドラインによると、一つ、「子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通

して子どもの発達の増進を図ること。」、二つには、「子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常の生活を支援すること。」、三つには、「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。」、4、「子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。」、5、「地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。」であります。その対象は、3歳の乳幼児から18歳未満の児童生徒となります。つまり、長和町における児童館に子育て支援センター等保健センターの持つ子供の心身の成長に関する部面を加えた機関という総合的な機関ということになります。

今回は、当面の児童館の運営に関する質問に限定しているので、本来の機能の充実については次の質問の機会に譲りたいと思いますが、子供と家庭を見守るという児童館本来の機能をしっかりと抑えた上での運営を強く求めておきたいというふうに思います。

さて、先ほどの答弁のように、9月議会で補正を行い、来館する児童に対応できる職員数をふやした経過がございますが、これにより、現在では十分な体制をとれているか。これまでの平日、週末、長期休暇、それぞれにおける、特に今年度の児童館の利用状況とそれに対する職員体制はどうであったか、現状の説明を求めたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 児童館の現在の利用状況及び職員体制に関する御質問でございますけれども、最初に、今年度の長門児童館の平日、週末、長期休暇の利用状況でございますが、日によって変動はあるものの、平日は約45から50名、それから長期休暇につきましては、約40名の児童が利用しているところでございます。

次に、職員体制の関係でございますけれども、先ほどの町長の答弁と重なってしまう部分もありますが、今年度当初は、登校日の放課後の職員体制につきましては、2名で対応しておりました。利用状況を勘案し、7月から暫定的に3名体制とし、年末から4名体制でのシフトを組んでおります。

また、長門児童クラブに限りますと、前回の夏休みの平均利用人数は40名を超え、職員は3名体制で、おおむねシフトは午前、午後に分けて対応してまいりました。

しかしながら、長期休暇時につきましては、児童が長時間児童館にいることに飽きてしまったり、他の児童と同じ部屋にいられず、事務室に入ってきてしまったり、館内で騒いだり、物を壊したりするという行動が特に発生しやすい状況もございました。

間もなく春休みを迎えますが、新たな遊びの創出、行事の計画、町民体育館の一部借用、それからボランティアなどの協力を得るなど、児童にとって過ごしやすい環境づくりに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの教育長の説明のように、常時3ないしは4名の職員体制で対応することにしてもなかなか大変なところがあり、ボランティアの応援を期待しなければならない現状があることがわかります。果たして、それで児童館の役割が十分に果たせるのか、疑問を持つところでございます。

さらに、児童館という施設の性格上、そこで働く人の就業日及び就業時間は、正規職員を除いて短時間で不規則になりがちです。また、さまざまな児童に対応するためには、それなりの研修や資格が求められることも考えられ、人員の確保に苦慮することもあると思われませんが、この点はいかがでしょうか。

また、確かな人員を確保するためにも、その待遇や報酬、資質や技能の向上のために研修制度に対する配慮がなされることも必要かと思いますが、これに対する見解はいかがか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 児童館職員の人員確保などに関する質問でございますが、放課後児童館支援員ということで資格を取得されている方が、長門児童館では2名、和田児童クラブでは1名登録をされております。ほかは補助員という形で業務に当たっていただいております。補助員の方につきましては、特に業務を行っていただくに当たり、必要な資格はありません。しかし、勤務時間が短時間であるなどの理由で、人員の確保には苦慮しているのが議員おっしゃるとおり現状でございます。

利用者の増加に加え、特に昨今では、放課後児童受け入れの面で、発達障害や多動性と思われる児童の増加が全国的に大きな課題となっております。いずれにしましても、このような子供たちのケアには、より個別かつ専門的な対応が必要であることを踏まえ、今まで以上に学校、子育て支援係、子育て支援センターとも連携を図って行く予定でございます。支援員、補助員には、施設の運営時間帯に支障にならない範囲で研修の受講、資格取得を進めていきたいと考えているところで、資格取得に係る補助、また賃金などについても、町の他の職員との均衡を図りながら検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 時間の調整や研修に関しては、これから少し研究をしていただきたいというふうに思います。

また、児童館において子供たちに触れ合い、見守り、子供たちを地域で育てるために、また、子供と接する業務に多くの方に安心してかかわっていただくためには、常にその中心となって責任を持って従事する職員が必要であろうかと思えます。

また、そのような立場の職員が常に存在しなければ、父母が安心して子供たちを預けておくこともできないでしょう。現段階では、そのような体制は組まれているのでしょうか。あるいは今後、児童館以外の職責をあわせ持つ館長としての職員以外に、児童に対応するための職員の中心を担う常勤職員を置く考えはないか、要望を含めて伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 児童館の中心的となる役割に従事する職員に関する御質問でございます。

現在、児童館がありますふれあい館内では、常勤職員として、館長1名、図書室司書1名、長門児童館については、全て非常勤職員ですが、9名の方が交代制で、和田児童クラブについては2名が従事しております。

先ほどの御質問の中でも答弁させていただいておりますが、9月議会定例会におきまして児童館費の賃金の増額を計上した補正予算を可決していただきまして、長門児童館の人員については増員をさせていただきました。

児童館における児童の対応につきましては、館長及び支援員が中心的な役割を担うことにより行っておりますが、支援員につきましては、行事の企画立案や準備、おやつ代の徴収、保護者への報告や相談、学校との連絡調整など事務処理も多いこともあり、万全というところまでは至っておりませんが、人員体制に限って言えば、議員の御質問のとおり、常勤職員の配置という案も一考する必要があると考えております。

職員体制につきましては、引き続き検討していくことで、保護者がより安心して子供たちを預けることができる施設を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 現状、館長及び支援員が中心になってその役割を担っているわけですが、私が見る限り、かなり大変な状況にあるかというふうに思います。ぜひとも、中心となる人を置くような方向で考えていきたいというふうに思います。

次に、職員体制に対する質問から、児童館を利用する児童の増加に対応するための施設、そのスペース的には充足されているかを確認したいと思います。

現在、児童館として利用されている施設は、屋内、屋外も含め、子供たちが遊んでいる範囲は具体的にどこまでか。また、それは来館する児童が活動するスペースとして十分に確保されていると考えているか、伺います。

加えまして、現状がこのところの利用児童の増加に対応できる施設であるのか、児童館・隣保館の建設時に想定された利用人数とそれに対応する部屋、またその面積はどうであったか、確認したいと思います。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 児童館として利用することができる施設の範囲及び建設時の利用者の想定人数などに関する御質問でございます。

ふれあい館内の施設につきましては、児童クラブ室、遊戯室、大会議室、そして開館日であれば図書室が利用できます。屋外につきましては、正面駐車場への進入を一定時間禁止させていただきまして、児童が使えるようにしております。また、長門小学校の校庭も使用させていただいております。

次に、児童館・隣保館建設時に想定していた利用人数の関係ですが、建設時の計画では、1日当たりの利用予定人数としまして、小学生につきましては15人の利用を、使用する部屋につきましては33.3平方メートルの面積のある児童クラブ室を見込んでおりました。

児童館としての適正な施設面積につきましては、長和町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により定められておまして、条例中におきまして「専用区画の面積」、これは児童クラブ室のことではありますが、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」というように定められております。クラブ室の面積は33.3平方メートルですので、これを基準にしますと、約20名が適正な人数ということになり、現在の利用者数は、この基準を超過している状況になるかと思えます。しかし、遊戯室や大会議室も児童館として利用することが可能でありますので、これらを含めると、児童館を利用する児童数につきましては、面積的な部分での問題は特にないものと考えております。

このような状況であります、利用者の増加に伴い、特に悪天候時には施設内が窮屈に感じる状況は否めないところでございますので、今後も利用者の高い水準での継続、さらに利用者が増加する可能性も考慮し、対応策を考えていくことが必要であると感じております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 建設地の想定で、児童1人につき1.65平方メートル、畳1畳ほどでしょうか、この面積が適切かどうかはちょっと疑問が残るところですが、一応これで考えると、現在の使える部屋を全て合わせれば、現在平日に利用する児童数40名から45名から50名の人数に対して、全て隣保館の施設まで利用するとすれば、対応できることになるかと思えますが、課長おっしゃられるように、悪天候時には児童全てが施設内に集まり、このときには、彼らは十分に遊びまわるスペースはないということでもあります。

それでは、長門小学校の校庭を、児童館にいる子供たちが自由に使用することはできるのでしょうか。また、子供たちが遊ぶ範囲をさらに拡張して、柔剣道場や町民体育館を児童館の一部として使用することは考えられないのでしょうか。

施設範囲の拡張は、職員の動きと連動することではありますが、子供たちが十分に活動するためのスペースを確保するための施設として役立つものと考えますが、どうか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 最初に、長門小学校の校庭につきましては、放課後について外遊びの場として使用させていただいております。

この小学校の校庭の使用につきましては、小学校の了解を得ていれば、特に問題はないと考えております。

児童館に隣接しております町民体育館につきましては、この春休みにつきまして、職員配置に十分考慮をしながら時間を限定して体育館のほうを利用したいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） この町民体育館や小学校の校庭を利用することになると、さらに職員配置に配慮をせざるを得ない。それに対応するだけの職員数を確保しなければなりません。現段階では、ややちょっと不安が残るところではありますが、体制をぜひ整備することで対応していただくよう、要望したいと思います。

しかし、現時点においては、先に触れましたように、この春休み中の児童への対応は急務の課題であります。子供たちへの対応は、先延ばしにできるものではなく、1日1日のかかわりが子供たちの日々の成長に影響を与えるものではありますので、そのための準備をすぐに急ぐべきかと考えるが、町の見解はどうか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 宮阪教育課長。

○教育課長（宮阪和幸君） 春休み中の児童への対応に関する御質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、春休み中の児童への対応につきましては、引き続き支援員、補助員の配置、あとイベントの計画、遊具の手配などの準備を進めていきたいと考えております。

また、以前、児童館を利用していた学生さんなども、本人の長期休みを利用して、ボランティアとして訪問していただいておりますので、大変助けられております。

今後の春休み、夏休み、冬休みにおいても、安全に児童を受け入れられる体制整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 先ほどもちらっと触れましたが、児童館の役割として、そのボランティアが運営の中心となるということもありますので、職員を確保するのと同様に、手伝っていただける皆さんをふやしていく、その努力もしていただきたいというふうに思います。

最後に、児童館を中心とした施設整備について提言したいと思います。

私は以前、一般質問の中で、ながと保育園の開設に当たり、子育て日本一のまちを目指すのであれば、ながと保育園から児童館につながる地域をまとめて公園化するなどして、長和町の子育ての中心地域として整備する考えはないかと質問したことがあります。

子育て支援センターの園庭が整備され、センターを利用して親子で過ごすための施設整備が進められ、その成果もあらわれてきておりますが、さらに児童が安心して過ごすための環境整備を進めるために、ふれあい館周辺の農地を利用し、児童館に集う子供たちの活動範囲を広げる方策は取れないか伺いたいと思います。

青木村の道の駅の前に広がる公園には、上田市から、日々親子連れも訪れているような例もありまして、子育てのできる町としてのアピールにもなります。町の考えはどうか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 児童館を利用する児童の活動範囲の拡張に関する御質問でございますが、児童館の利用人数が増加していることもございまして、施設内及び外遊びのスペースが手狭になっているという認識はしておるところでございます。

児童の外遊びの場を確保し、活動範囲を広げていくことは、児童館における児童の安全の確保という面においても重要なことであるというふうに考えておりますので、今後の児童の利用率、それから人口減少の傾向、それから町の財政状況などを考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 以上で、今回の一般質問を終わりますが、冒頭に述べましたように、道の駅エリア活性化推進事業は、これからの長和町のあり方を問う重要な事業となりますので、将来の長和町を背負う若い人材と彼らの持つビジョンをしっかりと取り入れて、事業を進めていただくようお願いして、一般質問を閉じます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、4番、森田公明議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ散会といたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 1時51分

第 3 号

(3 月 19 日)

議 事 日 程

平成31年 3月19日

午前 9時30分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 1 号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 2 号 長和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 3 号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 4 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 5 号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 6 号 長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 7 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 8 号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 9 号 長和町文書館条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 10 議案第 10 号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 11 議案第 11 号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共

下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 2 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度長和町一般会計予算について

(町長提出)

日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

(町長提出)

日程第 1 4 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

(町長提出)

日程第 1 5 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

(町長提出)

日程第 1 6 議案第 1 6 号 平成 3 1 年度長和町介護保険特別会計予算について

(町長提出)

日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 3 1 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度長和町観光施設事業特別会計予算について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度長和町和田財産区特別会計予算について

(町長提出)

日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度長和町上水道事業会計予算について

(町長提出)

日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について

(町長提出)

日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度長和町一般会計補正予算（第 6 号）について

(町長提出)

日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）について

(町長提出)

日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

(町長提出)

- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につ
いて
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正
予算（第 3 号）について
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 4 号）について
(町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
について
(町長提出)
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 4 号）につい
て
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）
(町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 町道路線の認定について
(町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄するこ
とについて
(町長提出)
- 日程第 3 4 陳情第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意
見書を提出することを求める陳情
- 日程第 3 5 陳情第 2 号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）
で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 3 4 号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度社会資本整備総合交付金事業 (防災・安全交付金) 大内橋橋梁補修工事の契約の変更について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 3 6 号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 3 7 号 長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 6 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 7 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

平成 3 1 年 3 月 1 9 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 意見書案第 1 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意
見書

(議員提出)

平成31年長和町議会3月定例会（第3号）

平成31年3月19日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	森田公明	議員
5番	宮沢清治	議員	6番	伊藤栄雄	議員
7番	柳澤貞司	議員	8番	小川純夫	議員
9番	羽田公夫	議員	10番	田村孝浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	辰野登志男	君	総務課長	小林文江	君
企画財政課長	金山睦夫	君	建設水道課長	長井剛	君
建設水道課専門幹	龍野正広	君	こども健康推進課長	藤田仁史	君
町民福祉課長	藤田孝	君	情報広報課長兼会計管理者	山浦純一	君
産業振興課長	藤田健司	君	教育課長	宮阪和幸	君
総務課長補佐	小林義明	君			

議会事務局出席者

事務局長	城内秀樹	君	議会事務局書記	宮澤志緒	君
------	------	---	---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

長和町議会第1回定例会を再開し、議会を開きます。

本日、名倉代表監査委員から、所用のため欠席届が提出されておりますので、御承知おきください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 議案第 1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 2 議案第 2号 長和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 3 議案第 3号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 4 議案第 4号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 5 議案第 5号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 6 議案第 6号 長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 8 議案第 8号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 10 議案第 10号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 11 議案第 11号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 日程第1 議案第1号から日程第6 議案第6号まで、日程第8 議案第8号及び日程第10 議案第10号から日程第11 議案第11号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） おはようございます。

総務経済常任委員会は、平成31年3月12日、全委員出席のもと、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

他市町村の率はどうなっているのかの問いに、これで改正して足並みがそろう形になると思うとの答弁。

議案第2号 長和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、報酬を上げたことで県平均になるのかの問いに、今回の改正では県平均までは上がらないが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の業務内容や経済情勢等を注視しながら、3年後に報酬について再度検討したいと考えていると答弁です。

委員より、農業委員の研修等への出席率はの問いに、11月に開催される農業委員会大会へはおおむね7割程度出席するが、他の時期の研修については、農繁期ということもあり出席率は下がるとの答弁。

委員より、委員報酬改正による影響額はの問いに、概算で120万円程度報酬総額が上がるとの答弁。

続きまして、議案第3号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定について、担当者から説明の後、質

疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、平成28年度の人事評価制度の導入にあわせて制定しなかったのはなぜかの問いに、制度導入時は制度の運用について定まっておらず、施行段階を経て、今回、制度の統一的な基準が定まったことから制定をお願いするものであるとの答弁。

委員より、最終の評価者は副町長となるのかの問いに、職務級によって一次評価者、二次評価者が違うが、課長職であれば一次評価者が副町長、二次評価者が町長となるとの答弁。

委員より、条文第3条中に、指導その他の町長が定めた措置とあるが、どういう指導を考えているのかの問いに、目標設定時、年度途中での中間評価、年度末の期末評価の際に面談があり、評価者が状況に応じて指導することになるとの答弁。

委員より、配置がえ等、指導の基準を定めるべきではないかの問いに、事例により指導内容が異なるため、必要に応じて検討していくとの答弁。

委員より、条文第3条中に医師2名の診断とあるが、何かの問いに、心身の故障について診断していただくものであるとの答弁。

委員より、医師2名というのは誤診を防ぐためかの問いに、それもあるが、町の産業医の判断も仰いでいくとの答弁。

委員より、制度を進めるに当たり、労働組合との協議はどうなっているのかの問いに、制度について組合と協議を行っているほか、労働組合の代表者に人事評価制度検討委員会に参加していただき、制度の検討を行っているとの答弁。

要望といたしまして、普通に業務を遂行していれば最下位の評価はされないと思うが、統一的な評価がされるよう研修等を行ってもらいたいとの要望がありました。

続いて、議案第6号 長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第1 議案第1号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認めます。質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第2号 長和町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第3号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第4号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第5号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第6号 長和町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第8号 長和町営ブランシュたかやまスキー場条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第10号 長和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第11号 長和町簡易排水施設及び個別排水処理施設条例及び長和町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第9 議案第9号 長和町文書館条例の制定について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 議案第7号及び日程第9 議案第9号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 社会文教常任委員会は、去る3月11日に委員会を開催し、今定例会に提案され、社会文教常任委員会に付託された各議案について審査を行いました。議長の指示に従い、順次御報告いたします。

議案第7号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、議案第7号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 長和町文書館条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑を行いました。討論なく、採決の結果、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、文書館の所在地は和田147の3の歴史館でよいのかの問いに、歴史館に併設となるとの回答でした。

委員より、今後も文書はふえ続けるが、そのスペースは確保できるのかの問いに、当面は収蔵室の棚板をふやすことで対応するが、収蔵文書の増加に応じて、中2階の設置等の必要性が出てくると思われるとの回答でした。

委員より、もともとは下水処理施設であったが、湿気等の対策については問題ないのかの問いに、改修当初、地階の湿度は高かったが、除湿機の設置や換気口を整備した結果、改善されている。文書を保管している収蔵庫は1階にあるため、それほど湿気の心配はなく、除湿機等の設備で対応できているとの回答でした。

委員より、公開に向けて、どのように整理しているのかの問いに、今年度より臨時職員1名を増員し、文書を専用の封筒に移しかえるなどの整理を行っているとの回答でした。

委員より、文書一覧はあるのか。また、利用者は申請が必要かの問いに、台帳を整理して作成し

ており、利用者は台帳から資料を選択し、申請書を提出して閲覧することになるが、個人情報をも分に含むため、配慮が必要である。公開基準等の詳細は運営委員会で協議していきたいと考えているとの回答でした。

議案第9号についての報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長が終わりました。

まず、日程第7 議案第7号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第9号 長和町文書館条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第12 議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田予算特別委員長。

○予算特別委員長（羽田公夫君） 3月7、8、両日の平成31年3月定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算についてを議題とし、審査に付しましたので、順次御報告いたします。

なお、2日間にわたる審査でありましたので、内容は抜粋して報告させていただきます。

議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算について、担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

まず、情報広報課に関する事項であります。

審議内容は次のとおりです。

委員より、FMとうみへの町の情報放送の委託料について、東御市ではインタビューなどさまざまな放送を行っているが、長和町でも地域おこし協力隊が話をするなどの番組スペースをつくる余裕などはあるのかの問いに、地方創生事業として行っている業務の中には含まれていないので、個別にFMとうみへ要望を出して、そのような枠をつくることができるか協議していくとの答弁でした。

委員より、ケーブルテレビの工事請負費について、今年度と来年度の2カ年で行う工事とのことだが、具体的な竣工時期はいつになるか。また、今までBSアンテナをつけて視聴していた方は今までどおり視聴できるのかの問いに、来年度行う工事は、まず起債の許可がおりてから発注となるため、着手が早くても6月ごろとなる。さらに、家庭内への引き込み線の更新であり、2,400軒の契約者各家庭にアポイントメントをとってから家庭内に入って工事を行うため、3月末までの工期を見積もっているが、各家庭へ連絡がつかなければ工事も行えないため、かなり厳しい工期となっている。

BSアンテナについては、今回の工事で更新する引き込み線で視聴できるようになるため、競合が発生しないように竣工後に外してもらう必要がある。セットトップボックスを利用して視聴している方は、そのまま視聴することも可能であるが、CSデジタルパックを契約している方は、引き続きセットポップボックスが必要となるとの答弁でした。

情報広報課については以上です。

次に、総務課に関する事項であります。

委員より、自衛官募集事務委託金の用途は何か。また、自衛隊募集の際に住民基本台帳の閲覧はさせているのか。個人情報ではないのかの問いに、委託金は、広報への掲載費用や自衛隊業務に係る会議の出張旅費などの事務費用です。住民基本台帳の閲覧については、事務担当の総務係に資料提供依頼があるので、町民福祉課に公用申請をして閲覧しています。個人情報であるが、自衛隊法施行令第120条により閲覧させてもよいこととなっているとの答弁でした。

委員より、個人情報保護について制度改正業務委託の内容の説明をとの問いに、マイナンバー制度に伴う個人情報保護等に関する国の指針は年々厳格になっており、31年度には新たに町の取り扱う特定個人情報のリスク対策の策定が必要となります。この策定には高度な専門知識が必要、か

つ短期間で策定しなければならないため、専門業者の支援をお願いする委託料の計上となっておりますとの答弁でした。

委員より、新元号への対応はどうなっているかとの問いに、対応を進めているとの答弁でした。

委員より、町で取り組んでいるシステム共同化について、新たに参加する市町村はあるのか。参加市町村がふえていかないとメリットがないと思うが、どうかとの問いに、会計処理システムなどの内部事務系システムは、現在2市町村に加え、新たに軽井沢町が参加することになっております。住民基本台帳などの基幹系システムは現在、14市町村が参加しているが、新たに参加するという市町村はありません。システム共同化については、市町村電算システム共同化委員会において14市町村で検討しながら進めており、事務局の長野県市町村自治振興組合が推進している状況ですとの答弁でした。

委員より、消防団員の負担軽減のためにポンプ操法のあり方を考えているのかとの問いに、ポンプ操法のあり方について長野県消防協会は意思表示をしていないが、今後、上小地区の団長が集まって協議することになっているので、消防団の意思を尊重したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、税務で委託している滞納整理機構の現状はとの問いに、3件移管し、1件は完納、2件は継続中ですとの答弁でした。

委員より、土地の評価額の見直しはしているのかとの問いに、当初予算にも計上していますが、評価がえに伴う鑑定評価業務委託として、不動産鑑定士に鑑定を委託しています。評価がえの前年に、町内42カ所の土地を不動産鑑定士により鑑定を行っていただき、現状に見合った評価額となっておりますとの答弁でした。

委員より、エルタックス審査システム更新委託料について説明を願いたいとの問いに、個人町民税、法人町民税、固定資産税の償却資産の申請は、エルタックスにて電子申告で行うことができます。ことしの10月からは、さらに納付についてもエルタックスにて行うことができるようになることから、これに伴うシステム更新委託料になりますとの答弁でした。

総務課については以上です。

次に、企画財政課に関する事項についてです。

委員より、田舎暮らし体験住宅の利用状況を教えてほしいとの問いに、平成30年7月の運用開始以来、平成31年2月末日までで、19組133名の方に御利用いただいていますとの答弁でした。

委員より、平成31年度募集する地域おこし協力隊員のミッションは何かとの問いに、教育課文化財係より、日本遺産の普及啓発等をミッションとした隊員の要望をいただき、平成31年7月1日から着任する隊員を、この4月より募集しますとの答弁でした。

委員より、基金繰入金について、過去2年間、財政調整基金の取り崩しを行っているが、今後も基金を取り崩しながら財政運営になるのかの問いに、財政調整基金の取り崩しが始まったということは、ある意味、財政状況の危機と感じております。このまま取り崩しを続けていくと、当然基金

は尽きてしまいます。財政シミュレーション等で今後推計しつつ、ソフト事業には新町一体感醸成基金を充当するなど、財政調整基金の取り崩しを行わない健全な財政運営のための対策を考えていきたいとの答弁でした。

委員より、宮下住宅団地にある町営住宅の空き室を、入居募集していない理由を教えてくださいとの問いに、賃貸借契約を依田窪病院と締結しており、病院関係者用として使用しています。また、住宅使用料も病院からいただいていますとの答弁でした。

委員より、ふるさと納税の運営を支援業務委託すれば、飛躍的に寄附金額が伸びるのかとの問いに、支援業務委託している県内の自治体実績を見ると、大幅に寄附金額が伸びています。担当だけでなく、企業のノウハウを活用し、町全体で協力してふるさと納税を盛り上げていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、旭ヶ丘公営住宅は、築40年近く経過しているが、耐震化されているのか。また、住宅保険や火災報知機については町が負担しているのか。その他、部屋のあき状況を教えてください。要望として、旭ヶ丘の借地代の見直しを検討してほしい。特に農地は地主と交渉して適正な地代になるように検討してくださいとの質問に、旭ヶ丘公営住宅は、昭和56年以降に建設されているため、耐震基準を満たしています。また、住宅保険と火災報知機については町が負担しています。旭ヶ丘は現在4戸のあきがありますとの答弁でした。

委員より、アートをテーマとした構想事業に関して、中学校の跡地利用と関連づけることや、総合文化祭以外の恒久的な展示は検討しているのかの問いに、この事業はもともと校舎の活用から始まっている。しかし、現在、女子美術大学からそういった話はない。こちらから提案した取り組みについては、交流を進めながら、働きかけていきたいとの答弁でした。

企画財政課については以上です。

次に、建設水道課に関する事業です。

委員より、多面的機能支払制度について、事務作業に時間がかかるので、様式を簡素化してもらいたいとの問いに、事務作業に係る様式が簡素化されたものになるようにと言われており、様式が確定したらお知らせしたいとの答弁でした。

委員より、長久保地区の水路工事について詳細な内容を教えてもらいたいとの問いに、未改良区間が約18メートルあり、その部分が原因で水があふれている。現状よりも大きな断面のものに入れかえる工事をする。補助金の交付決定が5月ごろの予定。その後に設計業務の委託、夏ごろまでに設計を終わりにし、その後、着手となるとの答弁でした。

建設水道課については以上です。

次に、産業振興課に関する事項です。

委員より、東京農大山村再生プロジェクトの担当教授は退官するのか。教授の退官に伴い、地域連携協定は平成31年度で終了し、来町する学生は減少するのかの問いに、3月31日をもって担当教授は退官しますが、地域連携協定は平成31年度以降も継続いたしますし、退官の影響で来町

する学生が減少することはないと考えておりますとの答弁でした。

委員より、産地パワーアップ事業とはどのようなものか、詳細な説明をお願いしたいとの問いに、産地パワーアップ事業は国庫補助事業で、地域一丸となった戦略に基づいて、産地を支える担い手が行う地域全体の収益力強化に向けた取り組みを支援するものです。事業実施主体を農業再生協議会とし、農業者等が取り組む高性能機械・施設導入や集出荷貯蔵施設の再編等が支援対象となります。

今回、町内法人よりアスパラガス出荷貯蔵選果施設、画像自動処理選別機、プレハブ冷蔵庫の新設導入について要望があり、補助申請しています。補助率は補助対象事業費の税別2分の1となります。助成の残りは取り組み主体が負担しますとの答弁でした。

委員より、和田日向地区獣害柵設置事業は地元からの賛同は得られなかったとのことであるが、ワインぶどうのための設置を説明したためではないかとの問いに、ワインぶどう事業の取り組み状況に対する周知や告知と地域全体の獣害対策に鑑み、地域の皆様へ投げかけてみましたが、個別に賛同いただいている方はおりますが、関係する区が入り組んでいるため、各区の総意としての賛同は得られませんでした。しかし、保育園、小中学校の園児、児童生徒や地域住民の皆様の安全・安心確保のため、平成31年度に町が主体となって獣害柵の設置を実施しますとの答弁でした。

委員より、活性化施設「蔵」の施設を利用するに当たり、複数団体の明記が曖昧である。保健所の対応はどうしているのかとの問いに、活性化施設「蔵」の加工所につきましては、それぞれ保健所の許可を得ています。各部屋ごとに使用区分が分かれており、食品衛生管理者も置いているが、今後体制整備等も検討しますとの答弁でした。

委員より、和田宿ステーションの改修内容について教えてほしいとの問いに、和田宿ステーションの農産物の置き場所が二分されているので、ガラス壁の撤廃、配置、動線、防犯、段差等を考慮して改修を実施するものです。トイレについては、現在、建設事務所と協議を行い、道の駅に登録する相談を始めました。道の駅登録に当たり改修を行っていただければと考えています。木工部屋については、今回の改修にあわせて内装改修の予定ですとの答弁でした。

委員より、特産品開発チーム設置事業の委託先はどこか。また、開発としての成果はどのように示すのかの問いに、委託先については、ドリームウィングス合同会社を予定しているが、他の事業者の検討も行っております。

また、成果の一つの目安として奨励品申請、販売までを考えております。新規の取り組みとして、力餅の復活も考えておりますとの答弁でした。

委員より、計画している道の駅直売所に関して運営組織が確立していないが、指定管理についての見解はあるかの問いに、道の駅管理、公共に資するものに関しては指定管理を考えていますが、基本的には独立採算として経営を担っていただきたいし、町も責任を果たしていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、長和町コンシェルジュ事業について、今後どのように継続していくのかの問いに、入

門コース、実践コース、それぞれ月1回ずつ受講していただいております。実践コースではガイドとして町独自の認定を受ける方が数名出てきています。実際に農大実習でのインバウンド対応や長野県観光機構より企画された中山道在日外国人モニターツアーへの協力も予定されています。活躍できる場が少しずつできているが、これらも現在の学習、研修事業を継続していく。また、将来的には活動する母体となる組織を立ち上げていただきたいと考えているとの答弁でした。

委員より、スキー場について、今後どのような設備投資計画をしていくのかの問いに、国の方針である10年ビジョンの経営戦略策定時に、振興公社と情報共有しながら考えていくとの答弁でした。

産業振興課については以上です。

次に、こども健康推進課に関する事項です。

委員より、病児・病後児保育について、現在、町の保育園での対応は難しいと思うが、町の施設の利用状況や必要性など実態はどうかとの問いに、現在、定住自立圏事業の上田病児保育センターを利用させていただくことができる。今年度については、9月末現在で、延べ子供人数8名の利用があった。現在行っているアンケート調査の結果や、4月開所の丸子中央病院の病児保育センターの利用状況を見ながらニーズを把握していきたいとの答弁でした。

委員より、出生時に支給される子育て応援給付金の額は幾らかの問いに、第1子が3万円、第2子が5万円、第3子が10万円、第4子以降が20万円ですとの答弁でした。

委員より、遊具の工事請負費とあるが、新設するのか。また、点検していると聞いたが、実態はどうかの問いに、遊具は、年1回の点検を義務づけられており、ながと保育園、和田保育園とも点検を行っている。点検の結果、AからDまでのランクづけをされるが、和田保育園の滑り台と鉄棒がCランクとなった。このまま使い続けることは危険なため、滑り台と鉄棒のつけかえのための工事請負費ですとの答弁でした。

委員より、虐待や育児放棄など町で大きな懸案はあるかの問いに、健康づくり係が子供の虐待の相談窓口になっているが、大きな懸案はありません。この2月下旬に保育園、小学校、中学校に長期に休んでいる子がいたら、すぐに係まで連絡を入れてほしいと通知をしましたが、該当はありませんでした。3月4日に保育園、小中学校の先生、児童相談所と係で台帳に基づき虐待の連絡会議を行ったところでしたとの答弁でした。

委員より、自殺対策で当町の自殺の実態はどうか。講演会はどこでどのように行うのか。差し支えなければ、自殺の実数はどの程度かの問いに、平成24年度に町の健康増進計画を策定した際に、長和町の自殺率が国・県より高いことがわかり、25年に長和町自殺予防対策連絡協議会を設置し、長和町の自殺の現状を町民の皆様にも知っていただく必要があるということで委員会を設置しました。その後、自殺率が下がってきている傾向があります。

講演会等につきましては、年1回、保健福祉総合センターで行っています。お知らせは、こころの健康相談会として全戸配布で周知しています。数年前の多い年は4人でしたが、だんだん減少し

ゼロの年もありますとの答弁でした。

委員より、人間ドック、特定健診や健康教室の受診率を上げるために、国保の健康ポイントを始めたようだが、結果はどうかとの問いに、40歳以上の国保の方全員に健康ポイントカードを配布しました。健診などのたびにポイントを付与しました。500ポイントたまり提出いただいた方は120人いました。しかし、何が送られてきたのかわからない方も多く、まだまだ周知の段階と思っていますとの答弁でした。

こども健康推進課については以上です。

次に、町民福祉課に関する事項です。

委員より、マイナンバーカードの窓口の交付業務の状況はどうか。以前、交付時に時間がかかると聞きましたが。また、交付枚数の割合と、国では普及率を上げるような方向性がありますかとの問いに、パスワードの設定等を行って、15分から20分くらいです。町の人口の割合は6%です。推進をしていくように指示はあるが、具体的な数字では示されていませんとの答弁でした。

委員より、戸籍・住民票等の発行手数料を財源として、自動交付機の導入という計画はないのですか。将来的に考えると、職員の仕事量の軽減や、住民にとっても窓口での手続がなくとれるなら、利便性は高いと思います。リースはできないのですかとの問いに、1台の購入金額が高額であり、手数料を財源としても無理だと思います。リース等を含め、あらゆる方向から研究させてくださいとの答弁でした。

委員より、福祉医療費について、30年度当初予算から500万円ほど増額している理由は、対象人数がふえたからかということによいかとの問いに、30年8月からゼロから18歳未満の方の医療費窓口完全無料化等により、受診人数や医療費の増額が見込まれるため、30年度当初予算と比較して増額となっておりますとの答弁でした。

委員より、敬老会のアトラクションについて、子供たちが参加できるよう要望を上げているところだが、企画費がないので今年度は無理ということか。あわせて今後の予定もわかれば聞かせてほしいとの問いに、民生委員へのアンケートでも同様の要望、御意見をいただいています。以上のことを踏まえて、次年度については今後検討してまいりますとの答弁でした。

委員より、山の子学園移転に関する説明会について、参加者からどういうものかわからない、意見を出しにくかったという声が多く聞かれた。また、説明を受けて、障害者施設の中に公民館が入るとするのは、具体的にイメージを描きにくい方も多いうようだった。イメージしやすいように資料を配付し、説明や進め方も工夫し、皆さんが意見を言う場所もつくってほしいとの問いに、47名の出席があった中で、やはりイメージしにくいという意見が多かったように感じます。設計が進む中で資料を配付、説明できればと思います。全体の窓口は福祉係になり、そこから先は横のつながりをとっていくようにします。会議を開くに当たり、事前にどこまで情報を提供できて会議に臨むかは検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

委員より、防犯カメラが設置されていることを標識等で表示する予定はあるのかの問いに、防犯

カメラが設置されている旨の標示は必要であるため、附属するポール等に標示する予定ですとの答弁でした。

委員より、地域猫管理活動支援事業の予定地区はあるのかの問いに、現時点での予定箇所はありません。なお、新規事業であるため、各自治会へ広報等で周知の上、野良猫による地域トラブルを抱えている地区を対象に行う予定ですとの答弁でした。

委員より、ごみ減量化の目標値は達成できているのかの問いに、ごみ処理広域化計画の中で減量化目標値が示されておりますが、近年、ごみの排出量は横ばいであり、目標値には達していません。今後、さらなる減量化に向け、周知・啓発に注力していきたいとの答弁でした。

委員より、美ヶ原高原にEV充電器を設置することになった経過はどの問いに、美ヶ原高原周辺にはEV充電器がなく、誘客にもつながる施策と考えております。また、台上の事業者等から御意見をいただいた中で、町の観光資源としても重要な美ヶ原高原に設置する計画となりましたとの答弁でした。

委員より、配食サービスが減っているようだが、どの程度減っているのか。配食数が減ってしまった原因はしっかりとつかんで対応してほしいとの問いに、今年度の実績見込み数は、当初見込みより2,302食減っている状況である。今年度は依田窪福祉会の調理業者や利用料を変更したことから、年1回実施している利用者等へのアセスメント訪問時に、利用者からの聞き取りを実施したが、配食数が減った理由はわからない。現在、受託者による利用していた方々へのアンケートを実施しており、配食数が減った原因をつかみたいとの答弁でした。

委員より、移転するグループホーム和田の概要、収容人数等を聞きたいとの問いに、建設場所は、現在の橋場から旧和田診療所跡地に移転します。解体費620万円、設計管理委託料350万円、建設工事請負費7,000万円のうち県の補助金が3,200万円、町負担が3,800万円、施設開設準備経費支援金は558万9,000円を予定しています。

施設の概要、事業者は、木造1階建て、延べ床面積約400平米、現在の8床から9床に増床し、指定管理として依田窪福祉会が運営します。

既存施設の利用方法は、現在の橋場、グループホーム和田は、認知症通所介護橋場なごみやの機能を残して、依田窪福祉会が運営していきます。

スケジュールとしては、4月に住民説明会を皮切りに解体工事、設計、建設工事を行い、32年4月に開所を予定しております。婦人の家も含めて取り壊す予定となっておりますとの答弁でした。

町民福祉課については以上です。

次に、教育課に関する事項です。

委員より、和田小学校の漏水の原因対応はどうなっているか。また、和田小学校と長門小学校の電気代に大きな開きがあるが、この理由を教えてもらいたいとの問いに、調査の結果、図工室近くの管から漏水しており修理も行いました。電気代は前年の実績から算出しておりますが、大きな理由として、ソーラーシステムにより暖めた空気を送る際に電気を使用していること、また全館暖房

であることから電気代がかかっておりますとの答弁でした。

委員より、南部中に統合となり、通学についてバスのダイヤはどうなっているのか。保護者の送迎について、燃料費の一部を負担することは考えていないのかの問いに、部活の終わる時間と部活を行っていない生徒の帰る時間にあわせて運行しております。保護者の燃料費負担についての検討は必要かと思いますが、今現在考えておりません。できる限り、通常の通学に関しては、バスに間に合う形での学校の対応が基本となります。部活に関しましては、保護者に御理解をいただいて送迎をお願いしております。今後いろいろな方と検討を進めたいと思いますとの答弁でした。

委員より、和田宿なが井の立ち木処理の費用負担と保存整備について説明をとの問いに、土地建物を町へ寄附してもらおう方向で所有者と詰めています。寄附を前提として町で費用を負担する条件としたいと考えています。建物は和田宿を代表する貴重な歴史的建造物であり、整備の時期や財源は、今後検討していきたいと思いますとの答弁でした。

委員より、スポーツ推進委員は何名いるか。運動会では見るが、それ以外の行事には出席に偏りがあることは推進委員の中で問題にならないのかとの問いに、現在、スポーツ推進委員は15名です。推進委員の仕事はイベントだけでなく、月1回の定例会時に準備等を行っていただいております。イベント当日に出席できない委員がおりましても、委員間で問題は発生しておりませんとの答弁でした。

委員より、児童館は放課後4名体制で大丈夫か。要望だが、増員をお願いしたいとの問いです。児童館は放課後4名体制、夏休みは3名体制で対応していきたいと思います。増員については、必要に応じて検討していかなければならないと考えていますとの答弁でした。

教育課については以上です。

以上で、全ての審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成により、議案第12号 平成31年度長和町一般会計予算は可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終わります。

次に、本案に対する討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案の採決は起立によります。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（全 員 起 立）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで10時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時30分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第13号 平成31年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算について

（町長提出）

◎日程第14 議案第14号 平成31年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会
計予算について

（町長提出）

◎日程第15 議案第15号 平成31年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第16 議案第16号 平成31年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第17 議案第17号 平成31年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会
計予算について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第13 議案第13号から日程第17 議案第17号までを一
括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第13号 平成31年度長和町国民健康保険特別会計
（事業勘定）予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第13号は全員賛成で可決すべき
ものと決定いたしました。

議案第14号 平成31年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての審査結
果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第14号は全員賛成で可決すべき
ものと決定いたしました。

次に、議案第15号 平成31年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果を御
報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 平成31年度長和町介護保険特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第16号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 平成31年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第17号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第13 議案第13号 平成31年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第14号 平成31年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第15号 平成31年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第16号 平成31年度長和町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第17号 平成31年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 18 号 平成 31 年度長和町観光施設事業特別会計予算について
(町長提出)

◎日程第 19 議案第 19 号 平成 31 年度長和町和田財産区特別会計予算について
(町長提出)

◎日程第 20 議案第 20 号 平成 31 年度長和町上水道事業会計予算について
(町長提出)

◎日程第 21 議案第 21 号 平成 31 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について
(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第 18 議案第 18 号から日程第 21 議案第 21 号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） それでは、議案第 18 号から 21 号までを一括して審査報告をいたします。

議案第 18 号 平成 31 年度長和町観光施設事業特別会計予算について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、委員報酬と法律相談料について、内容を説明してほしいとの問いに、委員報酬について、町営別荘地経営委員会が 10 名 6 回分、マスタープランの策定委員会が 12 人 5 回分の計上であり、法律相談料については、町営別荘地の登記などの法律相談を依頼している竹内司法書士事務所 30 万、それと訴訟対応として、弁護士との法律相談として 30 分 5,000 円を 10 時間分の計上であるとの答弁。

委員より、一般会計からの繰り入れも必要になるとすれば、町の財政の悪化にもつながるがの問いに、町全体の官民含めた別荘のマスタープランが重要になってくるが、経営の安定化を図り、別荘地の魅力向上を行い再販につなげていくなど、いろいろな方策が必要だと考える。

一般会計からの繰り入れだが、公営企業的な要素の強い会計なので、独立採算が原則と思う。現在の別荘の置かれた状況等を勘案しながら、できる限り経営安定に向けて努力していかなければならないと考えているとのこと。

議案第 19 号 平成 31 年度長和町和田財産区特別会計予算について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 20 号 平成 31 年度長和町上水道事業会計予算について、担当者から説明の後、質疑応

答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 平成31年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第18 議案第18号 平成31年度長和町観光施設事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第19号 平成31年度長和町和田財産区特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 議案第20号 平成31年度長和町上水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第21号 平成31年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）について
（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第22 議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、社会文教常任委員会に付託された教育課、こども健康推進課及び町民福祉課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、町民福祉課、教育課及びこども健康推進課が所管する総務費、民生費、衛生費、教育費及び関係歳入について審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

まず、町民福祉課にかかわる事項です。

福祉係。委員より、臨時福祉給付金とはどのような事業かの問いに、臨時福祉給付金は、平成2

6年4月に実施した消費税率の引き上げに伴い、所得の少ない方への影響を緩和するため、住民税非課税の方に対し1人当たり1万5,000円を支給するものである。今回は、平成29年度で実施した事業を、次年度で精算するための補正であるとの回答でした。

高齢者支援係。緊急通報装置の委託料が減額となっているのはなぜかの問いに、当初55件を見込んで予算計上したが、実績が見込みを下回ったため減額補正となったとの回答でした。

なお、窓口係、生活環境係、福祉企業センター係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

次に、教育課にかかわる事項です。

人権男女共同参画係。委員より、図書館費の機械ハードリース料の減額について、現在はリース料がかかっていないということかの問いに、今年度途中でリース期間が終了した。なお、平成31年の年末年始にかけてネットワークシステムが更新されることにより、その後はリース料が発生するとの回答でした。

委員より、ふれあい館の暖房器具修繕について、修繕する箇所はどこか。また、今回計上した金額で大丈夫かの問いに、図書館と会議室のそれぞれ片方と図書室の修繕を予定している。いずれも天井に設置している設備であることから、当時の施工業者から見積もりをとり計上したものであるとの回答でした。

学校教育係。委員より、長門小学校の漏油事故の修繕は現在幾らかかっているのかの問いに、まだ請求書が届いていないので、現在のところ把握できていない状況であるとの回答でした。

委員より、和田上組の地下道の閉鎖方法はどこまでを考えているのか。子供がいたずらで入り込めるような方法はやめてほしい。また、入り口のコンクリート部を取り壊せないかの問いに、地下道を埋める、撤去することは考えていない。両側の入り口を板柵により封鎖する予定である。人が立ち入れない状態での封鎖を考えている。入り口の取り壊しについては、今後検討していきたいと思うとの回答でした。

社会教育係。委員より、ながと不動太鼓がホノルルフェスティバルに出演することについて、宣伝等を行っているのか。実施していなければ、広報等を行うようにしてほしいとの問いに、3月8日から13日にかけて参加している。特に宣伝は行っていないとの回答でした。

委員より、小茂谷公民館建設について、今後の予定はの問いに、小茂谷自治会長に、別の土地を探るか、現在の土地の契約の確認をすることをお願いしているとの回答でした。

委員より、ほかにも公民館の建てかえ予定はないかの問いに、幾つか要望が上がっている段階であり、今後計画的に実施していきたいと考えているとの回答でした。

委員より、公民館の土地に関して、所有関係の問題はほかにもあるのではないかの問いに、ほかの公民館でもあるかもしれないが、確認していない。今後、確認していくとの回答でした。

なお、文化財係にかかわる事項への質疑はありませんでした。

次に、こども健康推進課にかかわる事項です。

保育園・子育て支援係。委員より、ながと保育園の賄い材料費について、実績による減額にして

は高額過ぎるが、何か特別な事情はあるのかの問いに、3歳以上児、未満児の数の関係もあるが、当初予算の見込みが大きかったための減額であるとの回答でした。

健康づくり係。委員より、老人保健事業の委託料について、依田窪病院分と健康づくり事業団分の減額は予定より受診者が少なかったためと考えてよいかの問いに、そのとおりである。依田窪病院の人間ドックは1人分が約3万9,000円と高額なため、60人分で200万円を超える減額となったとの回答でした。

委員より、委託料の額は、昨年度と比べて減か。また、来年度の見込みはの問いに、昨年より減少している。31年度の予算計上については、今年度より少なく見積もっているとの回答でした。

委員より、人間ドックの受診者が減少しているのは、高齢化が影響していると考えてよいかの問いに、1つには人口減があるかと思われる。加えて、高齢化もあるかと思うとの回答でした。

委員より、施設管理事業費の工事請負費の減額は、工事終了の結果、安くなったということかの問いに、そのとおりであるとの回答でした。

委員より、人間ドックを受けない人は、年齢に関係ないようだが、受診しない人にどのようにアプローチしているのかの問いに、健診の申し込みがなかった方に対しては、訪問等により受診を呼びかけている。今後の対策として、集団健診や人間ドックに来ない方に個別健診を勧めていく。他院で健診を受けた方には健診結果の情報を提供していただくことで、受診率に反映していきたいと考えている。

訪問時に、健診を受けない理由として、主治医のところで検査をしているからという理由が一番多く聞かれる。主治医での検査結果等の情報を提供してもらう方向で考えている。また、健康ポイントカード等でも健診の啓発活動を続けていきたいとの回答でした。

委員より、人間ドックや事業団での健診の方法、人口減少等の問題もあると思うが、これまでの歴史的な経過の中で受診率の増減を見る必要がある。また、他町村に比べてその数字はどうか。高い町村はどういう取り組みをしているのか。町としての5年後の目標を立て、そのためにはどうするのかといった総合的な方針を持った取り組みをお願いしたいという要望が出されました。

議案第22号についての報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 次に、総務経済常任委員会に付託された総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 議案第22号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第6号）について（総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課、建設水道課の所管する予算）、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

初めに、総務課より御報告をいたします。

税務係。現年度課税分の増額を詳しく説明してほしいの問いに、大規模償却資産が予算編成時に

見込めなかったため、その後の総務大臣配分にに基づき増額したとのこと。

委員より、長門牧場のメガソーラーが償却資産の課税対象となるが、31年度の当初予算は幾らかの問いに、3億6,599万円で計上しているとのこと。

委員より、来年度は長門牧場のメガソーラーの増収が見込まれているため、今年度の収入より本来は増額になるはずだがの問いに、償却資産は年々下がっていくので、全体で見ると長門牧場のメガソーラー分がそのまま増額にはならないとのこと。

総務係。臨時職員の賃金の減額は何かの問いに、和田支所の臨時職員1名をフルタイム勤務からパートタイム勤務に切りかえたものであるとのこと。

なぜパートタイム勤務としたのかの問いに、臨時職員が自己都合により退職したが、支所長が支所を留守にするときなどに限ったパートタイム勤務であれば、継続して勤務が可能とのことだったのでお願いしたとのこと。

委員より、和田支所の消防設備点検の減額は診療所分も含めて減額となっているのかの問いに、診療所と信州うえだ農協よだくぼ南部支所和田店を除いたものであるとのこと。

委員より、分団長だった者が団員に戻ったときの退職金の扱いはどうなっているのかの問いに、上位階級扱いとなるとの答弁。

次に、委員より、自主防災組織の数はどうなっているのかの問いに、2月現在で12団体、区、世帯数ともに設置率は25%ほどになるとのこと。

委員より、消防団運営費の額は幾らかの問いに、30年度は団員1人当たり3,500円であるとのこと。

委員より、町民から寄附を募っている協力費が、区によって支出額に差があると聞いている。どういう状況となっているのかの問いに、消防団が寄附を募っており、町の会計を通していない。あくまで任意での協力費となるので、地域差が出ていることも考えられるとのこと。

委員より、町民からの寄附を取りやめ、一般会計から捻出したらどうかの問いに、町の財政状況もある。検討したいとの答弁。

要望といたしまして、和田支所の改修について、供用開始の時期、改修の内容等を町民へしっかり周知してほしいとの要望がありました。

次に、企画財政課について御報告いたします。

管財係。旧和田中学校施設跡利用検討委員会の進捗状況を教えてほしいの問いに、平成31年2月に委員会を開催し、公募したアイデアについて、各委員から意見をいただいた。今後は、それを踏まえて答申の内容を検討していく段階であるとのこと。

要望といたしまして、有志で検討しているグループもあるようなので、意見交換を行うように要望がありました。

次に、委員より、教員住宅に空き家がふえてきているが、今後管財係で管理していく予定はあるのかの問いに、教育委員会の所管する施設であり、そのような話もないため、検討はしていないと

のこと。

委員より、教育委員会と連携をとり、空き家が減るように、今後の管理を検討してほしいがの問いに、現在は和田小学校の教員のため確保しているが、実際、空き家を貸し出している事例もある。今後は、利用状況を見ながら総合的に検討していく必要があると考えているとのこと。

委員より、やすらぎの湯水中ポンプ新規入れかえ工事が起債事業の対象にならなかったということだが、理由について教えてほしい。また、かわりに財源として、公共施設整備基金繰入金を充当したということかの問いに、例年は水中ポンプのオーバーホール作業のみであったため、起債の申請は行っていなかった。本年度は水中ポンプ新規入れかえ工事ということで起債の申請を行ったが、県とのヒアリングの結果、機能向上につながるものではないということで、起債の充当にはならなかった。かわりの財源としては、そのとおりであるとのこと。

次に、情報広報課について御報告いたします。

情報広報係。大きな額の工事を行ったが、個人負担は発生するのかの問いに、今年度の工事については国庫補助金、来年度の工事については起債で対応するため、現在加入している方に個人負担は発生しないとのこと。

委員より、減額の1億1,900万円は、入札差金ではなく精算による減ということかの問いに、当初予算で3億円を計上したが、設計の段階で2億4,000万円、さらに入札で1億7,000万円強となり、その精算として減額させてもらった。これで30年度の精算となるとのこと。

工事の内容及び仕様は設計どおりできたのかの問いに、予定どおりであるとのこと。

次に、産業振興課について御報告いたします。

特産品開発係。JAのかかわりについて、その取り組み事項はどうかの問いに、生産者と出荷者に関する事項をしっかりと取り組んでいただくとともに、町、JA、運営組織がそれぞれの役割を決め、それぞれがしっかりと果たしていただく計画となっているとのこと。

要望としまして、町長の肝いり事業でもあるが、当初計画よりも事業費が伸びていると考える。ハード面のほうが先行していると思われるので、工事や事業の内容を改めて精査するとともに、母体となる生産者組織やコストに気を配りながら事業を進めてほしいとの要望がありました。

農政係。東京農大山村再生プロジェクトの実績はの問いに、7品目の特産品開発実績やこのプロジェクトにかかわったOBが町内で起業したこと、また学生が実習時に町内で宿泊することに伴う金銭的なメリットや人的交流などが上げられるかと思うとのこと。

エゴマ油は東京農大で販売していないのかの問いに、エゴマ油は長和雑穀研究会にて販売をしているとのこと。

次に、建設水道課について御報告いたします。

建設耕地係。今後、舗装工事をやる必要がある箇所数、事業費、工事をするまでの年数について、それぞれどの程度かかると考えているのかの問いに、来年度は、古町長久保線について、今年度の続きから濱田屋旅館前付近まで1億1,000万円程度の事業費で工事をする予定である。その後、

町道四泊宮ノ上線の舗装工事計画とし、五、六千万円ほどの事業費と見込んでいるとのこと。

委員より、生活道路から整備するのが先決ではないのかの問いに、地元からの要望をもとに、現地の様子を確認した上で、限りある予算の中で優先順位をつけて対応している。今後もそのような対応をしていきたいと考えているとのこと。

なお、企画財政課のまちづくり政策係及びまち・ひと・しごと創生係、産業振興課の林務係及び商工観光係にかかわる事項については、質疑応答はありませんでした。

第21号の報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終わります。

これより本案に対する討論を行います。討論ございますか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、道の駅エリア再生整備活性化事業4億47万8,000円が含まれる大型な補正予算でございます。地方創生拠点整備交付金を有効に活用し、50%は交付金で、残り50%は事業債で建設を行い、その一般補助施設整備事業債は1億9,520万円ですが、12年間にわたり返済が必要であり、毎年返済が必要とはなりますが、元利償還金はほぼ全額交付税算入となるため、直売所施設建設には大変有効な交付金活用だと考え、本案は支持できると考えます。

しかしながら、建物をつくるということは審議されたと思いますが、果たして今回の事業は持続可能な安定した運営ができる事業なのかは、経営主体、組織及び経営者が未定であるため、詳しいことが決められない、答えられないとの答弁の方向性により、審議及び論点にはなりません。

今後は足湯の維持運営経費等、他の直売所にはない大きな附帯経費が道の駅直売所の経営に重い負担にならないように、また、それを軽減するために、公共の福祉に資するとの名目のもとに、指定管理料として過度に町民に負担を強いらないように、継続して注視していきたいと考えます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 4 号）について

（町長提出）

◎日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）について

（町長提出）

◎日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

◎日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

（町長提出）

◎日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 3 号）について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第 2 3 議案第 2 3 号から日程第 2 7 議案第 2 7 号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第 2 3 号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 4 号 平成 3 0 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第 2 4 号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 5 号 平成 3 0 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第 2 5 号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 6 号 平成 3 0 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第26号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第3号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

まず、日程第23 議案第23号 平成30年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24 議案第24号 平成30年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25 議案第25号 平成30年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第26号 平成30年度長和町介護保険特別会計補正予算(第4号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27 議案第27号 平成30年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第3号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第28号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

(町長提出)

◎日程第29 議案第29号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第

4号) について

(町長提出)

◎日程第30 議案第30号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算(第4号)
について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(宮沢清治君) 議案第28号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第4号)について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算(第4号)について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長(田村孝浩君) 以上で、委員長報告が終わりました。

次に、日程第28 議案第28号 平成30年度長和町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第29号 平成30年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第4号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 議案第30号 平成30年度長和町上水道事業会計補正予算（第4号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第31号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第31 議案第31号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）を議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 議案第31号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

森林組合が事務局なのは疑問である。精査してほしいがの問いに、3年間の指定管理の中で、組織体制の見直し、改革を行い、方向性を見出していくようお願いをしているとのこと。

賛成討論として、和田宿ステーション直売所ができて22年間、農産物や特産物の販売を行ってきており、売り上げも伸ばしてきている。このことは農家の励みにもなっており、大変意義がある

ことと感じている。今期の指定管理期間中に組織の透明性や組織の見直しなどを図り、これ以上に発展する方策を検討していただくことをお願いして賛成するとの討論がございました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

日程第31 議案第31号 指定管理者の指定について（長和町特産物直売所）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 委員会でも賛成討論させていただいて、今、委員長から賛成の採決が、報告がありましたけれども、あえて指定管理者制度について、本案に限らず、幾つか案件がありまして、今まで、我々議員としても、ほとんど精査することなく、うのみにして認めてきたようなことありまして、今回の委員会審議の中で出てきたいろんな問題点がありますので、あえて申し上げて、今後の参考にしていただければと、こう思います。

まず、指定管理者制度というのは、本来、行政が実施すべき行政財産の管理、あるいは事業、このうち民間に任せたいほうが活力が求められて、もっと発展するんじゃないかというような国の指導のもとに創設されたものでありまして、合併以来十何年たちますけれども、このことについて余り踏み込んで検討したことがなかったわけでありまして、今回、こうした指定管理者制度を見てみますと、二通りあると思うんです。

1つは、相手方が単なる行政財産の管理にとどまるものと、それともう一つは、財産を通じて経済活動、営利事業をやる、このことは区分して考えるべきじゃないかと。

これ管理料に微妙に影響すると思いますので、あるいは管理の期間にも影響すると思うので、単なる財産管理の場合は、これは行政の負担を重くすべきだと思うし、あるいは逆にこれを通じて営利活動する場合には、応分の負担を求めていくべきじゃないかと。これも管理料の上限を設けて、この場合は期間は少々長くてもやむを得ないわけですが、管理料につきましては、応分の負担を求めていくべきじゃないかと。

このことによって、受けた方々も自助努力されるというようなことがございますので、こうした点も踏まえて今後の、ほかの案件もいっぱいありますけれども、そうしたことも踏まえて、ぜひ御検討いただきたい。

我々議会の怠慢でもございましたけれども、こうした何でもかんでも出てくれば賛成というわけにいかない面もありますので、ぜひこの点、今回の申請団体につきましても、内容が不明な点もありますし、あるいは管理料が妥当かどうか、積算の根拠もちょっと曖昧というようなこともございますので、ぜひこの際、指定管理につきましては御一考願いたいと、このことを条件として賛成討論としたいと思います。

○議長（田村孝浩君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第32号 町道路線の認定について

（町長提出）

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第32 議案第32号 町道路線の認定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 議案第32号 町道路線の認定について、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

日程第32 議案第32号 町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第33 議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて、担当者から説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

輪番制病院について、どこの病院か。また、緊急搬送収容人員はどのくらいか。の問いに、病院については、丸子中央病院、小林脳外科病院、依田窪病院、安藤病院、柳澤病院、上田病院、塩田病院、東御市民病院、花園病院、鹿教湯病院、信州上田医療センターになる。

緊急搬送収容人数は、30年度の人数になるが、信州上田医療センターが2,815人、それ以外の輪番制病院では3,989人であるとの回答でありました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

日程第33 議案第33号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第34 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情

◎日程第35 陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第34 陳情第1号、日程第35 陳情第2号を一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情について、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で採択するものと決定いたしました。

陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情について、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で、委員長報告が終わりました。

日程第34 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、日程第35 陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長及び議員から追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 異議なしと認め、追加した議案は、本日即決することに決定いたしました。

◎日程第1 議案第34号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第2 議案第35号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業(防災・安全交付金)大内橋橋梁補修工事の契約の変更について

(町長提出)

◎日程第3 議案第36号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更について

(町長提出)

◎日程第4 議案第37号 長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 追加議事日程第1 議案第34号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第4 議案第37号 長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 本議会に追加議案として提案させていただきました条例改正案1件、契

約等の変更に関する案件2件、人事案件1件について御説明を申し上げます。

まず、議案第34号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国において人事院規則15から14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正が平成31年2月1日に公布され、この4月1日から施行されることになりました。これを受けて、地方公共団体においても平成31年4月1日より適用するよう求められているため、当町においても、これに対応した条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第35号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）大内橋橋梁補修工事の契約の変更についてであります。

この請負工事につきましては、昨年9月の議会において、契約締結についてお認めをいただいたところでございます。工事を進めていく中で、損傷度や劣化度また現況の交通量を勘案して、当初予定していた補強を見直したため、減額するものでございます。

また、議案第36号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてでございますが、昨年6月議会において建設工事委託に関する協定の締結についてお認めをいただいたところでございますが、委託先での入札不調により、設計変更、再積算及び再発注等によりまして、当初の予定よりおくれが生じ、30年度分の完了が7月末となる見込みであることから、建設工事委託に関する協定の一部変更が必要となりました。

これら契約等の変更につきましては、条例により議会の議決を要する案件となるため、本議会に提案をさせていただいたものであります。

続きまして、議案第37号 長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正になったことに伴い、それまでの選挙制であった農業委員は任命制となり、この3月末をもって現在の委員は任期を迎えることから、4月からの新しい農業委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第1 議案第34号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） それでは、お手元の追加議案書の1の1ページをごらんください。

議案第34号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

改正の内容といたしましては、1の3の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。職員の

超過勤務時間の上限など、正規の勤務時間以外における勤務に関し必要な事項を規則で定めることを条文中に追記するものでございます。

規則で定める職員の超過勤務の上限時間につきましては、国と同じく1カ月45時間、1年間で360時間とするものでございます。

ただいまの町長の提案理由の説明にもありましたとおり、国において人事院規則の改正が31年2月1日に公布、4月1日に施行されることになり、これを受けて地方公共団体においても31年4月1日より適用するよう通知されたことから、本定例会の追加の提案となりましたことに御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、今回の改正の概要を説明させていただきましたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（田村孝浩君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第35号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）大内橋橋梁補修工事の契約の変更についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、追加議案書の2の1ページをお開きください。

議案第35号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）大内橋橋梁補修工事請負契約の変更についてであります。

平成30年9月20日に議決をいただきました記載の契約について、変更契約を締結するため、地方自治法関係規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、冒頭申し上げました、工事請負契約変更の締結でございます。

変更前の契約金額は8,067万6,000円、変更後の契約金額は7,534万800円、変更による減額ですけれども、減額額は533万5,200円となります。

契約の相手方は、長和町長久保424の1、株式会社安田組、代表取締役安田朝子でございます。

この工事につきまして、工事を進めていく中で、現況の損傷や劣化の程度、また特に大型車両の通行量が少ないこともあり、当初予定していた床板、橋の床板と言える部分ですけれども、床板で

すとか桁の補強を見直したため、減額するものでございます。

2の2ページの仮契約書の写しをごらんください。この2月25日に仮契約を行いました。なお、工期につきましてはこの3月29日までとなっております、予定どおり竣工する見込みでございます。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終了しました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） わかりましたが、設計委託料は現状のままですか。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 設計委託料につきましても、この比率で減額となっております。

（「金額わかる」の声あり）設計管理につきましても28万円の減額となっております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第35号は原案どおり可決されました。

次に、日程第3 議案第36号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、3の1ページをお願いいたします。

議案第36号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の変更についてであります。

平成30年6月14日に議決いただきました記載の契約について、変更する協定を締結するため、地方自治法関係規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載の工事委託に関する協定の締結でございます。変更前の契約金額は1億6,410万円、変更後の契約金額は1億2,360万円、変更による減額は4,050万円となりま

す。

契約の相手は、東京都文京区湯島2丁目31番地27号、日本下水道事業団代表者理事長辻原俊博でございます。

この協定につきましては、委託先で発注業務を進めていく中で、入札の不調から設計の見直しに至りましたので、総事業費を減額するとともに、平成30年度、31年度で実施します事業費の内訳を変更するものです。

3の2ページに、2月27日付で締結しました今回の変更仮協定書の写しを、3の3ページに、現在の協定書の写しがありますので、対比してごらんいただきたいと思っております。

3の2ページの第1条で、現在の協定の6条にあります、3の2ページのほうの6条にあります、平成30年度事業の完成期限を平成31年7月31日に変更し、3の2ページのほうの第2条で、現在の協定の7条にあります総事業費を1億6,410万円から1億2,360万円に変更するとともに、表の部分になりますが、平成30年度事業費3,260万円のうち2,000万円を繰り越しとしまして、平成31年度事業費を残額の9,100万円、変更する協定でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（田村孝浩君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時40分

再 開 午前11時44分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、日程第4 議案第37号 長和町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とし、審議に付します。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田産業振興課長。

○産業振興課長（藤田健司君） 追加議案書の4ページでございます。

議案第37号でございます。4月より改正となります農業委員の皆さん10名につきまして、農

業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第37号は原案のとおり同意されました。

◎日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第6 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

◎日程第7 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第6 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について、日程第7 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを一括して議題とします。

それぞれの委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時46分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。ただいまお手元に配付のとおり、議員より追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、追加した議案は、本日即決することに決定いたしました。

◎日程第1 意見書案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

（議員提出）

○議長（田村孝浩君） 追加議事日程第1 意見書案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を上程いたします。

ここでお諮りいたします。日程第1 意見書案第1号は、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、趣旨説明は省略することに決定いたしました。

それでは、日程第1 意見書案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で、本3月定例会に提出された案件は全て終了いたしました。

これで、31年3月長和町議会第1回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 異議なしと認め、平成31年3月長和町議会第1回定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉 会 午前11時49分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 田村孝浩

長和町議会議員 森田公明

長和町議会議員 小川純夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員